

令和 2 年度

佐世保市包括外部監査結果報告書

令和 2 年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 田 中 亮

目 次

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1	包括外部監査の概要	1
第 2	事件を選定した理由	1
第 3	包括外部監査の手法	3
第 4	包括外部監査の期間	4
第 5	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	5
第 6	利害関係	5
第 7	報告書の構成	5

第 2 部 佐世保市の情報公開

第 1 章	佐世保市における情報公開制度の概要	8
第 2 章	監査の観点・監査の方法	8
第 3 章	佐世保市の情報公開制度	8
第 1	佐世保市の情報公開条例	9
第 2	担当部局及び事務処理の仕組み	3 0
第 3	公開の方法、閲覧・視聴手数料、謄写費用	5 2
第 4	直近 5 年間の情報公開請求数と これに対する決定内容	5 7
第 5	直近 5 年間の行政不服審査請求 及び抗告訴訟	5 8
第 6	外国人による情報公開請求	6 7
第 4 章	情報公開制度の意義・法的根拠等	

(本件監査の観点を含めて)	6 8
第 1 情報公開制度のより詳細な意義 及び根拠を検討する必要性	6 8
第 2 知る権利について	6 9
第 3 情報公開請求権の根拠としての知る権利の影響	7 1
第 4 地方自治体特有の情報公開制度が持つ意義 (住民自治)	7 3
第 5 佐世保市の情報公開検証にあたっての視点	7 5
第 5 章 非公開及び部分公開とした事例の分析 (令和元年度)	7 9
第 1 情報公開請求の件数	7 9
第 2 全部公開決定以外の決定 (非公開決定、部分公開決定、 不存在決定)に関する統計	8 1
第 6 章 佐世保市における情報公開制度利用状況の分析	9 1
第 1 佐世保市における情報公開制度利用状況	9 1
第 2 佐世保市における情報公開制度利用目的の分析	9 7
第 7 章 佐世保市の情報公開制度の現状に関する 総合的な評価及び意見等	1 1 4
第 1 前論	1 1 5
第 2 評価	1 1 5
第 3 意見	1 1 6
【添付資料】佐世保市情報公開条例	1 3 2
【添付資料】長崎県弁護士会授業・講演依頼について	1 4 5
【添付資料】情報公開請求事案一覧	1 4 7

第3部 佐世保市の情報管理

第1章	佐世保市の情報管理の概要	1 7 3
第2章	監査の観点・監査の方法	1 7 4
第3章	地方自治体における電子情報セキュリティの重要性	1 7 4
	第1 地方公共団体の電子自治体政策	1 7 4
	第2 情報管理（情報セキュリティ）の重要性	1 7 8
第4章	佐世保市の情報セキュリティ体制	1 7 8
	第1 担当部局	1 7 8
	第2 佐世保市における情報セキュリティ制度の概要	1 8 2
	第3 外部業者への委託状況	1 8 4
第5章	佐世保市の情報施策に関する内規	1 8 5
	第1 前論	1 8 5
	第2 佐世保市情報セキュリティポリシー	1 8 6
	第3 佐世保市情報資産取扱要綱	1 9 0
	第4 佐世保市情報セキュリティガイドブック	2 0 6
第6章	佐世保市庁舎内の情報セキュリティの現状1 （物理的セキュリティ）	2 1 5
	第1 佐世保市における物理的セキュリティ体制	2 1 5
	第2 中央管理される機器情報	2 1 8
	第3 情報機器の処分	2 1 9
第7章	佐世保市庁舎内の情報セキュリティの現状2 （人的セキュリティ）	2 2 0
	第1 佐世保市における人的セキュリティ体制	2 2 0
	第2 職員に関する制約	2 2 0
	第3 セキュリティ意識強化のための研修の実施	2 2 1

第 4	各部署における情報セキュリティに関する 周知事実の確認	2 2 1
第 5	電子情報及びその余の文書の複写や 所在についての把握	2 2 4
第 6	セキュリティに関する事故の報告 (情報セキュリティ運営者間の報告)	2 2 4
第 7	S N S の運用管理	2 2 6
第 8	各部署の情報セキュリティに関する意識	2 2 7
第 8 章	佐世保市庁舎内の情報セキュリティの現状 3 (技術的セキュリティ)	2 3 5
第 1	佐世保市における技術的セキュリティ体制	2 3 5
第 2	設計と機器調達について	2 3 6
第 3	佐世保市総務部情報政策課が接続管理する 地域イントラネットの主な接続施設	2 3 7
第 4	職員に対する制約	2 3 8
第 5	セキュリティレベルの確認と見直し	2 3 9
第 9 章	佐世保市庁舎内の情報セキュリティの現状 4 (運用面のセキュリティ)	2 3 9
第 1	佐世保市における運用面のセキュリティ体制	2 3 9
第 2	情報管理システム導入の具体的な内容	2 4 0
第 3	I T 資産管理ソフトウェアの運用	2 4 3
第 4	外部接続媒体の管理	2 4 5
第 5	職員に対する制約	2 4 7
第 1 0 章	情報漏洩事故発生時の対処	2 4 8
第 1	前論	2 4 8
第 2	情報漏洩時の基本的な対処	2 4 9

第3 佐世保市における情報漏洩発生時の公開判断	2 4 9
第1 1 章 佐世保市の情報管理の現状に関する	
総合的な評価及び意見等	2 5 2
第1 評価	2 5 2
第2 意見	2 5 3
第1 2 章 第2部及び第3部を通じての監査人の感想等	2 5 7
第1 情報公開と情報管理	2 5 7
第2 意見及び評価等	2 5 8
【添付資料】佐世保市情報セキュリティポリシー	2 6 0
【添付資料】情報管理に関するQ & A	2 6 8
【添付資料】佐世保市の情報セキュリティに関する	
各役職の権限・義務等の図／監査人試作	3 5 5

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。

※数字の記載について

本文中の数字は全角で「、」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。なお、佐世保市情報公開条例については、「条例」、「本条例」、「同条例」と略称することがある。また、佐世保市情報資産取扱要綱については、「要綱」と略称することがある。

※年度について

「原文が平成３１年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」と記載する。

第 1 部

包括外部監査の概要

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

佐世保市の情報公開及び情報管理

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和元年度。ただし必要に応じて他年度。

第 2 事件を選定した理由

1 情報公開

公共団体である佐世保市が保有する情報は、佐世保市民の財産であることから、同市が保管する公文書を市民の請求で公開することは、市民の当然の権利である。また、市民による佐世保市への情報公開請求は、本来、市政に関する情報を市民に公開し、「公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資する」ための制度である。

それゆえ、佐世保市の情報公開請求に関する現状を確認し、佐世保市にて適切な公開を行っているかについて、佐世保市民にとって有益と考えた。

2 情報管理

コンピューターによる迅速な情報処理及び多様な通信メディアによる広範囲の情報伝達により、大量の情報が生産、蓄積及び伝播する昨今の情報化社会は、日進月歩の技術革新に伴い、発展の一途となっている。そして、佐世保市のような公共団体は、行政サービスの拡大により、公共的事務及び住民に関する情報資産、特に、市民のセンシティブな内容を含む情

報についての取扱量が膨大となっている。

それゆえ、佐世保市民にとって、佐世保市の情報管理状況については強い関心を持たざるを得ない。とりわけ、他の地方公共団体では、平成30年、行政文書データを保管していたハードディスクの流出事件、令和2年、市民の健康に関する情報に関する電子メール誤送信が起きており、地方公共団体による情報流出は現実的なものとなっている。

そこで、前1の情報公開制度において公開対象となる情報の「管理」につき現状を確認し、その適正等を調査することが、佐世保市民にとって有益と考えた。

3 弁護士の特性等

(1) 情報公開制度については、佐世保市の情報公開条例や個人情報保護条例の他、情報公開に関する内規が存在する。また、佐世保市の情報公開に関する処分に対する異議については、行政不服審査法や行政事件訴訟法の規律を受ける。

さらに、日本の情報公開制度については、平成元年前後の地方公共団体での条例制定、平成13年に施行された国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（通称「情報公開法」。以下「情報公開法」と称することがある。）を経て、さらに、地方公共団体各地の条例整備、改正の進展という歴史がある。情報公開制度については、日本国憲法上の表現の自由、特に知る権利に根拠があるとする見解が有力であり、その法的根拠を如何に捉えるかは、情報公開制度の運用に影響を及ぼす可能性がある。

これらの法令・規範の解釈や佐世保市における現実の運用の適否の判断、そして、現実の運用の適否判断の前提となる情報公開制度の法的性質分析にあたり、具体的な訴訟等紛争において法適用と宣言を行う司法の一当事者であり、また、実体法の知識を有する弁護士の職責を活用す

ることができる。

- (2) 情報管理については、関係する条例の他、特に、佐世保市内の内部統制として、管理に関する規則、情報流出時の内規等の存在を予測できる。これらの法令・規範の解釈や佐世保市における具体的な運用状況の把握とその評価について、上述の特性を持つ弁護士の職責を活用することができる。

4 結語

以上より、佐世保市の情報公開及び情報管理の現状を検証するべく、令和2年度の包括外部監査のテーマとして選定したものである。

第3 包括外部監査の手法

1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として、情報公開を取り扱っている総務部総務課及び情報管理を取り扱っている総務部情報政策課を主要な監査対象とした。

なお、佐世保市が管理し、かつ、市民からの公開請求に対処すべき情報は、佐世保市のほぼ全ての部局にわたることから、情報公開及び情報管理とも、適宜、上記の主要な監査対象以外の部局にも調査を行った。

2 外部監査の観点

佐世保市の情報公開及び情報管理の現状監査につき、適法性、有効性、経済性及び効率性の各観点に照らして適切であるかに留意した。特に、情報公開、情報管理とも適法性及び有効性の観点に重点を置いた。その理由は、情報公開については佐世保市のコストとして、現状懸念すべき段階にはないこと、情報管理については、その物理的セキュリティ構築及び技術的セキュリティ確保にあたり、電子自治体への移行政策に伴い国からの助成金の裏付けがなされているため、経済面での懸念が大きいからである。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

適法性 法令等の根拠に照らし、佐世保市の情報公開及び情報管理が適切に執行されているか。

有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性 より少ない費用で実施できないか。

効率性 業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

(1) 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証

(2) 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署及び佐世保市の大部分の部局への書面照会を用いて事実確認を行った。

(3) 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

(4) 現場視察

監査執務は、外部監査人室のほか、必要に応じて、佐世保市情報管理施設の視察を行った。

第4 包括外部監査の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士が3名、税理士が1名、システムエンジニア1名の合計5名体制である。特に、情報管理の検証については、ICT（情報通信技術）に関する専門的知見を不可欠とすることから、システムエンジニア（以下「SE」と略称することがある。）を補助者としている。

包括外部監査人	弁護士	田 中 亮
包括外部監査人補助者	弁護士	馬 場 章 廣
同上	弁護士	澁 谷 和 利
同上	税理士	筒 井 和 彦
同上	SE	吉 永 広 樹

第6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 報告書の構成

1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の情報公開
- 第3部 佐世保市の情報管理

2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部及び第3部ともごとに、基本的に、以下の構成で記載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

(1) 概要

制度等を説明し、事務手続きの流れ、現状について概要を示した。

(2) 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

(3) 法令、内規等（規範）

情報公開については、佐世保市情報公開条例が、具体的な手続を定めている。また、情報公開条例は、地方自治体ごとにその内容が異なること、日本国憲法の表現の自由との関係が条例の解釈や公開事例の評価に影響する。

次に、情報管理については、佐世保市の実際の運用を定める内規について、把握する必要がある。

そこで、第2部及び第3部につき、関係法令や内規、また、必要に応じて、職員等が用いるマニュアルについても内容を精査し、これら法規やマニュアルについての妥当性や問題についても検討した。

なお、制度等に関連する条例の条文及び内規の細目は、適宜各項目に必要な範囲で記載しているが、条例や重要な内規については、その全体を各章末尾に記載している。

(4) 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した運用状況及び手続内容について摘示した。

ここで、情報公開については、佐世保市の現状を把握するにあたり、情報公開制度が法的に複合的な構造を持っていることに留意し、その分析及び説明を付している。

また、情報管理については、その調査、状況の把握にあたり高度の専門的知識を要する等の事情から、佐世保市との間で行った質疑応答については、「Q & A」という形式にて添付資料の形式にて表記した。

(5) 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

ア 規範に反しているものは「指摘」とする。

イ 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

ウ 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第 2 部

佐世保市の情報公開

第2部 佐世保市の情報公開

第1章 佐世保市における情報公開制度の概要

地方自治体の情報公開制度は、その実現のためには条例による制定が必要とされているところ、佐世保市は、昭和62年に、情報公開条例を制定しており、その後、改正を繰り返しながら、現在まで、市民及びその他の者からの情報公開請求に対して対処し続けている。

地方自治体の情報公開制度の内容は、条例や規則により変わるところ、佐世保市の情報公開制度の特徴は、①佐世保市民に限らず何人も公開請求できること、②補正制度の存在、公開決定までの期間、非公開事項の内容につき他の地方自治体と比較して制限的と評価するに当たらないこと、③公開の目的を問わず、公開手数料も無償であること等である。佐世保市民が、佐世保市の情報公開制度をどのように活用しているかについては、調査を要するところである。

第2章 監査の観点・監査の方法

この佐世保市の情報公開制度の監査にあたり、以下のとおり調査、分析を行った。

- 1 法令の調査として佐世保市情報公開条例の調査・意見
- 2 佐世保市の情報公開請求方法と担当部局による事務処理の調査・意見
- 3 情報公開制度の意義、法的根拠に関する監査人による調査・分析
- 4 佐世保市の情報公開事例の調査と分析・意見
- 5 佐世保市の情報公開の現状に関する全体的な評価・意見

第3章 佐世保市の情報公開制度

第1 佐世保市の情報公開条例

1 情報公開請求権の権利性について

情報公開請求権は、憲法第21条1項の情報の受け手側の自由である「知る権利」の一類型として保障されていると解されている。ただし、政府に対する情報公開請求権は、抽象的な権利であり、具体的権利性はないとされる（最高裁判所平成13年12月18日判決〔民集55巻7号1603頁〕）。それゆえ、情報公開請求権につき、国民ないし市民が実際に行使するためには、法律や条例として制定される必要がある。

2 佐世保市は、昭和62年、情報公開条例を制定している。途中、平成13年の全面改正、さらに複数回の改正を経て、現在施行されている同条例は、25箇条にて構成されており、佐世保市ホームページにて公開されている。

以下では、関係する規範及び解釈等を順に指摘し、さらに必要に応じて意見等を述べる。

(1) 公開請求権者（第5条）

公開請求の請求権者として、本条例第5条に規定がある。内容は以下の通りである。

（情報公開請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を有する。

公開請求権者につき、佐世保市民に限定することなく、全てのとしている。これは、平成13年全面改正の際、従来請求権者について「(1)佐世保市の区域内に住所を有する者、(2)市の区域内に事務所又は事業所

を有する個人又は法人又はその他の団体、(3)市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者、(4)市の区域内に存する学校に在学する者、(5)実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」と制限していたものを、「何人も」と変更したものである。「何人も」には市外の住人のほか、日本国民に限らず、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか法人格のない団体で規約及び代表者の定めのあるものも含まれる。

平成30年3月、総務省自治行政局行政経営支援室が公開している「情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査結果」は、平成29年10月1日時点での情報公開条例等の制定・運用状況の調査結果を告知している。同調査結果によると、公開請求権者につき制限を設けない条例を制定している地方公共団体の比率について、都道府県は95.7%、指定都市は100%、市区町村は52.6%とされている。

(2) 公開対象物（第2条2項）

公開請求の対象について、本条例第2条2項に規定がある。内容は以下の通りである。

(定義)

第2条 …

2 この条例において、「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

公開対象物につき、「情報」とし、「実施機関の職員が職務上作成し、

又は取得した文書、図画、写真、フィルム（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。」と定義されている。

一般に情報公開条例では、公開対象につき、「公文書」という用語が用いられる場合が少なくないが（一例として、大阪市情報公開条例第2条2項、長崎県情報公開条例第2条2項）、「公文書」の定義につき、佐世保市情報公開条例第2条2項とほぼ同じ内容であることが多い。

情報公開の公開対象については、文書型と情報型があり、文書型は、公開請求の対象は、情報を記録した媒体であり、記録媒体へのアクセスを認めることとなる。他方、情報型は、情報のみ公開すればよいとされる。情報公開条例に基づく情報公開請求の対象が、「情報」であるのか、「文書（媒体）」であるのかについては、「……の情報が記載された公文書」という指定の下、公開請求がなされた場合に、当該情報が記録されている部分のみが公開請求の対象と扱われるのか、それとも、当該情報により特定される公文書全体が対象になるのかという問題に関わる。最高裁判所平成17年6月14日判決（判時1905号60頁）は、旧岐阜県情報公開条例につき、公開請求対象を「情報」ではなく「公文書」としていることを認定しつつ、当該情報が記載されている公文書につき、請求対象外の情報が記載された部分に非公開は許されず、当該公文書全体が請求の対象とされるべきであるとしている。

【意見】

佐世保市の平成13年の情報公開条例全面改正の際、市議会の審議として、佐世保市側より、情報の定義を「文書、図画、写真等の可視的情

報」以外に、「フロッピーディスク、光ディスク、ビデオテープ等」の「電磁的記録」を掲げることの説明がなされている（佐世保市議会本会議平成13年3月定例会・第9日）。それ以外に、情報公開条例第2条2項にて、公開対象につき「情報」と定義したことについて、解説等は存在しない。したがって、佐世保市としては、従来の紙媒体の文書以外にも電磁的記録を公開対象としたことに併せて、「情報」へと語句変更したものと推測される。

もっとも、「情報」の定義内容は、他の地方公共団体における「公文書」の場合とほぼ同内容である。したがって、佐世保市にて、公開対象物につき、「情報」と定義したとしても、上記の文書型と情報型の差異を意識したものであるとは言い難いと思われる。

佐世保市には、情報公開請求がなされた場合、情報型であることを前提に、請求対象外の情報部分につき、部分公開とする措置を図ることにつき、慎重になされるべきであり、仮に、そのような措置を取る可能性がある場合には、市議会での審議や市民への告知等、公開請求権者に対する不意打ちとならないように注意するべきである。

（３）情報の公開義務及び公開しない情報

ア 情報の公開義務（第10条1項柱書）

本条例では、情報公開法と同様に、適用除外情報に該当する場合を除き、原則として情報を公開しなければならない。

（情報の公開義務及び公開しない情報）

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「適用除外情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該

情報を公開しなければならない。

...

イ 適用除外情報（第10条1項各号）

本条例において、適用除外情報は、以下の類型である（同条例第10条1項）。以下では、各号ごとに関係する規範及び解釈等を順に指摘し、さらに必要に応じて意見等を述べる。

（ア）法令秘情報（1号）

（1）法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、明白かつ具体的に公開することができないとされている情報

そもそも、地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて条例を制定することができる（地方自治法第14条1項）ことから、法令の規定により公にすることができない情報については、情報公開条例においても公開できないものである。

そして、本条例と他の条例とは、一般法と特別法との関係にあたるため、他の条例の規定により公開できないとされている情報については、本条例においても公開することはできない。

また、上記趣旨からすると、「法令」とは、法律、政令、府令及び省令をいい、「条例」とは、条例及び条例の委任を受けた規則等をいう。国等からの通知、通達等や単なる内規等によって公開しないとされている場合については、本号は適用されないことになる。

本条により非公開になるものとして、一般的に以下の例が考えられる。なお、非公開とするためには、実質秘であること（一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られたくないことについて客観的に相当

の利益を有すると認められる事実であること）が必要である。形式上の守秘義務規定を根拠として一律に非公開とすることは適当でなく、個々の実質的な理由により判断しなければならないことには注意を要する。

① 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報

- ・ 印鑑登録原票、印鑑登録（申請・変更・廃止 佐世保市印鑑条例第18条）

② 著作者が公開に反対の意思を表示している著作物の複製（著作権法第21条）

③ 他の目的利用が禁止されている情報

- ・ 指定統計調査（統計法第15条）

④ 個別の法令等により具体的な守秘義務が課せられている情報

- ・ 市民税申告書、滞納処分経過調書、固定資産課税台帳（地方税法第22条）
- ・ 住民異動届（住民基本台帳法第35条）
- ・ 職員健康診断受診名簿（労働安全衛生法第104条）

（イ）個人に関する情報（2号）

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 何人でも法令等の規定により閲覧することができるとされている情報

イ 公表を目的とし、又は公表することを予定して作成し、又は取得した情報

- ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公益上の理由により公開することが必要と認められる情報
- エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- オ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報

市民の知る権利とプライバシー権（人格権）との調整を図る規定である。個人情報保護法と同様に、本条例は、プライバシーの内容が法的にも社会通念的にも未だ不明確であることから、個人を識別できる情報という点で制限をかけることにしている。

本条例では、個人識別情報は原則非公開としつつも、個人の権利利益を侵害せず非公開にする必要のないものや個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するものなどの特定の情報については、本号ただし書きの例外的公開事項として列挙し、義務的公開を行うことになる。

情報公開法第５条１号にも同様の規程がある。もっとも、「ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公益上の理由により公開することが必要と認められる情報」という文言は同法にはなく、本条例独自のものである。

なお、本号に該当する情報の公開可否は、請求者のいかに問わずに判断されるものである。したがって、本人が請求した場合であっても、本号

に該当する限り非公開となる。

(ウ) 法人その他の団体に関する情報（３号）

（３）法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかな情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命又は身体の安全、健康の保持若しくは財産又は環境の保全に影響を及ぼすおそれがある情報

イ 違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

ウ 消費生活その他他人の生活に重大な影響を及ぼすおそれがある情報

自由経済社会においては、法人その他の団体等または事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要がある。この点を考慮し、市民の知る権利と調整を図ったものである。事業活動に係る情報で、公開することにより、当該事業者が有する権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開としている。

もともと、一方において、事業者の事業活動も無制限ではなく、社会的影響や責任が内在する。当該事業活動が市民生活に悪影響をもたらす場合等、公開することが必要と認められる情報については公開するものとする。

情報公開法第５条２号にも同様の規程があるものの、「イ 違法又は著しく不当な事業活動に関する情報」、「ウ 消費生活その他他人の生活に

重大な影響を及ぼすおそれがある情報」に相当する条項は同法にはなく、本条例独自のものである。

本号に該当し、非公開になり得る当該情報の例としては、一般的に次のようなものが考えられる。

- ① 生産技術に関する情報（製造工程、原材料の種類・使用量、機械・設備等の利用技術等）
- ② 営業、販売活動に関する情報（取引先、得意先、営業方針、受注経路、単価等）
- ③ 信用力に関する情報（負債内容、借入金の返済能力等）
- ④ 人事、労務、経理等専ら法人等の内部管理に関する情報（経理、人事等）
- ⑤ その他法人等の活動利益を害することが明らかな情報

（エ）意思形成過程に関する情報（４号）

（４）市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

本条例第１０条１項４号は、情報公開法第５条５号に相当する非公開事由である。

決裁等の手続を終了した佐世保市としての最終的な決定に限らず、意思を形成する過程の情報も公開対象とすべきとすることによって、公正

で民主的な行政の推進に資することとなる。

もつとも、佐世保市の施策の多くが内部的、または関係機関との審議、検討、協議を繰り返しながら決定されるところ、最終的な意思決定に至らないそれぞれの審議、検討、協議における意思形成の過程を公開することにより、佐世保市民に対して不正確な理解や誤解を与えたり、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるといった弊害が生じたり、審議、検討、協議の自由な意見交換や意思決定の中立性が阻害されたりといったことが想定される。

そこで、最終的な意思決定に至らない個別の審議、検討、協議については、公開することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、または特定の者に不当な利益を与え、もしくは不利益を及ぼすと認められるものが非公開事由とされている。

なお、情報公開法第5条5号について、大阪地方裁判所平成26年12月11日判決（裁判所ウェブサイト）は以下のように判示している。

「国の機関や地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が記録された文書等……が時期尚早な段階で開示されることによって、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的情報と誤解され国民の間に混乱を生じさせたりなどすることがあり得るものといえる。」、「他方、……むしろ最終的な意思決定前の情報であっても、これを開示することが必要な場合も少なくないというべきである。」とした上で、「したがって、審議、検討又は協議に関する情報の公開に際しては、……開示することにより生じる支障等が重大であり、不開示とすることに合理性が認められる場合に不開示とすることができるとの趣旨によるものと解される。」としている。

そして、同号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、対象情報を公にすることによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける結果、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれを想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものと解される。具体的には、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合、行政機関内部の政策の検討が十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策が不当な影響を受ける場合などが考えられる。

また、同号にいう「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これらの情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨と解される。

そうであるところ、法1条の目的（とりわけ行政文書の開示請求権や政府の諸活動を国民に説明する責務等）や、法5条が行政文書は原則として開示しなければならないとし、同条各号所定の不開示情報が記録されている場合に例外的に不開示決定がなされる旨定めていること等に照らすと、同条5号にいうおそれは抽象的な危険性・可能性では足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要すると解すべきである。

本号に該当するとされた具体例として、佐世保市においては後述の通り平成28年度の審査請求事案がある。

同事案では、佐世保市からは「建築基準法第94条に規定する審査請求における審理の内容や状況は『裁定の評議』に該当するため、これを公開すると原審査請求における中立性が不当に損なわれ、原審査請求に対する裁決の内容に影響を与えるおそれがある」との主張がなされた。

【意見】

- ① 意思形成過程等情報の公開につき、行政が萎縮してあえて情報として文書化されないおそれがある。佐世保市にて、計画策定手続の整備を行い、意思形成過程について、後日、情報公開請求を受けることを予測して、公開に備えることを検討されたい。特に、後述のとおり、佐世保市においては、日本国全体の注目を受けている石木ダム建設、I R誘致という大きな政策課題が存在する。後日、佐世保市民及びその余の者が、情報公開制度を用いて、佐世保市の政策課題についての検証を行おうとする場合に、その時々佐世保市の意思形成過程について全く不明という状況を導かないように注意することを求める。
- ② 本号については、文言上、「不当」という文言が繰り返されている。これについては、「非公開事項を制限的にする」ものであると解釈し、その趣旨を再確認すべきである。

(オ) 行政運営情報（５号）

（５）市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な遂行を著しく困難にすると認められるもの

本号は、情報公開法第５条６号に相当する非公開事由である。

本号は、事務事業の性質上、事前に、または事業の執行過程で公開すると、当該事務事業の目的を失い、または公正若しくは適切な執行に支障が生じる

と認められるものがあるため、そのような情報については公開しないこととした。

また、事務事業に関する情報の中には、反復継続するため、当該事務事業が終了した後であっても、同種の事務事業の公正又は適切な執行に支障が生じると認められるものもあるため、そのような情報についても公開しないこととした。

本号に該当するとされた具体例としては、代価表が公開されることにより、以降の入札において予定価格を容易に類推できることとなる情報であるとして、「行政運営情報」に該当するとされたものが挙げられる。

【意見】

一定の例示を行っているものの「その他の事務事業に関する情報」、「当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ」との文言につき、非公開要件として一般的・包括的であり、恣意的運用のおそれがある。佐世保市において、本号をもって非公開とする際には、恣意的運用となっていないかに留意し、また、実際の適用例についての記録と分析を行われたい。

(カ) 国等との協力関係情報（６号）

(6) 国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係を著しく害すると認められるもの
--

本号は、情報公開法第5条3号に相当する非公開事由である。

佐世保市の行政は、国、都道府県及び他の市町村との密接な関係を有し、これらと互いに協議、協力しながら総合的に推進されている場合が多い。

そして、国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報には、公開すべきか否かを国等の政策判断に委ねるべき性質のものがある。

そこで、そのような情報を公開することによって国等との協力関係を著しく害すると認められる情報は公開しないこととした。

本号に該当するとされた具体例としては、佐世保市における実例は見当たらなかったが、各種統計情報、未利用の国有地等の利用計画書、外国人登録原票に記載されている情報が挙げられる。

【意見】

「公開することにより、国等との協力関係を著しく害すると認められるもの」との文言につき、「著しく」と付することにより、非公開条項を例外的なものとして制約する記載となっているが、その判断は佐世保市が行う以上、「協力関係を・・・害する」というあいまいな表記と併せて、主観的な運用がなされるおそれがある。

また、その文言上、第4号と重複する部分が多い。本号については、改正地方自治法上の法定受託事務における国からの関与を特に想定したものと考えられる。この点、東京都情報公開条例も、かつて、「都と国、地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、都と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの」という非公開規定を設けていた。同非公開規定については、やはり、主観的な運用のおそれが指摘され、また、地方分権推進の観点から、かかる包括的な非公開条項での対応ではなく、その余の個別の非公開条項をもって対処すれば足りるとされ、「実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」として、非公開事項が限定された。この東京都

情報公開条例の非公開事項改正は、旧地方自治法のいわゆる機関委任事務を想定したものとされているが、法定受託事務における非公開の指示がなされた場合等には改正後の規定が適用するとされている。佐世保市において、将来、情報公開条例を改正する場合には、この点、検討されたい。

(キ) 7号（公共の安全等に関する情報）

（7）公開することにより、人の生命、健康又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

本号は、情報公開法第5条4号に相当する非公開事由である。

実施機関が保有する情報の中には、公開することによって、人の生命、健康又は財産等に被害をもたらす、犯罪を誘発したり、容易にしたりするおそれがあるものがある。

そこで、そのような情報については、公共の安全を確保し、秩序を維持するため、公開しないこととした。

本号に該当するとされた具体例としては、給水装置工事設備台帳の公開が請求された事案において、個人宅の間取りが挙げられる。

イ 公益上の理由による裁量的公開（第10条2項）

条例第10条1項各号の非公開情報に該当し、公開することができない公文書であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合、実施機関の裁量により公開することができることを定めたものである。

情報公開法第7条にも同様の規定がある。

2 実施機関は、公開請求を受けた情報が前項各号の適用除外情報に該当する場合であるときでも、公益上特に必要があると認めるときは、公開することができる。

【意見】

- ① 本項によると、第10条1項1号の法令秘や同項6号における法定受託事務につき公開不適切である情報についても、実施機関の裁量により公開される可能性が残る。

およそ、法令秘等は、非公開による公益上の理由の存在が前提となっており、実施機関の裁量が及ばないと考えられる。現行条例の体裁では、法令秘等の非公開決定を受けた請求者が、公開による公益上の理由があるとして、不服審査や取消訴訟に及ぶ可能性がある。

そこで、法令秘や法定受託事務につき公開不適切である情報について、裁量的公開対象から除外または制限することを検討されたい。

- ② 本条は、実施機関の裁量による公開を規定していることから、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる、公開妥当と考えられる場合であっても、結局、実施機関の裁量により非公開とされる可能性がある。

公開を求められる情報が非公開事由に該当するかどうかの立証責任は、佐世保市情報公開条例第12条により、実施機関に課されている。これに対して、裁量逸脱濫用の主張立証責任は、同条例上明文はないものの、その規定の体裁上、非公開事由の例外的取扱いであることから公開請求者側にあると考えられる。情報公開を求める住民側からすると、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由の存在について、その立証は甚だ困難であり、主張レベルでも容易ではない。それゆえ、公開請求者が、本条に基づき、不服審査や取消訴訟により救済を得ようとしても、入口の時点で頓

挫せざるを得ない。仮に、高度の公益上の理由につき主張を整理し、入手した限りの証拠を提出したとしても、行政裁量の逸脱濫用の問題は、司法判断の段階では、著しい逸脱、濫用という高いハードルを設けられることが通常であることから、結局、当不当の問題に帰着し、本条による救済が見込めないこととなる。

そこで、本条については、a 第12条と同様に、立証責任を佐世保市側に課す、b「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする。」（北海道情報公開条例の裁量的開示条項〔第11条〕）として、特定の条件の下では、公開する義務を負うものとして、立証責任を佐世保市に課すという改正を検討されたい。

また、本条を維持するのであれば、c どのような基準により裁量公開するのか内部基準を明確にするべきである。

- ③ 上記各意見に対して、法令秘等につき、裁量公開の可能性を残しつつ、裁量公開を認めず、かつ、立証責任を公開請求権者に課することにより裁量公開を事実上機能させないことで対処するということも考えられる。

しかし、この手法では、法令秘等への裁量公開拒否につき、不服申立を受ける可能性が残り、さらに、不服審査等に及んだ公開請求者に対して、裁量公開が有名無実であることへの不満と疑念を残すことになると思われる。それゆえ、上記各意見については、本条の相関する問題として、軽視することなく検討していただきたい

ウ 部分公開及び事後公開（条例第13条）

情報は原則として公開するという本条例の趣旨からすると、一部に公開できない情報があるとしても、その余の情報を公開すべき場合がある。また、

その時点では公開できないとしても、後日その公開できない理由が失われた場合には、なお公開すべきである。これらのような場合について、本条例第13条は以下の通り規定している。

(部分公開及び事後公開)

第13条 実施機関は、公開請求に係る情報に適用除外情報が含まれる場合、適用除外情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより公開請求の趣旨が失われることがないと認められるときは、適用除外情報に係る部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第10条第1項各号により公開できない情報であっても、時間の経過等により、公開を拒否する理由がなくなつたときには、これを公開しなければならない。

請求された情報の一部に第10条1項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、そのすべてを非公開とするのではなく、適用除外情報に該当する部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、非公開部分とそれ以外の部分を容易に区分できないとき、または非公開部分を除くとその情報の内容が意味のないものになってしまうときは、公開しないことを認めている。

また、時間の経過、あるいは事情の変更等により適用除外情報に該当しなくなった場合は、公開することを実施機関に義務付けたものである。公開決定等を行う際に、適用除外情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示するときには、書面にその時期を記載し、公開請求者に通知する必要がある。その場合でも、当該情報の公開を請求しようとするものは、改めて当該時期以後に公開請求書を提出しなければならない。

【意見】

一般市民である請求者が、情報公開制度の詳細を十分に理解できない結果、時間の経過、あるいは事情の変更等により適用除外情報に該当しなくなったときに再度公開請求することを失念する可能性は否定できない。そこで、実施機関としては、適用除外情報に該当しなくなる時期だけではなく、再度公開請求が必要になる旨を通知書などの書面に明記すべきである。また、可能な限り書面のみならず口頭でも説明すべきである。

エ 非公開の場合の立証責任（第12条）

公開できない情報に該当するか否かの立証責任について、本条例第12条は以下の通り規定している。

（非公開の場合の立証責任）

第12条 公開請求を受けた情報が、第10条の規定により公開できない情報に該当することの立証責任は、実施機関が負うものとする。

公開請求された情報を公開するか否かは、条例第10条の適用除外情報の規定を厳格、公正に解釈し決定しなければならない。情報は原則として公開するという本条例の趣旨からすると、当該情報を公開しない旨の決定を行った場合の立証責任は、当然に実施機関が負うものである。

行政不服審査法による審査請求または行政事件訴訟法による訴訟の提起があった場合には、当該実施機関がその当事者となり、証明あるいは、疎明しなければならない。

オ 情報の不存在の通知

請求に係る情報が不存在である場合の取り扱いについて、本条例第8条で

は以下の通り規定されている。

(情報の不存在の通知)

第8条 実施機関は、公開請求を受けた情報が存在しないときは、当該情報が不存在であることを理由とした決定を行い、直ちに書面によりその旨を通知しなければならない。この場合、当該書面にはこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

公開請求に係る情報が存在しない場合、実施機関は不存在決定をすることになる。この実施機関が行う不存在決定につき、行政処分の一態様として明確に規定されている。そして、この決定に対しては、審査請求ができることも公開請求者に教示することを義務付けたものである。

公開請求に係る情報が存在しない場合は、窓口で公開請求者に説明して理解を求めるだけでなく、公開請求に係る情報を保有していない理由を「情報不存在決定通知書」に記載して通知する必要がある。

また、一般的に情報の不存在としては、次のような場合が考えられる。

- ① 保存年限の経過等により廃棄した場合
- ② 実態として情報を作成または取得していない場合
- ③ 職員のメモであって本条例が対象とする情報に該当しない場合
- ④ 当初から情報がない場合（請求者の誤解等による場合）

【意見】

この決定に対し、審査請求ができることを併せて記載しなければならない（後段）。請求者の不服申立ての便宜を図るという趣旨からは必須の記載であるが、より実質的に不服申立権を保障するための対策が必要である。詳細は

第7章の総合的な評価及び意見にて論じる。

カ 存否の応答拒否（第11条）

（存否の応答拒否の決定）

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、適用除外情報を公開することとなる場合は、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、直ちにこの決定を書面により通知しなければならない。この場合、当該書面にはこの決定に対し、審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

公開請求を受けた情報につき、その存否を回答することで、佐世保市情報公開条例第10条1項の非公開情報を公開したことと同じ結果となる場合、情報の存否自体を明らかにしないことができることを定めている。具体的には、下記のような場合に本条が適応される場合がある。

本条は、例外的な規定であるので、適用に当たっては厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

- ① 特定の個人の病歴や特定の児童のいじめに関する情報
- ② 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報
- ③ 犯罪の内偵捜査に関する情報
- ④ 探索的な公開請求に係る情報

存否の応答拒否の決定は行政処分の一つであるから、この決定に対して審査請求ができることを書面に記載することとした。

また、情報公開法第8条に同様の規定がある。

【意見】

- ① 本条は、情報公開法第8条と同趣旨の規定である。国よりもはるかに小規模である市のレベルにおいても、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報、探索的な公開請求に係る情報が公開された場合、存否応答を拒否する必要性が無いとは言えない。

もっとも、従前、地方自治体レベルにおいて、本条のような存否応答拒否を行うべき請求がどの程度なされたのかは明らかではなくその必要性について疑問がある。

また、存否応答拒否は、公開請求を行った者からすると、情報入手にあたり端緒に至らなかったこととなる。この効果から、実施機関にて、安易に本条を根拠に存否応答がなされる濫用のおそれが常に存在する。

それゆえ、本条については、佐世保市における存否応答拒否を適用した事例を検証し、本条につき必要性を吟味することが妥当である。また、本条につき、その運用にあたっては、濫用を防止するため、事前・事後のチェック（佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会への諮問等）を行う等、内規の厳格化を検討されたい。

- ② この決定に対し、審査請求ができることを併せて記載しなければならない（2項）。請求者の不服申立ての便宜を図るという趣旨からは必須の記載であるが、より実質的に不服申立権を保障するための対策が必要である。詳細は第7章の総合的な評価及び意見にて論じる。

第2 担当部局及び事務処理の仕組み

1 担当部局

情報公開を取り扱う実施機関（この条例を実施する市の機関）について、本条例第2条1項は以下の通り規定している。

(定義)

第2条 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会並びに消防長及び公営企業管理者をいう。

...

各実施機関は、自らの判断と責任において、この条例に基づく事務を誠実に管理し、執行する義務を負うものであり、地方自治法上、公文書類の具体的管理権限を有している市長及び他の執行機関（行政委員会）である。

消防長及び公営企業管理者は、市長の補助機関であるが、消防組織法（昭和22年法律第226号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定により、一定の権限を有し、独立して事務を管理し、執行していることから、独立の実施機関としている。

また、本条第3条は、実施機関の責務を次の通り規定している。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条に定める目的に則して、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されないことがないよう最大限の配慮をしなければならない。

実施機関は、市民の情報の公開を請求する権利を保障するため、条例に基づく情報の公開請求に対して、第10条1項各号の規定に該当しない限り公開しなければならないとの原則公開の理念に立って、条例全体を解釈し、運用しなければならない。

その一方で公開を原則とする情報公開制度の下においても、思想、信条、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得、その他の個人に関する情報は、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から最大限保護されるべきものであり、正当な理由なくして公開してはならないことを実施機関に求めたものである。

なお、市が出資し、または財政上の援助を行う法人その他の団体（出資団体等）は、それぞれ個別の法律に基づいて、または任意的に設立された市とは別個の団体であるため、実施機関になることはできない。

しかし、設立において市の財政的援助等を受け、また、市の事務事業に密接する業務を行っていることから、その保有する情報の公開を進めていく必要がある。

そこで、本条例第21条は、実施機関とはしないまでも、出資団体等の設立趣旨や自律性に配慮しつつ、出資団体等が自主的に財務その他の経営状況を説明する文書等（財産目録、事業契約書など）その保有する情報の公開に努めるものとした。規定は以下の通りである。

（出資団体等の情報公開）

第21条 市が出資し、又は財政上の援助を行う法人その他の団体（以下「出資団体等」という。）は、財務その他の経営状況を説明する文書等その保有する情報の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、出資団体等が保有する情報であつて実施機関が保有していない情報について、この条例に基づく公開請求があつたときは、当該団体に対し、規則で定めるところにより当該情報の提出を求めるものとする。

3 出資団体等の範囲等必要な事項は、規則で定める。

また、出資団体等の範囲等は次のとおりである（施行規則第16条）。

(1) 地方自治法第221条3項の法人

市が出資している法人で、政令で定めるものは、地方独立行政法人と市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社である。

○該当する主な法人（令和元年度実績）

- ① 公益財団法人佐世保地域文化事業財団
- ② 宇久観光バス株式会社
- ③ させぼバス株式会社
- ④ 株式会社西九州させぼパワーズ
- ⑤ 公益財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター
- ⑥ させぼパール・シー株式会社
- ⑦ 公益財団法人佐世保観光コンベンション協会
- ⑧ 世知原温泉株式会社
- ⑨ 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
- ⑩ 地方独立行政法人北松中央病院
- ⑪ 公益財団法人佐世保市学校給食会
- ⑫ 公益財団法人佐世保市体育協会

(2) 市が補助金、負担金及び交付金を一会計年度において1000万円以上支出し、かつ、当該補助金等が当該法人等の全体の業務量の2分の1を超える法人等

(3) 地方自治法第244条の2・3項の規定により市の公の施設の管理を行っている主な法人等

○指定管理者（(1)に該当する法人等を除く。平成31年4月1日現在）

- ① 三川内焼陶磁器協同組合（三川内焼産業伝統会館）
- ② 吉井活性化センター生産者協議会（吉井活性化センター）
- ③ 世知原活性化施設利用者推進協議会（世知原活性化施設）

- ④ あざみ生活改善グループ（冷水岳ふるさと物産館）
- ⑤ 佐世保市漁業協同組合（漁民総合センター）
- ⑥ 佐世保食肉センター株式会社（と畜場、佐世保市食肉市場）
- ⑦ 指定管理者共同企業体ビオトピアえぼし（烏帽子高原リゾートスポーツ広場）
- ⑧ 社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会（宇久高齢者生活福祉センターなど）
- ⑨ 浅子町公民館（浅子へき地保育所）
- ⑩ 高島町町内会（高島へき地保育所）
- ⑪ 児童交流センターことひら運営委員会（児童交流センターことひら）
- ⑫ 社会福祉法人むすび会（おおぞら作業所、あすなろ作業所など）
- ⑬ 株式会社サンエル（いでゆ荘、佐世保市鹿町温泉施設など）
- ⑭ 株式会社協栄（エコスパ佐世保）
- ⑮ 社団法人佐世保自治振興会（市民文化ホール）
- ⑯ 特定非営利活動法人W i l l D o（東部スポーツ広場）
- ⑰ 西部ガスグループ共同事業体（温水プール）
- ⑱ 株式会社零（宇久ターミナルビル）
- ⑲ 株式会社濱野屋（鹿町運動場、千鳥越野球場等）
- ⑳ 合同会社西海観光企画（長串山公園）
- ㉑ 長崎県活性化研究会波動（白岳自然公園）
- ㉒ 社会福祉法人白寿会（江迎特別養護老人ホーム老福荘）
- ㉓ 株式会社第百不動産（佐世保市営住宅等）
- ㉔ 一般社団法人佐世保青果花き卸売市場協会（佐世保市青果市場など）
- ㉕ 一般社団法人佐世保市水産市場協会（佐世保市水産市場）

2 事務処理の仕組み

(1) 事務処理を行う担当部署等

佐世保市においては、情報公開制度全体の統括を総務部総務課が担当している。情報公開の決定自体については公開請求に係る情報を保有している各部署が担当している。各部署においては、情報公開請求状況の報告を毎月行っている。

総務部総務課は、各課からの問い合わせや個別相談等への対応、情報公開制度の実施状況のとりまとめ、内容の公表（広報させば6月号）、新人職員研修・庶務担当者実務研修の実施（年1回）を担当している。

また、総務部総務課は佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会の事務局を担っている。

(2) 事務処理の基礎となる法令・手引き等

総務部総務課では、情報公開事務の手引き（条例、規則の逐条解説）及び情報公開請求受付マニュアル（情報公開請求受付のフローやよくある問い合わせをまとめたもの）を作成し、情報公開制度を庁内へ周知している。

同手引きは、本条例の逐条解説と本条例やその他の関係法令で構成されている。その他の関係法令としては、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会条例、佐世保市情報公開条例施行規則、第三者等情報の取扱い要綱、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会運営要綱が掲載されている。

3 公開請求の手続

(1) 公開請求

公開請求については本条例第6条に規定がある。

(公開請求の手續)

第6条 情報の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする情報の件名又は内容その他の当該情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報を公開できることが明らかであり、かつ、即時に閲覧又は視聴に供することができる場合は、請求書の提出を省くことができる。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

情報公開請求は、この条例によって認められた公開請求権の行使であり、公開決定等という行政処分を求める手続である。このため、事実関係及び法律（条例）関係の内容という重要事項を明確にし、公開決定等の期間の計算や救済手続との関係において、後日争いや混乱を避ける必要があることから、書面主義を採用している。佐世保市役所のホームページには、請求書の書式（PDFデータ）が掲載されている。

このような趣旨からすれば、遠隔地に居住するものの便宜を考慮する等請求者の利便性を図るため、公開請求書の提出は、郵送、ファクシミ

リ、電子メールの添付ファイル等によることも認められる。その一方で、口頭、電話等による公開請求は認められない。

公開請求にあたり、「氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）」、「当該情報を特定するために必要な事項」、「前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」（各実施機関が規則、規程等により定める公開実施の方法、公開請求年月日、公開請求しようとするものの連絡先（電話番号等））を記載する必要がある。

「当該情報を特定するために必要な事項」とは、請求者が求めている情報の具体的な名称又は実施機関の職員が請求に係る情報を特定し得る程度に具体的な内容をいう。もっとも、公開請求をする者は、行政機関において一般にどのような情報や行政文書保有状況につき不知であることが通常である。そのため、公開請求をしようとする者が容易かつ適切に情報や行政文書を検索できるようなシステムを構築する必要があるほか、補正（３項）を求める際に積極的に支援を行うなどの対策が必要である。

また、実施機関による情報の提供や公開請求の便宜のため、本条例第１７条及び第１９条に以下の通りの規定がある。

（情報提供の推進）

第１７条 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするため、第５条に規定する情報の公開請求を待つことなく、広く積極的に情報提供に努めるものとする。

２ 前項の情報提供については、情報通信技術を活用した電子的公開等多様な媒体による情報提供の推進に積極的に取り組むものとする。

(情報の検索資料の作成)

第19条 実施機関は、情報の目録等情報の検索に必要な資料を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

情報公開制度は、公正で開かれた市政の実現に有効な手段の一つではある。その一方で、公開請求がない限り、情報が公開されないこと、公開請求者のみに情報が公開されることなど、それが必ずしも市民にとって利用しやすいとは限らない。

適切かつ円滑に情報を公開するためには、実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう広く積極的に情報提供していく必要がある。これらの情報提供をすることにより公開請求しなくても情報の取得が容易になり、できる限り情報を公開しようという本条例の趣旨にもかなう。

この点、佐世保市は、情報目録を作成しており、市の行政閲覧コーナーや各課の窓口に設置しているということである。

【意見】

- ① 情報公開請求を行うためには請求書を提出する必要がある。本条例第6条の趣旨からすると、一定の合理性は認められる。その一方で、前述記載の趣旨からすると、現在の請求書書式に記載のあるような項目を明らかにしていれば、必ずしも書面（紙媒体）という形式を取る必要は無いと考える。そこで、WEB上で情報公開請求ができるように条例の改正や書式等の準備を行うべきである。詳細は第7章の総合的な評価及び意見にて論じる。
- ② 佐世保市情報公開条例は、条例上、情報公開請求にあたり、公開を求める理由の記載を求めている。これにつき、佐世保市総務部総務課に実際の運用を照会したところ、佐世保市において情報公開請求の目的については、特

に注視していないとのことであった。情報公開請求にあたり、目的を求めることは請求への抑止作用となる可能性があるため、現行の佐世保市の公開理由記載を求めない運用は、適切ともいえる。ただし、他の自治体では、情報公開請求につき、濫用的行使、概括的な大量の資料請求、営利や特定の職員への攻撃を目的としていると考えられる請求等の問題への対処から、直接的、間接的に、情報公開請求にあたり理由を記載させ、非公開事項や濫用の該否判断の資料として用いている例があるようである。これにつき、監査人としては、佐世保市としても参考とすべき部分があると思われるので、留意していただきたい。

③ 本条例第6条2項は、公開請求の対象たる情報の性質により、即日公開が可能である場合を想定した条文と考えられる。この条文により、公開請求者は、申立段階からの事務負担を大幅に省力できることとなり、地方自治体の情報公開条例として先進的なものと評価できる。本条項については、同条例第10条1項各号の非公開情報に該当しないこと等の確認のうえで、積極的に活用していただきたい。

④ 本条例第5条が「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を有する。」と規定しているとおおり、国籍にかかわらず情報公開請求が可能である。それにもかかわらず、佐世保市の書式を確認したところ、全て日本語表記であり、日本語で手続を行うことが前提となっている。

しかしながら、佐世保には多数の外国人がおり、日本語の読み書きができない者が一定数いることは明らかであり、彼らが適切・円滑に情報公開請求を行えるような体制を早急に整備すべきである。詳細は第7章の総合的な評価及び意見にて論じる。

【評価】

積極的な情報公開自体に意義があるのは前述の通りである。本条例第19条につき、情報公開請求という点においても、積極的な情報公開や目録等の整備は、一般市民が情報公開請求を行うきっかけ・手がかりを与えることができるという点が重要である。そして、佐世保市は、この要請を充足するため情報目録を作成していることは、情報公開請求権の実質的な保障に資するものである。

(2) 情報公開請求に対する処理

情報公開請求者からの請求書は、実施機関の各所管課が提出先となる。市長部局内の各所管課に対する場合、各所管課または総務部総務課にて、情報公開請求書の請求要件を確認した上で情報公開請求書を受理する。補正を要する場合には、その旨回答し、補正を求める。総務部総務課にて受理した場合は、各所管課へ転送される。

(3) 補正

実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正ができる。

この場合、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない（本条例第6条3項）。公開請求者は、公開を受けたい情報が、実施機関においてどのような文書として保管されているのかを知り得ない立場にある。それゆえ、情報公開制度の適切な運用につき、実際に文書を保管している実施機関の協力が不可欠である。かかる観点から、実施機関に対して、公開請求者への協力義務が規定された。

監査人からの佐世保市への照会の結果、佐世保市情報公開条例の上記補正制度については、平成13年の情報公開条例全面改正の際、市議会において、佐世保市側が以下のとおり回答しているということである。

すなわち、佐世保市情報公開条例第6条3項にて、公開請求書に形式上の不備がある場合、公開請求者に対して相当期間を定めて補正を求めることが可能である旨規定するが、佐世保市として、公開請求者に対して指導を行い、適正な請求書とすることにより、「市民の利便性を図る」趣旨であるとしている。

そして、補正制度の内容については、「請求者の記載事項に漏れがあった場合、2番目に公開請求に係る文書等を特定するために必要な事項の記載に不備があり、文書等を特定することができない場合、例えば、請求をされる方につきましては、こういう文書があるのではないのかというような推測のもとに文書を請求される方がおられます。それに類推するようなものというふうなことで、あるいは記載されている内容を変更していただくということで、その文書を特定することができるわけでございますので、そういう場合に補正を求めることにいたしております。それから、議員からご指摘がございました、文書等を特定するのに参考となる情報の提供につきましては、請求者に対し、佐世保市行政手続条例第9条第2項では、「申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努める」ということになっておりますので、積極的に進めてまいりたいと考えております。」と答弁した（佐世保市議会本会議平成13年3月定例会・第5日）。

【評価】

補正について、佐世保市は、上記のとおり、平成13年の全面改正の際、市議会でも積極的に行う方針であることを示し、佐世保市総務部総務課によると、この方針は、現在も同様であるとのことであった。これについては、後述する個別の事例に関する分析の際に意見を呈示するところもあるが、総論として、補正への積極的姿勢とその宣言については適

切である。

(4) 決定及び公開までの期間

決定及び公開までの期間に係る本条例第7条は下記のとおりである。

(公開請求に対する決定及び公開の方法)

- 第7条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、情報の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）、情報を公開しない旨の決定、次条の規定による公開請求に係る情報を保有していない旨の決定又は第11条第1項の規定による公開請求を拒否する旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定（以下「公開決定等」という。）を行つたときは、直ちに当該決定の内容（情報の全部又は一部の公開を行う場合は、その日時、場所及び公開の方法を含む。）を書面により通知しなければならない。ただし、情報の全部を公開する旨の決定をし、かつ、公開を実施することができる場合は、口頭により通知することができる。
- 3 前項の場合において、当該決定が請求を受けた情報の全部又は一部を公開しない旨の決定であるときは、当該書面には公開できない具体的な理由及びこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず30日を限度としてその期間を延長することができる。ただし、実施機関

は、第9条の規定による第三者等の保護のための意見聴取により30日以内に決定をすることができないときは、本文の規定にかかわらず60日を限度としてその期間を延長することができる。

5 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

6 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については60日を限度として公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等を行う期限

7 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所等により行う。ただし、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

各実施機関（各所轄課）は、原則として受理日から15日以内に、公開（部分公開を含む。）・非公開決定をしなければならない。

この「請求書を受理した日」とは公開請求の窓口で請求書を受け付けた日（郵送による公開請求の場合は、事務所への物理的な到達、即ち請求書の庁舎内への到達した日）、「請求を受理した日から起算して15日以内」とは、請求書を受理した日を第1日目とし、15日目が期間の満了日とな

ることをいう（１５日目〔期間の満了日〕が佐世保市の休日を定める条例〔平成２年条例第２２号〕第１項１号に規定する市の休日に当たるときは、民法第１４２条の規定を援用し、その翌日が満了日となる。）。

もっとも、この期間は公開決定等の判断及び事務処理に要する期間として定めているものであり、実施機関は可能な限り迅速に決定するよう努めなければならない。

ただし、上記の補正が行われた場合、これに要した日数は、当該期間に算入されない（本条例第７条１項）。

また、この期間については、以下のとおり例外的に延長される。

ア １５日以内の決定等判断が不可能である場合、３０日を限度としてその期間延長が可能である（同条４項本文）。

この「やむを得ない理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、公開決定等することができないと認められる合理的な理由をいう。具体的には、下記のような場合が考えられる。もっとも、本条例の趣旨からすると、制限的に解釈すべきである。

- ① 天災等の発生により緊急を要する業務の処理が生じた場合
- ② 公開請求のあった情報に第三者等に関する情報が記録されており、当該第三者等の意見聴取等を行う場合
- ③ 出資団体等に対し公開請求に係る情報の提出を求めている場合
- ④ 公開請求のあった情報に、複数の課等に関連する事務に関する情報が記録されており、その意見調整に相当の日数を要する場合
- ⑤ 裁判、国等の監査等のため当該情報を提出中である場合
- ⑥ 公開請求の対象となる情報の量が著しく多い場合
- ⑦ 公開請求の対象となる情報の内容が複雑であり、情報を整理するなどのため日数を要する場合
- ⑧ 年末年始の休日等の執務を行わない日をはさむ場合

⑨ 所管課において特に事務繁忙期に当たる場合等

イ 実施機関が、後述の第三者等の保護のための意見聴取を行うため、30日以内の決定が不可能である場合には、60日を限度としてその期間延長が可能である（同条4項ただし書き）。これは公開請求に係る情報が外交、あるいは国防上の必要から、国等に意見聴取を行う場合を想定している。

ウ 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にその全てについて、公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る情報の内の相当部分について当該期間（30日）以内に公開決定等を行い、残りの情報については、60日を限度として公開決定等を行うことが可能である（同条6項）。

この「公開請求に係る情報が著しく大量」とは、1件の請求に係る情報が大量である場合のほか、同一時期に多数の請求が集中する場合や公開請求の内容が複雑で、対象情報を特定するのに日数を要する場合も含まれる。

次に、「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、請求に係る情報の種類または量が多く、実施機関がこれを検索し、決定することにより、当該実施機関の行政事務の遂行が著しく停滞する可能性があると判断される場合をいう。

また、本項は、公開請求に情報の全部または一部を公開しない旨を請求者に通知する場合は、第10条1項各号のいずれに該当するか等、公開することができない理由を具体的に付記することを義務付けたものである。理由付記は単に根拠条文を示すだけでは不十分であり、その条文を適用する事由を具体的に専門的知識がない人でも十分理解できるようわかりやすく記載する（理由付記が不十分な場合、瑕疵ある行政処

分となる。)

【意見】

- ① 公開または非公開の決定がなされないまま期限を徒過した場合、義務違反となるため、不服審査請求の対象となる。

ところで、公開決定等期限につき、期限を徒過した場合について、地方自治体の条例レベルで、非公開決定があったとみなすことができるとする規定を置いている自治体がある(大阪府情報公開条例第14条3項)。なお、大分県の旧緒方町の情報公開条例では、逆に、期間徒過時に公開決定があったとみなす規定が置かれていたということである(旧緒方町が他の自治体と合併して形成された豊後大野市の情報公開条例では同様のみなし規定は無いようである。)

決定なく期限を徒過した場合の公開請求者としての対処としては、行政不服審査及び不作為の違法確認の訴え提起が予測されるが、地方自治体と公開請求者への負担軽減の観点から、みなし規定を置くことの有効性等を検討されたい。

- ② 決定までの期限については、地方自治体毎に定められている。この点、情報公開法は、原則として、公開請求がなされた日から30日以内としており(同法第10条1項)、例外的に、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」30日以内の範囲で延長ができるとされている。事務処理上の困難等やむを得ない理由がある時の期限延長については、通算して60日以内としている地方自治体もある(東京都情報公開条例第12条2項)。

これに対して、佐世保市は、決定期限を原則として15日とし、やむを得ない理由がある場合に通算30日以内、第三者保護制度適用時及び事務処理量が膨大である場合に通算60日以内としており、原則としての期限は情報公開法等よりも短く、また、延長の場合についても、その理由によ

り段階的に延長期限を定める等、公開請求者への配慮を行っているとは評価できる。

これについては、昨今の情報化社会において、情報の頻度及び鮮度の重要性が高まる一方であることを考慮し、速やかな決定及び公開決定時の閲覧実現について努力していただきたい。

なお、福岡市情報公開条例では、決定期限につき原則公開請求時の翌日から7日（同条例第12条1項）、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」の期限延長の場合、公開請求時の翌日から20日（同条例同条2項）としている。佐世保市のこれまでの情報公開請求事案につき、福岡市が設けている条件での期限を満たしている場合には、期限を短縮する条例改正を検討されたい。

- ③ 請求を受けた情報の全部または一部を公開しない旨の決定であるときは、当該書面には公開できない具体的な理由及びこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない（3項）。請求者の不服申立ての便宜を図るという趣旨からは必須の記載であるが、より実質的に不服申立権を保障するための対策を検討する必要がある。詳細は第7章の総合的な評価及び意見にて論じる。

（5）第三者等保護手続（第9条）

第三者等に関する情報が記録されている場合に、公開決定等の判断を適切に行うことなどを目的として、本条例第9条は第三者等を保護する手続を規定している。

（第三者等の保護の手続）

第9条 公開請求を受けた情報に市以外の者に関する情報が含まれている場合には、実施機関は、公開決定等の前に、必要により当該情報に係

る市以外の者から、意見を聴くことができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、市、国又は他の地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であつて、当該情報が次条第1項第2号ウ、同号エ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を次条第2項の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

本条は、公開請求に係る情報に、第三者等に関する情報が記録されている場合において、公開決定等の判断を適切に行うため、その情報の内容と価値を熟知していると考えられる当該第三者等に対する任意の意見聴取や当該第三者に対する意見書の提出の付与及び争訟の機会の確保について定めたものである。

公開請求を受けた情報に佐世保市以外の者に関する情報が含まれている場合、実施機関は、公開決定等の前に、必要により当該情報に係る同市

以外の者から、意見を聴取することができる（第9条1項）。

また、

- ① 審査に関連し公益上公開が必要とされる個人情報、人の生命、健康、生活または財産を保護するため公開が必要とされる個人情報、もしくは、事業活動につき人の生命、身体の安全、健康の保全、財産または環境の保全に影響がある情報、違法または著しく不当な事業活動に関する情報、消費生活等に重大な影響を与える情報等本来であれば非公開情報であるが例外的に公開される情報
- ② その余の非公開情報であっても実施機関が特に公益上必要があると判断して公開妥当とした情報を公開する場合には、その公開決定に先立ち、第三者に対して通知の上、意見書提出の機会を与えなければならない（同条例第9条2項）。

必要に応じて、公開請求対象の情報が膨大である等の理由により、公開等決定までの期限の延長、情報公開により影響を受ける第三者がいる場合の第三者等への意見聴取、公開請求者への意見書提出の機会付与が行われる。

これら聴取された意見について、実施機関が拘束されるわけではない。なお、本監査で調査した事例について、第三者の意見聴取が行われたケースが1件存在した。平成31年4月に第三者に対して告知書が送付され、同月17日付で「公開については支障がない」との意見書が提出されている。監査人にて、事案を確認したところ、聴取義務はない事例であったと考えられるが、それにもかかわらず聴取して意見に反する決定に及んだ事情については、不明である。

（6）法令等による公開の実施との調整（第23条）

本条例と外の法令との調整について、本条例第23条は以下の通り規定している。

(法令等による公開の実施との調整)

第 23 条 この条例は、法令等の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本若しくは抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、市の他の条例等により、市民の利用に供することを目的として、図書館その他の市の施設等で収集、管理している図書、資料及び刊行物等の情報については、適用しない。

手続が別に定められている場合には、当該手続の方が請求等の手続が簡便であったり、閲覧等がより迅速に行えたり、適用除外情報であっても本人開示が可能であったりするなどの利点がある。そこで、本条は、情報の閲覧等の手続が別に定められており、その公開方法がこの条例の公開方法と同一である場合には、当該同一の方法による公開の限度で、本条例を適用しないことを定めたものである。

本条例が適応されない具体例として、以下の場合が考えられる。

ア 閲覧の手続を定めているもの

(ア) 戸籍届書等 (戸籍法第 48 条 2 項)

(イ) 住民基本台帳 (住民基本台帳法第 11 条 1 項、第 11 条の 2・1 項)

(ウ) 住居表示台帳 (住居表示に関する法律第 9 条 2 項)

(エ) 道路台帳 (道路法第 28 条 3 項)

(オ) 建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書 (建築基準法第 93 条の 2)

(カ) 河川台帳 (河川法第 12 条 4 項)

(キ) 開発登録簿 (都市計画法第 47 条 5 項)

- (ク) 地価公示台帳、地価公示図書（地価公示法第7条2項）
- (ケ) 土地区画整理事業関係簿書（土地区画整理法第84条2項）
- (コ) 都市公園台帳（都市公園法第17条3項）
- (サ) 公共下水道台帳（下水道法第23条3項）
- (シ) 選挙人名簿の抄本（公職選挙法第28条の2）
- (ス) 選挙運動に関する収入及び支出報告書（公職選挙法第192条4項）

イ 縦覧の手続を定めているもの

- (ア) 固定資産課税台帳（地方税法第416条1項）
- (イ) 申請に係る建築協定書（建築基準法第71条）
- (ウ) 認可に係る建築協定書（建築基準法第73条3項）
- (エ) 都市計画の案（都市計画法第17条）
- (オ) 都市計画の決定図書またはその写し（都市計画法第20条2項）
- (カ) 都市計画事業認可図書（都市計画法第62条2項）
- (キ) 事業認可申請書及び添付書類（土地収用法第24条2項）
- (ク) 市街地再開発事務事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書
（都市再開発法第55条2項）
- (ケ) 土地区画整理事業事業計画書一式（土地区画整理法第55条1項・
10項）
- (コ) 土地区画整理審議会委員選挙人名簿（土地区画整理法施行令第21
条1項）
- (サ) 土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画（土地区画整理法第
69条）
- (シ) 公共下水道の供用または下水の処理開始、その区域の図面（下水道
法第9条1項）

ウ 謄本、抄本その他の写しの交付の手続を定めているもの

- (ア) 住民票の写し（謄本、抄本）（住民基本台帳法第12条1項）

- (イ) 戸籍の附票の写し（住民基本台帳法第20条）
- (ウ) 戸籍の写し（謄本、抄本）（戸籍法第10条1項）
- (エ) 除籍簿（改製原戸籍を含む。）（戸籍法第12条の2・1項）
- (オ) 印鑑登録証明書（佐世保市印鑑条例第9条）
- (カ) 認可地縁団体証明書（地方自治法第260条の2・12項）
- (キ) 認可地縁団体印鑑登録証明書（佐世保市認可地縁団体印鑑条例第11条）
- (ク) 納税証明書（地方税法第20条の10）
- (ケ) 開発登録簿（都市計画法第47条5項）

第3 公開の方法、閲覧・視聴手数料、謄写費用

1 公開の実施方法

前述の通り、本条例第7条7項は、情報の公開の実施及び方法を定めている。

(1) 文書・図画・写真

文書・図画・写真は閲覧または写しの交付の方法による。

ア 閲覧の方法

原則として、原本を閲覧に供する。ただし、公文書の形態もしくは形状から公文書が破損・汚損される恐れがあるときは写しを閲覧に供する。

また、部分公開は写しで対応する。公開に際しては、非公開部分を黒塗りにして公開することになる。

イ 写しの交付の方法

B4・A4・A3に拡大または縮小して交付する。ただし、複数ページの文書を合成して、一枚の写しを作成はしない。

A3を超える用紙への複写は、通常、市の保有する処理装置では対

応できないため、B 5 ～ A 3 の複数枚に分けて交付することとなるが、原寸での交付を希望する場合には、外部の業者に依頼して作成することとなる。

写しを交付する場合、写しを交付に要する費用は請求者が負担することになる。具体的には、後記別表記載の通りである。この点は佐世保ホームページ上で明記されている。

(2) フィルム

ア 閲覧の方法

フィルムやマイクロフィルムは映写機等の通常の方法で視聴することになるが、公開できない情報が含まれる場合は、そのまま視聴させることはできないため、該当部分の削除等を行う必要がある。

イ 写しの交付の方法

写しの交付はA 3 までの用紙に印刷したものを交付する。

(3) 電磁的記録（I C レコーダーの音声記録など）

ア 閲覧（視聴）の方法

全部公開のものに限り、再生機器等の通常の方法で行う。公開できない情報が含まれる場合は、そのまま視聴させることはできないため、公開できない情報は該当部分の削除等を行う必要がある。

しかし、規則別表備考第 2 項において「電磁的記録の用紙への出力又は記録媒体への複写は、実施機関が保有する処理装置により、容易に出力又は複写することができるものに限る」と定めており、通常、市の保有している処理装置では容易に音声や画像の情報の加工をすることができないため、そのまま視聴させることはできない。そのため、電磁的記録を基に作成した議事録の非公開部分を黒塗りして公開するなどの対応を行うものとする。

イ 複写の方法

全部公開のものであって、実施機関が保有する処理装置により、容易に複写することができるものに限る。

個人情報等公開できない情報が含まれる場合は、そのまま視聴させることはできないため、公開できない情報は該当部分の削除等を行う必要がある。

しかし、上述のとおり、佐世保市が保有している処理装置では、容易に音声や画像の情報の加工をすることができないため、音声等を部分的に分けて複写することはできない。そのため、電磁的記録を基に作成した議事録を作成し、非公開部分を黒塗りして公開するなどの対応を行うものとする。この場合の写しの作成に要する額を請求者が負担するものとする。

(4) 電磁的記録（ＩＣレコーダーの音声記録などを除く）

印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付または電磁的記録媒体に複写したものを交付する。

ア 閲覧の方法

紙に出力したものを指定の場所で閲覧に供する。部分公開は写しで対応する。公開に際しては、非公開部分は黒塗りして公開することとする。

イ 写しの交付の方法

紙に出力したもの、または、電磁的記録媒体に複写したものを交付する。ただし、紙に出力する場合、画面のハードコピーの交付は行わない。

電磁的記録媒体の交付に要する費用は、写しの作成に要する額とする。

記録媒体への複写は、実施機関が保有する処理装置により容易に複写することができる方法によるものとし、写しの作成に要す

る額は、記録媒体の購入に係る費用とする。

2 情報の公開に伴う閲覧または視聴の手数料等

情報の公開に伴う閲覧または視聴の手数料等については、本条例第22条に以下のような規定がある。

(費用負担)

第22条 この条例の規定による情報の公開に伴う閲覧又は視聴の手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により情報の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に定める費用の額は、市長が別にこれを定める。

情報公開制度に係る事務処理には相当の労力と経費を要し、特定のもののためにする役務の提供であるから、受益者負担の原則により、公開請求者から手数料を徴収すべきとする考え方がある。

しかしながら、公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資するという条例の目的からは、利用者の利便性が制約されることなく、制度が広く利用されるよう配慮することが重要なことであるから、閲覧または視聴の手数料は、無料としている。

その一方で、情報の写しの作成及び交付に要する費用や情報の写しの郵送に要する費用については、公開請求者が負担することが適当であると考えられることから費用を徴収する旨規定されている。写しの作成に要する費用は次ページの通りである。

※別表（第 17 条関係）

種 類	写しの作成の方法	金 額
文書及び図画	白黒コピーしたもの （日本産業規格 A 列 3 番以内に限る。）	1 枚 1 0 円
	カラーコピーしたもの （日本産業規格 A 列 3 番以内に限る。）	1 枚 5 0 円
	日本産業規格 A 列 3 番を超える用紙に複写したもの	写しの作成に要する額
電 磁 的 記 録	用紙へ出力したもの	「文書及び図画」の写しの交付に要する費用と同額
	記録媒体に複写したもの	写しの作成に要する額

備 考

- 1 用紙両面の複写または印刷による作成にあつては、片面を 1 枚として算定する。
- 2 電磁的記録の用紙への出力または記録媒体への複写は、実施機関が保有する処理装置により、容易に出力または複写することができるものに限る。なお、公開請求者が持参した記録媒体への複写は行わない。

【意見】

情報公開法成立前である平成元年前後、地方自治体レベルで情報公開条

例が制定されつつあった黎明期において、多くの地方自治体は、閲覧手数料を公開請求者に負担させていた。これについては、情報公開請求を用いた市民オンブズマンによる国と地方政府の不正等監視活動において、決裁文書毎に閲覧手数料がかかることから、いわゆる官官接待やカラ出張、カラ雇用等の不正調査にあたり、決裁文書の量により、高額の閲覧手数料が請求されるという事例が多発したため、情報公開制度の知る権利、政府側の説明責任の趣旨に対して、経済的な障害を課すことの問題が強く問われるようになった。そして、情報公開制度活用による公金の不正利用が明らかになるという成果が示されることにより、閲覧手数料の徴収、また、最低限の必要費に止まっているとは思われない謄写費用の設定等に対する疑問が強く示され続け、今日の地方自治体レベルでの情報公開制度における閲覧手数料不徴収の流れが大勢となった。佐世保市においても、かかる趨勢に沿う方式が取られており、評価されるべきである。

もっとも、神戸市は、公開手数料として、株式会社等からの請求の場合 1 件あたり 1 0 0 0 円、神戸市内に在住、通勤、通学等していない者や神戸市内に所在地が無い法人の場合 1 件あたり 3 0 0 円を徴収しているということである。公開手数料を徴収している地方自治体は少数派とはいえ、その事情等について、本報告書では別途考察する。

佐世保市においては、現状の閲覧手数料無償を原則としつつも、後述の第 7 章で述べるとおり別観点からの監査人意見についても参考にしていきたい。

第 4 直近 5 年間の情報公開請求数とこれに対する決定内容

佐世保市における直近 5 年間の情報公開請求数とこれに対する決定内容は、以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開示請求件数	1480	1519	1610	1745	1347
処理状況	1488	1541	1545	1745	1347
非公開	2	5	5	1	1
部分公開	553	505	515	788	689
全部公開	911	1005	999	941	632

情報公開請求数としては、例年増加傾向を示していたが、令和元年度は大幅に減少した。その原因につき確たるものは不明であるが、監査人にて佐世保市総務部総務課へ聴取したところ、前年と比較して、都市整備部の件数が減ったことによるものとの回答を受けた。

情報公開請求に対する佐世保市の対処状況については、直近5年間に於いて、非公開が毎年1件ないし5件であり、際立った特徴を示している。部分公開は、各年多数の件数となっているが、これは、民間業者の営業に関する情報の公開請求が多数であるところ、対象情報より、個人情報情報を削除するという類型が多い。

以上の佐世保市における情報公開請求の目的と非公開事例及び部分公開事例の詳細については、令和元年度の事例を基にその検証結果を後述する。

第5 直近5年間の行政不服審査請求及び抗告訴訟

1 行政不服審査請求及び抗告訴訟の件数

佐世保市における直近5年間の情報公開請求に対する決定内容に関わる不服審査請求状況は以下のとおりである。

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
不服審査請求数	1	1	2	1	1
認容	0	1	1	0	0
棄却・却下	1	0	0	0	0
取下げ	0	0	1	1	1
取消訴訟提訴数	0	0	0	0	0

不服審査請求数としては、各年１、２件で推移しており、最近では取下げが続いている。不服審査の件数としては、非常に少ないとの評価も考えられる。参考として、福岡市の直近５年間の情報公開請求に対する決定内容に関わる不服請求への答申状況を以下のとおり掲載する（福岡市役所ホームページにある不服請求への答申を監査人にて閲覧しまとめたもの）。なお、下の表は、「不服審査請求数」ではなく、実際の不服申立てに対して、答申がなされた件数を記載している。

※参考資料：福岡市の不服審査請求状況（福岡市ホームページ及び同市情報公開係より）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
不服審査答申数	12	12	11	10	9
認容	2	3	5	2	3
棄却・却下	10	9	6	7	6

２ 行政不服審査請求に至った事例

（１）平成２８年度（都市整備部建築指導課）

平成２８年６月６日付けで、第２６３回佐世保市建築審査会議事録及び第２６４回佐世保市建築審査会議事録の公開請求がなされ、同月８日付けで同請求に対する部分公開決定がなされた。

一部が非公開となった理由は、公開請求に係る情報である【建築審査会議事録】のうち【建築基準法第９４条における審査請求に係る事項】が本条例第１０条１項４号に規定する意思形成過程に関する情報に該当するとされたことによる。

具体的な理由としては、「審査請求における中立性が不当に損なわれ、採

決の内容に影響を与える可能性があるため。」とされている。

これに対して、平成２８年６月１７日付けで、情報部分公開決定処分を取り消し、全部公開とするとの決定を求めるとする審査請求が受理された。

その後、同月２８日付けで佐世保市から、建築基準法第９４条に規定する審査請求における審理の内容や状況は「裁定の評議」に該当するため、これを公開すると原審査請求における中立性が不当に損なわれ、原審査請求に対する裁決の内容に影響を与えるおそれがあるという趣旨等の弁明書が提出された。

同弁明書を受け、審査請求人から同年７月６日付けの反論書が提出された。

そして、同年７月２２日付けで、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会に対して諮問がなされた。

同年８月２２日には、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会からの答申がなされた。答申においては、本条例第１０条１項４号の趣旨を、未成熟な情報が公開されると市民に不正確な理解や誤解を与え、いたずらに混乱を生じさせたり、一部の者に不当な利益または不利益を与えたりする場合があること、審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響をうけることなどにより、自由な意見交換や意思決定の中立性が阻害される場合があることから、このような情報に対応するために定められたものであるとした。その上で、公開・非公開の判断については、当該審議会の性質や、審議事項、議事録の記載事項の内容・性質に照らして、個別具体的かつ客観的に判断されなければならないとした。そして、公開請求の対象となっている議事録に係る建築審査会の会議によると、最終的な意思決定である建築審査会の裁決の前であっても、審議事項の内容自体に会議を公開することにより支障が生じるおそれのある情報は含まないものとして会議の公開が決定されていることや、実施機関の主

張は部分公開とした情報が公開されると建築審査会における中立性が不当に損なわれ裁決の内容に影響を与えるおそれがあるという一般的・抽象的な主張にとどまるものであること等を指摘した上で、「実施機関の情報部分公開決定は妥当ではなく、全部公開すべきである。」と結論付けた。

かかる答申を受け、佐世保市は同月 24 日に、一部を非公開とした処分を取り消す旨の裁決がなされた。

なお、同日、実施機関が建築審査会の裁決後に審査請求人に別に情報公開請求書を提出させた上で全部公開決定をし、本件で当初非公開とされていた部分も含めて公開していたことが判明した。

（２）平成 29 年度（水道局水源対策・企画課）

平成 29 年 9 月 19 日付けで、「平成 11 年、平成 16 年、平成 19 年、平成 25 年、佐世保市水道局が再評価委員会にかかった費用、4 回分」の公開請求がなされ、同年 10 月 3 日付けで同請求に対する不存在決定がなされた。

不存在決定の具体的な理由としては、「再評価にかかった費用として、整理していないため、そのような資料自体がないため」、「不作成」とされた。

これを受け、同月 6 日付けで審査請求がなされた。その後、同月 12 日付けで上記不存在決定が取り消され、同月 27 日付けで審査請求人から審査請求が取り下げられた。

（３）平成 29 年度（水道局水源対策・企画課）

平成 29 年 6 月 19 日付けで「再評価の位置づけという重要事項に係る市と厚生労働省との一連の協議の結果及びその内容」の公開請求が行われた。それに対し、同月 30 日付で請求を受けている資料そのものが無く、「不存在」決定が出された。

この決定に対し、同年 7 月 19 日付けで審査請求がされた。審査請求者の主張は多岐にわたるが、要するに、重要な事項なので資料が作成されて

いるはずであり、非公開の理由として「不存在」は不自然である、過去の佐世保市との文書のやりとりの中で厚生労働省との協議が存在することを窺わせているというものである。審査請求者の主張に対し、処分庁は弁明書を提出し、さらに審議会からの説明要求に対して書面にて回答している。

双方の主張を確認した上で、審議会は、処分庁の主張に合理性が認められないとの答申を提出し、同年１１月２日付けで原処分を取り消す旨の裁決がなされた。

なお、同答申には、同じ審査請求者から平成２７年にも審査請求が行われていることから、理由については的確に記載し、かつ丁寧な説明をするよう求める旨の付帯意見が出されている。

（４）平成３０年度（水道局水源対策・企画課）

平成３０年１０月２４日付けで「提案者に選定された者及び受託予定者から提出された技術提案書」等の公開請求がなされ、１１月７日付けで一部の資料については「個人名や技術情報（理由）著作権」として部分公開、一部の資料については「事務事業（契約）に関する情報があるため」として条例第１０条１項５号を根拠に全部非公開となった。

これに対し、１２月５日付けで審査請求がなされた。審査請求人の主張の要旨は、「著作権」、「事務事業・・・」では非公開の理由として不十分というものである。同月２７日付で処分庁が原処分を取り消した上、改めて理由を明らかにした決定を行った。これにより、平成３１年１月７日に審査請求は取り下げられている。

なお、決定書に記載されていた理由が不十分だとされた事情については、処分庁の担当者が審査請求人に対して窓口で口頭による説明を行っており、それで十分であると認識していたためと推測される。

（５）平成３１年（令和元年）度（水道局水源対策・企画課）

「ダムの再評価に関して委員会で配付された資料」の公開請求が行われた。それに対し、令和２年２月２１日付けで意思形成過程に関する情報であるとして、本条例第１０条１項４号を根拠に非公開決定が出された。

これに対し、２月２５日付けで審査請求がなされた。審査請求人の主張の要旨は、非公開の理由として不十分というものである。３月１６日付けで処分庁が原処分を取り消した上、改めて理由を明らかにした決定を行った。これにより、３月２７日に審査請求は取り下げられている。

【意見】

記載している理由の不備（記載が簡潔すぎる）ことにより審査請求に至るケースが散見される。処分の理由は記載それ自体で判断の理由や判断の前提となる事実関係を確認できる必要がある。情報公開を担当する職員に適切な研修を実施するなど、理由の付記に不備が生じないように対策を行うべきである。これについては、佐世保市総務部総務課によると、令和２年４月１日付けで、全庁に理由不備の対策を行っており、同日、職員向けの手引書もこれに対応した改訂を行ったということである。これらの対処については適切であると評価できるところであるが、今後も理由付記の不備防止への対策を拡充していただきたい。

なお、監査人にて他の地方自治体の不服審査請求事例を調査したところ、やはり理由付記の不備について、審査請求の主原因であったため、その是正を求める補足意見が付されている審査決定が散見された。それゆえ、理由付記は難しい問題ではあるが、上記対策にあたり、佐世保市には、その重要性を認識するように求める。

３ 行政不服審査請求の手続

審査請求があった場合の手続については、本条例３章（１４条ないし１６

条)に規定されている。

(審査請求があつた場合の手続)

第14条 この条例による公開決定等及び開示請求に係る不作為について不服のある者は、審査請求をすることができる。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

5 実施機関は、審査請求の書面に形式上の不備がある場合には、審査請求をした者（以下「審査請求人」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第15条 前条第3項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する

参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 審議会は、第1項の規定により諮問を受けたときは、諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、答申するように努めなければならない。

3 実施機関は、前項の審議会の答申を尊重し、答申を受けた日から起算して15日以内に理由を付して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

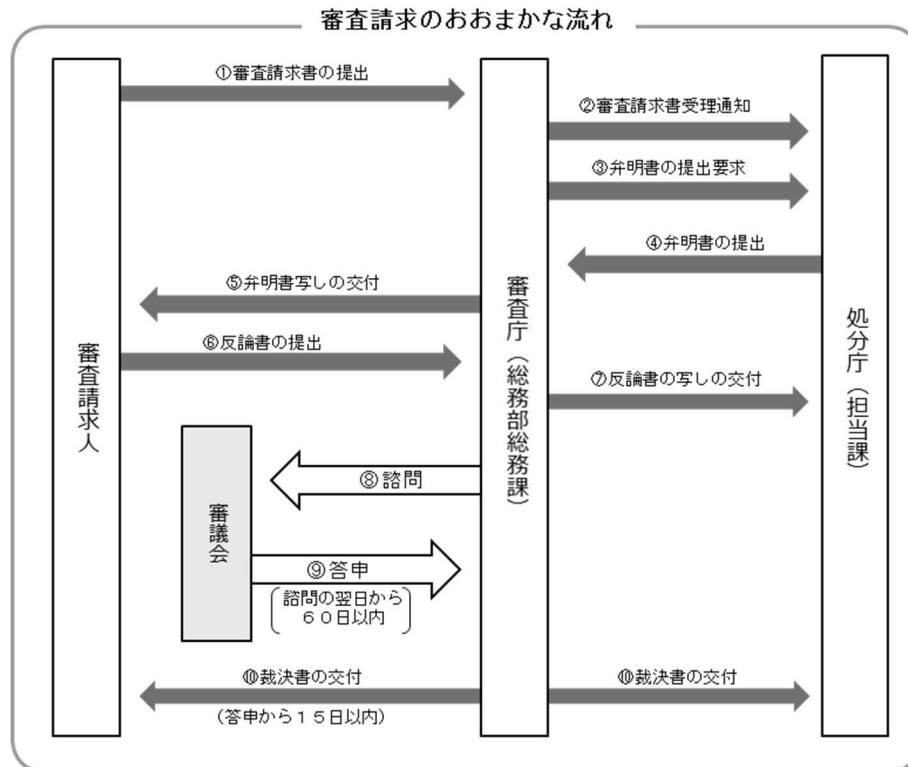
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第16条 第9条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

本条例に規定されている審査請求があった場合の手続につき、主な流れは以下のとおりとなる。



まず、審査請求がなされた場合には、実施機関は、①審査請求が不適法であり却下するとき、または、②裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）に該当する場合を除き、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会に諮問しなければならないとされる（本条例第14条3項）。

また、実施機関は、審査請求人等の者に対して、諮問をした旨を書面により通知する（本条例第15条1項）。

次に、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会は、前述の諮問を受けたときは、諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、答申するように努めなければならないとされる（本条例第15条2項）。

そして、かかる答申を受け、実施機関としては、同審議会の答申を尊重し、答申を受けた日から起算して15日以内に理由を付して当該審査請求に対す

る裁決をしなければならないとされる（本条例第15条3項）。

【意見】

前述の通り、実質的に不服申立権を保障するため、非公開決定の通知書等を交付する際に審査請求書書式を同封するなどの対策が望ましいといえる。そのほかにも、佐世保市のホームページにも審査請求書書式を掲載することが妥当である。

第6 外国人による情報公開請求

佐世保市の情報公開請求につき、外国人による請求件数について、監査人が佐世保市総務部総務課へ問い合わせたところ、公開請求にあたり、国籍の記載を求めているため、件数を把握していないということであった。なお、公開請求者につき国籍が不明である現在の運用においても、氏名、公開請求対象たる情報の内容等から、内外国人の別を推測できる例もあると思われるが、これについても特に佐世保市としては留意していないということである。

【評価】

公開請求にあたり、国籍を問わないことは、佐世保市情報公開条例上、請求権者を何人にも認めることと合致するといえる。また、公開請求の際、理由記載を不要としていること、公開手数料を無償としていることと同様に、広く佐世保市の情報公開請求を促している要因と評価できる。それゆえ、これまでの国籍を問わないという運用は、理由記載不要、公開手数料無償と併せて、佐世保市としての選択の面で不適切とはいえないと考える。

【意見】

ただし、情報公開請求権の運用維持については、相応のコストがかかることも事実である。そして、地方自治体住民以外の者が、情報公開請求権の本来の目的といえる行政への監視等から離隔した目的にて情報公開請求権を行使する場合、そのコストを当該地方自治体住民に負担させることが妥当であるかどうか再考の余地があると思われる。これにつき、佐世保市にも検討を求める。なお、別途、第7章の総合的な評価及び意見にて、監査人としてのより詳細な意見を付していることから、これについても参考とされたい。

第4章 情報公開制度の意義・法的根拠等（本件監査の観点を含めて）

第1 情報公開制度のより詳細な意義及び根拠を検討する必要性

これまで、佐世保市の情報公開の検証にあたり、規範、特に、佐世保市情報公開条例を精査し、同条例により定められる手続と公開対象たる情報について、適否等を指摘した。これに続き、本報告書では、佐世保市の情報公開の事実に関わる事項として、実際の佐世保市での情報公開事例について検証する。

ところで、監査人にて、佐世保市の情報公開事例、また、その比較材料として、他の地方自治体の情報公開事例についての資料を収集し、内容を確認したところ、情報公開事例については、①情報公開請求制度の本来の目的とされる行政への監視、参政権行使や行政事件訴訟等の資料収集という事例と、②住民の財産である情報資産へのアクセスを求めている事例、また、③これらが混然としている事例が見受けられた。

上述のとおり、佐世保市は、情報公開請求を行える者について、佐世保市民に限定していない。また、地方自治体が管理する情報は、従来の紙媒体の文書に限らず、不可視の電磁的記録も含まれるようになり、情報の量

も増加の一途となっている。したがって、一口に情報公開請求と言っても、個々の事例は、如何なる公開請求者が、どのような目的により、どういった情報の公開を求めたのかという点で、千差万別であると予想できる。

監査人は、情報公開請求事例が多様である事情について、情報公開制度が、日本国憲法上の表現の自由、特に知る権利に基づく権利であること、そして、表現の自由、知る権利が、複合的な性格を持つ権利であることの影響について留意すべきと考える。

すなわち、情報公開請求権が、表現の自由の一範疇である知る権利に基づくとされるところ、知る権利は多義的であり、その内容により自由権的性格または請求権的性格として区別され、また、別の視点からは参政権的性格と個人権的性格としても区別されている。したがって、情報公開請求権について、その内容が多岐にわたる実際の情報公開請求事例につき個別に検証するとしても、その前提として、当該事例が、いかなる性格としての情報公開請求権によるものであるかにつき、必要な知識を踏まえたうえで判断する必要がある。

そこで、本章では、情報公開請求権の意義と法的性格、特に、複合的性格について、監査人にて情報収集及び考察した結果を報告する。なお、本報告書の目的は、佐世保市における情報公開及び情報管理の実情把握とこれに対する検証であることから、学術上の争い等については踏み込まず、法制度、判例等の概略を述べるに止める。

第2 知る権利について

- 1 知る権利は、表現の自由（日本国憲法第21条1項）に包摂される「情報を受ける自由」として、基本的人権に位置付けられている。

ただし、その内実については、複合的な性格を認め政府に対する不断の監視をも導くとする積極的な見解がある一方、最高裁判所の判例において

「知る権利」を明言したとは評価できず、あくまで表現の自由の本質とされる自由権的性格に止まるとする見解もある。

- 2 「知る権利」の国レベルでの議論としては、平成7年、行政改革委員会の「情報公開法要綱案考え方」にて、「知る権利」に付言している。すなわち、同委員会は、情報公開法の目的規定の中に明示的に書き込むかという問題につき、「知る権利」との言葉が、国民の情報公開法制に対する関心を高め、その制度化を推進した功績を認めつつ、「知る権利」の法的性質については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠づけられ、この表現の自由が、国民が広く思想や情報を伝達し、また、受領する自由のみならず、政府が保有する情報の公開を求める権利（政府情報公開請求権）をも含むという見解が有力であるとした（ただし、この見解によっても、知る権利自体は、基本的に抽象的な権利に止まり、法律による制度化を待って具体的な権利となるという見解が優勢である。）。しかし、他方で、憲法第21条が保証する表現の自由はあくまで自由権であり、政府情報公開請求権までは含まれないとする見解、逆に、「知る権利」につきより広く自己情報の公開請求権まで含まれるとする見解、憲法上の条文をもって具体的権利性を認めるとする見解、そして、最高裁判所の判例上、請求権としての「知る権利」が認知されているに至っていないことを総合考慮し、「知る権利」の概念が多義的であることから、情報公開法の目的規定に「知る権利」という言葉を要綱案において用いなかったとした。ただし、「国民主権の理念にのっとり」との表現により、憲法の理念を踏まえて充実した情報公開制度の確立を目指しているとも付言している。
- 3 平成22年、情報公開法の改正案検討にあたり、第1条の目的条項において、「知る権利」の明記が検討されるに至った。その改正の立証趣旨として、「知る権利」についての分析が以下のとおりなされている（「行政機関

の保有する情報の公開に関する法律案の一部を改正する法律（案）内閣法制局御説明資料」より。）。

（１）自由権的性格と請求権的性格

主要な学説及び多数の下級審判例は、知る権利について、憲法第 21 条が保障する妨害排除請求権としての「表現を受け取る自由」という消極的内容の性格（自由権的性格）と、政府に対して情報の提供を求めることができる積極的内容の性格（請求権ないし社会権的性格）を有するものであるとしている。

そして、請求権的意義の知る権利は、そこから公権力に対する具体的な情報公開を求めることはできず、請求権者の資格、公開される情報の範囲、公開の手續・要件、救済方法を定める法律の根拠を必要とする抽象的権利であると理解されている。

（２）参政権的性格と個人権的性格

知る権利を支える価値としては、第一義的には、国民が広く公共的事項についての情報を受け、求めることにより、政治的な意思を形成し、民主的な政治過程への参加を確保するという参政権的性格に求められ、他方で、国民が様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことにより、その者が個人として、その思想・人格を発展させるといふ個人権的性格をも有する、という見解が有力である。

（３）知る権利の複合的性格

以上のとおり、主要な学説や下級審裁判例により説かれる知る権利は、自由権的性格と請求権的性格、そして個人権的性格と参政権的性格を併有する、複合的性格を有する権利であると理解されている。

第 3 情報公開請求権の根拠としての知る権利の影響

1 平成 22 年の情報公開法の改正案検討にあたり、当初、情報公開法にお

いて、「知る権利」を目的規定に明記しなかった上記経緯（知る権利が学説上様々な理解の仕方が存在したこと、請求権的な権利としての知る権利が最高裁判所の判例で認知されていなかったこと）を踏まえつつ、地方自治体の情報公開条例では、その目的規定や前文に「知る権利」を明記する例が増加していることや、下級審裁判所の判例及び最高裁判所決定の補足意見において、情報公開請求権と「知る権利」の関係への言及が及んでいることに鑑み、「知る権利」の概念はより成熟したものとなったものであり、情報公開法改正にあたって、「知る権利」を法目的に明記することが適当であるとされた。

しかしながら、この時の改正法案は、国会での審議未了により廃案となり、結果的に、情報公開法の法目的に「知る権利」が明記されることは見送られた。しかし、現行の情報公開法では、「知る権利」の文言はなくとも、「国民主権の理念」、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」が明記され、国民の権利性につき、政府側を主体とした説明責任の観点での表現がなされている。

- 2 地方自治体の情報公開条例においては、その法目的に「知る権利」または「説明責任」を明記するかについては、自治体毎に差がある。例えば、目的規定に「知る権利」が規定されているが、「説明責任」が規定されていない例として高知県情報公開条例第1条があり、その逆に、「説明責任」の記載はあるが、「知る権利」は規定されていない例として岡山県情報公開行政条例第1条がある。

法目的として、「知る権利」及び「説明責任」の両方を規定している条例も少なからず存在し、佐世保市の情報公開条例はこれに該当する。

- 3 したがって、以下、佐世保市の情報公開に関する国の情報公開条例においては、住民の「知る権利」が具体化された請求権であるとの視点の下、検証する。

第4 地方自治体特有の情報公開制度が持つ意義（住民自治）

- 1 情報公開制度は、国レベルでの情報公開法制定よりも、はるかに早く地方自治体レベルでの条例が制定されていた。また、その法目的につき、義務者としての責務（説明責任）のみならず、請求権者の権利性（知る権利）を明白にしている点でも、地方自治体の情報公開条例が国よりも先行している。

この情報公開制度の法制度についての国レベルと地方自治体レベルの違いについて、本件監査が佐世保市の情報公開を対象としている以上、監査人は、国レベルとは異なる視点を要するかという問題について調査した。

- 2 この問題につき、公益財団法人地方自治総合研究所のホームページに掲載されている自治総研2015年8月号（第442号）にて、「住民自治の充実に向けた情報公開制度の方向性」（著者 松村享〔著作時 四日市市総務部次長・同志社大学大学院司法研究科講師〕）という興味深い論文が掲載されている。

同論文によると、「情報公開請求制度の意義と役割に関して、国と地方自治体における違いが十分には認識されてこなかった。そこで、・・・情報公開請求制度における国と地方との相違点を意識しながら、地方自治体における情報公開制度の根拠を住民自治の視点から考察する。」という観点から、地方自治体における情報公開制度の役割をクローズアップしている。

そして、同論文は、情報公開制度につき国民主権や民主主義、行政権肥大化への対応のための監視等従来の根拠に止まらず、「地方自治体における情報公開の必要性については、さらに住民自治の視点を重視すべきである」と考える。住民自治は「地方自治の本旨」の要素の一つであり、地方自治の理念に基づいて直接請求、住民監査請求・住民訴訟等といった直接参政を行うための制度が設けられている。この点は、間接民主制を原則とす

る国政レベルとは大きく異なる。このように直接民主制に重点を置く地方自治制度をより実効あるものとして機能させるためには、住民が行政運営に関する情報を幅広く把握することが必要である。」と述べている。

- 3 確かに、地方自治体における行政は、国レベルよりも住民の生活に近い事象を対象としており、住民の意思を直接反映させる必要性があり、また、自治の範囲も当該地方公共団体内に画されることから、直接民主制を採用することが可能となっている。国レベルでの民主政が間接民主制及び議院内閣制を採用しており、行政権の長である内閣総理大臣が国会議員の多数決により指名されることから、国民は、その主権を行使させる国会議員の選挙にあたり、国会議員が、所属する政党の党議拘束による影響を受けることや国会議員、そして、内閣総理大臣等の職権につき、相応の裁量を予定せざるを得ない。これに対して、地方自治体の場合、議会議員のみならず、その首長も直接選挙により選任され、上述のとおり、住民監査請求や住民訴訟、さらに解職制度という直接的な是正制度まで用意されている。ともすれば、これらの地方自治体における直接民主制につき、住民がその判断を誤れば、大衆主義（ポピュリズム）が導かれたり、地方議会や地方政府における事実上の競争者不存状態が急速に発生するおそれがある。他方で、住民が、地方自治体の行政運営に関する情報を広く把握し、適切な分析のうえで、直接民主制上の権利を行使することにより、健全な地方行政の運営が達成されることとなる。

かかる事情から、監査人としては、地方自治体における情報公開制度の意義として、国レベルと共通する国民・住民の知る権利と政府側の説明責任のみならず、地方自治の本旨の要素である住民自治を健全に確立するために不可欠であることについて留意すべきと考える。この観点から、監査人は、地方自治体における情報公開制度は、国レベルよりも、非公開事項につきより制約的に解釈し、また、公開請求等手続面においても極力公開

請求者の便宜に配慮すべきというベクトルが導かれると思料する。

第5 佐世保市の情報公開検証にあたっての視点

1 これまでの情報公開制度の意義と根拠、及び、佐世保市における情報公開制度の分析を踏まえ、佐世保市の情報公開検証にあたっての視点を以下のとおり呈示する。

2 情報公開請求権の法的根拠である知る権利につき、上述のとおり複合的性格を持つものである以上、実際の佐世保市における情報公開請求事例を検証するにあたり、知る権利のいかなる性格が関連しているのかを意識することが妥当である。

(1) まず、知る権利の自由権的性格（情報受領権）と請求権的性格（情報収集権）の観点から考える。国民・住民が報道機関、他の個人等からの情報を受領するにあたり国や地方自治体からの妨害を受けないという自由権的性格（情報受領権）は、国や地方自治体が管理する情報の積極的公開を求める情報公開請求権と関連しないものと考えられる。これに対して、知る権利につき、国民・住民が、国や地方自治体が管理している情報公開を積極的に求める請求権的性格（情報収集権）は、情報公開請求権の抽象的な根拠そのものであると考えられる。

(2) 次に、知る権利の個人権的性格（自己実現）と参政権的性格（自己統治）の観点から考える。知る権利の個人権的性格（自己実現）は、自由権たる表現の自由を源泉とし、自己の人格発展を目的とするものである。この自己の人格発展とは、各個人の価値観に基づくものであり、本来、国や地方公共団体に一定の作為義務を負わせるべきものではない（各個人が求める人格発展は多種多様でありその全てを公権力に積極的に協力させようとすることは、非現実的であるのみならず、人格発展の本来の意義に親和しない。）。他方、知る権利の参政権的性格（自己統治）は、

国民の政治的な意思決定のため、国民が自由な発言や討論をすることを保障し、国民主権、民主政を実現させるものである。ここで、国民主権、民主政の実現のためには、国民に自由な発言や討論をさせるだけではなく、国の政策に関する情報につき国が排他的に管理しているものについてアクセスを認め、もって、国政選挙にあたっての判断材料を提供し、また、政府の不正等の監視、行政処分に対する不服審査や行政事件訴訟の証拠提供等を達成させることが必要である。この知る権利の参政権的性格については、本来自由権である表現の自由（憲法第21条1項）のみではなく、日本国憲法の国民主権（前文、第1条）、公務員選定罷免権（第15条）、民主主義（第43条）にも根拠を求める見解が有力である。監査人は、地方自治体の場合、住民自治（第92条の「地方自治の本旨」）からも導かれると考える（以下同様とする。）。

- （3）以上より、情報公開請求権と知る権利の関係としては、①知る権利の参政権的性格（自己統治）の場面、すなわち、国民主権と民主政の実現を達成するために、知る権利の請求権的性格（情報収集権）が国務請求権として具体化したものが、情報公開請求権の本質にして最重要の目的であるといえる。そして、地方自治体レベルでの情報公開請求権は、上述のとおり、国民主権と民主政のみならず、地方自治の本旨の一部である住民自治の実現と維持をも目的としていることを併せ考える必要がある。

他方、②知る権利の個人権的性格（自己実現）の場面、すなわち、各個人が個々の人格発展を求めて、知る権利の請求権的性格（情報収集権）を発揮する手段として、情報公開請求権を行使することも考えられる。ただし、これについては、自己実現が、各個人の人格発展である以上、国務請求権等憲法上の権利であるとは言い難い。これは、立法政策上の問題であり、国や地方公共団体の情報公開制度が目的による非公開を想

定していないことから、個々の人格発展を目的とする情報公開請求については、憲法上の要請とまでは言えないことに留意すべきである。これにつき、営利的言論は、知る権利の保障を受けないとする見解または言論の内容による明確な区別が可能ではないことから知る権利の自己実現に含まれるとする見解がある。その見解の是非はともかく、いずれにせよ営利的言論については、自己統治よりも保障の程度が下がることを考慮し、以下、営利目的での情報公開請求については、個人の自己実現のための情報公開請求に類するものとして考える。

※知る権利の複合的性格と情報公開請求権		
	個人権的性格（自己実現）	参政権的性格（自己統治）
自由権的性格（情報受領権）	①言論活動（表現）を通じて、自己の人格を発展させる行為につき、国や地方公共団体の妨害を受けないこと ②知る権利の自由権的場面という原則的形態であり、広義の表現の自由（憲法第21条）の一態様である。 ③マスメディアに対するアクセス等、国や地方公共団体への情報公開請求権の範疇ではない。	①民主政、住民自治の実現のため自由に情報受領すること ②参政権的知る権利の憲法上の根拠については、憲法第21条とする学説が有力であるが、同条の自由権的性格を考慮し、憲法前文、第1条の国民主権、第15条の公務員選定罷免権、第43条の民主政に求める見解もある。 ③特に、選挙権行使の判断材料取得や公権力の抑圧への対抗のため、マスメディアと市民の協同の場面でのアクセス等、情報公開請求権の範疇ではない。
請求権的性格（情報収集権）	①自己の人格発展のため国や地方公共団体に積極的に情報公開を求めること ②本来の知る権利が自由権的性格である以上、憲法第21条を根拠に、自己実現を目的とする情報を国や地方自治体に対して請求する国務請求権まで認められるとは限らない。それゆえ、立法政策上の問題といえる。 ③情報公開請求権は、その目的のみにより開示・非開示を判断していない以上、自己の人格発展のための情報を国や地方公共団体へ求めることもあり得る。営利目的での公開請求も同様またはこの場面に準じると考えられる。	①民主政、住民自治の実現のため国や地方公共団体に積極的に情報公開を求めること ②参政権的知る権利の憲法上の根拠については、憲法第21条とする学説が有力であるが、同条の自由権的性格を考慮し、憲法前文、第1条の国民主権、第15条の公務員選定罷免権、第43条の民主政に求める見解もある。 ③民主政、住民自治実現のため、選挙権行使の判断材料取得、政府の不正監視、行政不服審査や行政事件訴訟の証拠取得のための情報公開請求権行使が該当する。

3 以上を前提とすると、佐世保市の情報公開請求の具体的事例分析にあたり、以下の類型を想定することができる。

(1) 自己統治を主目的とする情報公開請求

国民主権、民主政及び住民自治の実現、向上、維持を主目的とする情報公開請求としては、政府や議会における議事、意思決定過程、租税公課、公金の費消、各種行政機関の運営等に関する事実の公開請求が考えられる。これらは、公開請求者個人の利益を目的とするが同時に国民主権や住民自治を担う一員としての利益とも一致するものと、もっぱら国や地方自治体等その所属する地域の法規に適合しない行為の是正を求め公開請求者個人の利益の追求ではないものが考えられる。

(2) 自己実現を主目的とする情報公開請求

自己の人格発展を主目的とする情報公開請求としては、個人の能力向上、目標達成その他幸福追求のため、自身が受ける行政サービスの運営、逆に負担する租税公課等に関する事実の公開請求が考えられる。なお、営利目的の情報公開請求については、上述のとおり、営利的言論が表現の自由に含まれるかどうかという問題はあるが、本監査結果報告書では、個人の自己実現を主目的とする情報公開請求に類するものとして取り扱う。

これらの自己実現を主目的とする情報公開請求は、まず、公開請求者の業務またはプライベートに関する問題があり、国や地方公共団体がその問題に関連する情報を保管している場合が想定される。

(3) 自己実現と自己統治の境界が明確ではないことへの留意

知る権利が、自己実現と自己統治の役割があること等、その法的根拠、憲法による保障の度合等の差異について、個別の分析を行ってきたが、実際の情報公開請求の事例につき、自己実現を目的とするものであるのか、自己統治を目的とするものであるのかにつき、必ず区分できるとは

限らない。例えば、ある行政サービスを享受した者が、不足等を感じたことから、その行政サービスの運営に関する情報の公開を請求し、その情報を判断材料として、後日の請願や陳情に活用し、もって、当該行政サービスの改善を実現するというように、情報公開請求の端緒としては自己実現が主目的であるが、結果的に、自己統治に資するということも考えられる。また、公金の費消状況につき、無駄遣いや不正流用等の有無の監査を目的とすれば、これは自己統治が主眼であると評価できるが、同時に、国や地方公共団体への負担を強制される租税が公開請求者の可処分所得に影響している点で、間接的に自己実現の要素も含まれているといえる。さらに、営利目的での情報公開請求であるとしても、その情報を管理している実施機関の行政運用に対する間接的な監査の効果が発生することも考えられる。

次章にて、佐世保市における情報公開請求につき、主に非公開及び部分公開決定を受けた事例をサンプルとしてその傾向を分析するところ、各事例につき、自己実現と自己統治のいずれが反映された事案であるかを考察するにあたり、両者が混然としている場合があることについても留意する。

第5章 非公開及び部分公開とした事例の分析（令和元年度）

第1 情報公開請求の件数

1 令和元年度の統計

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）になされた情報公開請求に対する決定は、計1347件である。

内訳は、以下のとおりであり、大多数を（全部）公開決定と部分公開決定が占めている。

令和元年度	公開	部分公開	非公開	不存在	検討中	取下げ	合計
件数	632	689	1	25	0	0	1347

2 平成30年度以前の統計

(1) 参考として、平成27年から平成30年度までの件数等を調査した。

(2) 平成27年度

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）になされた情報公開請求に対する決定は、計1488件である。

内訳は、以下のとおりである。

平成27年度	公開	部分公開	非公開	不存在	検討中	取下げ	合計
件数	911	553	2	22	0	0	1488

(3) 平成28年度

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）になされた情報公開請求に対する決定は、計1541件である。

内訳は、以下のとおりである。

平成28年度	公開	部分公開	非公開	不存在	検討中	取下げ	合計
件数	1005	505	5	26	0	0	1541

(4) 平成29年度

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）になされた情報公開請求に対する決定は、計1545件である。

内訳は、以下のとおりである。

平成29年度	公開	部分公開	非公開	不存在	検討中	取下げ	合計
件数	999	515	5	18	0	8	1545

（５）平成３０年度

平成３０年度（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで）になされた情報公開請求に対する決定は、計１７４５件である。

内訳は、以下のとおりである。

平成30年度	公開	部分公開	非公開	不存在	検討中	取下げ	合計
件数	941	788	1	14	0	1	1745

３ 情報公開請求の件数等の分析

平成２７年度以降の傾向を見ると、平成２７年度から平成２９年度までは（全部）公開決定が部分公開決定の件数の２倍程度になっていたが、その後、平成３０年度にはその差が縮まり、令和元年度には部分公開決定が（全部）公開決定の件数を上回っている。

この点については、平成２７年度から令和元年度までの間、担当部局の分類に有意な差が見当たらなかったことから、監査人は、佐世保市の運用につき何らかの変更があり、部分公開とする請求の件数が増加した可能性を考えた。しかし、監査人より佐世保市総務部総務課へこのことを照会したところ、この時期、佐世保市において特に運用を厳格にしたということではなく、偶然の現象ではないかとのことであった。

第２ 全部公開決定以外の決定（非公開決定、部分公開決定、不存在決定）に関する統計

1 令和元年度の全部公開決定以外の決定件数等

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）になされた情報公開請求のうち、（全部）公開決定以外の決定は、計715件である。

そして、それらのうち、佐世保市から開示を受けた件について担当の部局及び課ごとに分類すると、以下のとおりとなる。

部 局 名	課 名	件数
企画部	政策経営課	1
	文化振興課	1
総務部	総務課	1
財務部	資産経営課	2
	資産税課	1
観光商工部	観光課	1
	競輪事務所	1
農林水産部	水産センター	1
	卸売市場管理事務所	1
都市整備部	住宅課	24
	公園緑地課	4
	建築指導課	22
土木部	土木政策・管理課	180
市民生活部	コミュニティ・協働推進課	2
	鹿町支所	1
保健福祉部	保健福祉政策課	1

	障がい福祉課	1
	生活衛生課	57
子ども未来部	子ども子育て応援センター	1
環境部	環境保全課	4
	廃棄物減量推進課	2
消防局	消防局総務課	1
	予防課	1
	東消防署	1
	西消防署	1
水道局	水道局総務課	6
	財務課	19
	水源対策・企画課	1
	水道維持課	19
	水道施設課	2
	下水道事業課	22
教育委員会	教育委員会総務課	18
	社会教育課	5
	スポーツ振興課	7
	図書館	1

また、総務課を通じて上記各決定に係る資料一式の一部を閲覧した。その資料を精査し、監査人にて重要度が低いと考えた事例若干数を除いたものについて、担当部局名、請求された文書等の概要を添付資料「情報公開請求事案一覧」としてまとめている。

2 適用除外情報ごとの概観

令和元年度の事例を確認したところ、適用除外情報ごとの分析は以下の通りである。

(1) 1号（法令秘情報）

令和元年度の事案中には見当たらなかった。

(2) 2号（個人に関する情報）

令和元年度の事案中の本号に該当するとされた情報としては、図面などの書類に記載された氏名・電話番号等があった。公開することができない部分または非公開とされたもののうち大部分が本号に関するものである。

(3) 3号（法人その他の団体に関する情報）

令和元年度の事案中の本号に該当するとされた情報としては、会社の印章、契約の金額などがあった。

(4) 4号（意思形成過程に関する情報）

令和元年度の事案中には見当たらなかった。

(5) 5号（行政運営情報）

令和元年度の事案中の本号に該当するとされた情報としては、①代価表、②特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額、③設計者及び検算者名があった。

①と②について、決定通知書においては、本号に該当するとされた理由として、公開することにより、以降の入札において予定価格を容易に類推できることとなる情報であるためとされている。

③について、情報部分公開決定通知書には、具体的な理由の記載はなく、「市の機関が行う契約その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正若しくは適切な遂行を困難にする恐れがあるため。」と条文への当てはめが記載されている。

なお、本条例第10条1項5号は、「事務事業の公正若しくは適切な遂行

を著しく困難にすると認められるもの」としており、ただ困難にするのみならず、著しく困難にすることが要求されており、上記通知書の記載では、あくまで形式的には要件を充足していないこととなる。

(6) 6号(国等との協力関係情報)

令和元年度の事案中には見当たらなかった。

(7) 7号(公共安全情報)

令和元年度の事案中の本号に該当するとされた情報としては、居宅間取りがあった。

もっとも、居宅間取りについては、本号に該当するとされた事案と、2号(個人に関する情報)に該当すると判断された事案とに分かれている。

3 特筆すべき個別事案について

確認した事案は添付資料「情報公開請求事案一覧」の通りであるが、特筆すべき事例を下記のとおり発見したことから、以下、事例説明のうえで監査人としての所管を述べる。なお、事例の番号は同添付資料記載の通し番号を意味する。

(1) 事例40

本事案では、佐世保市外の建設会社が水質汚濁防止法特定施設の届出・変更・廃止資料一式の公開請求がなされたものである。しかし、これに第三者である法人の印影が含まれていたため、第三者の意見聴取(本条例第9条)が行われた。

本事案においては、平成31年4月9日に情報公開請求書が受理され、同月15日には、第三者である法人に対して、情報の公開請求に関する告知書の送付が行われた。そして、同月17日、第三者である法人から情報の公開請求に関する意見書が提出され、「公開については支障がない」との回答がなされた。

同日に、会社印の印影については、競争上の地位その他正当な利益が損

なわれる情報として非公開としそれ以外を公開とする決定がなされた。

佐世保市は、「第三者等情報の取扱い要綱」を作成している。そのため、本事案でも同要綱を参照して対応が決められており、本条例に違反する手続がなされたものではない。

もっとも、本条例は、第9条1項において、公開請求を受けた情報に市以外の者に関する情報が含まれている場合には、第三者の意見聴取の手続を取ることができる旨規定しており、同条2項において、一定の場合には同手続を取らなければならない場合を列挙しているところ、本事案では、同項により第三者の意見聴取が義務付けられている場面ではなかった。

それにもかかわらず、あえて意見聴取手続をとった上で、第三者である法人の回答に沿わない決定がなされた点は、いささか不可解であるといえる。

(2) 事例109

本事案は、公園の管理業務委託に関する資料の公開請求がなされたものである。これに対して、実施機関は「公開する文書には、反復継続される同種の事務事業の公正な実施を著しく困難にすると認められる情報を含む」として、その情報が5号に該当するとした。

もっとも、その後公開請求者に対して説明がなされ、公開請求者からは情報公開を求めないとの回答があったとのことである。

(3) 事例150

本事案は、町内会に交付された施設整備補助金の内容と補助額に関する資料の公開請求がなされたものである。これに対しては、情報不存在決定がなされており、情報不存在決定通知書においては、不存在の理由として「その他」とされた上で、具体的な理由としては、「補助金交付実績なし。」とされている。

(4) 事例231

本事案は、工事関係資料の公開請求がなされたものである。実施機関内部の書面においては、公開決定とされている一方で、非公開理由に行政運営情報との記載がされている。

公開請求者に対しては、情報公開決定通知書が送付されている。

(5) 事例 254

情報部分公開決定通知書においては、公開することができない部分として「個人情報、法人情報（会社印）」と記載されているが、理由には「佐世保市情報公開条例第10条第1項2号に該当」としか記載されていない。

法人に関する情報については、本条例第10条1項3号を引用するべきである。

(6) ①事例 278、②事例 279

本事案は、①厚生労働省が平成31年4月26日付けで発出した「『乳幼児健診未受診者、未就園児、不就労児等の緊急把握の実施について（依頼）』の再々フォローアップの実施について（依頼）」に基づき、佐世保市が厚生労働省に提出した調査票一式及び②厚生労働省が令和元年5月8日付けで発出した「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認フォローアップについて（依頼）」に基づき、佐世保市が厚生労働省に提出した資料一式の公開請求がなされたものである。

①について、実施機関は、「適法な請求であると認められるので、本市情報公開条例第7条に基づき『公開決定』し、『全部公開』とし、『情報公開決定通知書』を交付する」とした。

②については、実施機関は、「本市情報公開条例第8条に基づき、『情報不存在決定通知書』を交付する。」とした。実施機関が不存在と判断した理由は、「当該資料は、児童相談所を対象とした調査であり、本市には資料が存在しないため。」というものであった。

また、その他の点としては、①の情報に、個人が特定される情報や捜査

に対する支障となる情報が含まれるのではないかという問題意識があった。具体的には、調査票の問 19（所在等を確認する上で生じている個々の問題点）に対する回答として「基地内住居で調査不可能」との記載について、公開の可否が検討されたとのことである。もっとも、この点については、基地政策局に相談したところ、米海軍施設区域居住の場所としては、平瀬町無番地、針尾地区、佐世保中央インター近くの 3カ所があり、居住している町名では識別されず、個人が特定される情報ではないのではとの意見であった。

また、安全確認ができていない 3 名については、佐世保警察署に行方不明届を提出し、現在も捜査中であるため、8 月 15 日に佐世保警察署に、本公開請求に回答することで、捜査に支障がないか確認したところ、支障なしとの回答を得たとのことであった。

（7）事例 280

本事案は、水質汚濁防止法に係る届出書等の公開請求がなされたものである。

情報部分公開決定通知書の「公開することができない部分」には、「法人に関する情報」と記載されている一方で、「理由」には 3 号及び 7 号が挙げられている。

しかし、7 号に該当することを示す具体的な事情の記載はない。

（8）事例 299

本事案は、長崎県指令 9 建第 639 号開発における添付別紙「管理予定者等との協議経過書」において、「変更協議は必要なし」と環境部廃棄物減量推進課が判断した点に関する資料の公開請求がなされたものである。これに対して、担当部局が「請求内容に該当する文書が存在しない」と判断したため、不存在決定がなされた。

なお、本事案では、情報公開請求書中の「1 請求に係る情報の件名ま

たは内容」に質問事項の記載があったため、これに対しては、一旦口頭で回答したものの、書面での回答を求められたことから、情報公開請求書ではなく、改めて質問書を提出してもらう方向で検討する旨の対応がなされた。

(9) 事例 302 ないし 305、307

事例 302 については、管理予定者等との協議経過書及び開発行為の同意書、事例 303 については、管理予定者等との協議経過書及び開発行為の同意書、事例 304 については、管理予定者等との協議経過書、事例 305 については、公共施設管理者の同意書、事例 307 については、管理予定者等の協議経過書の公開請求がなされたものである。これらの情報公開請求に対しては、いずれも理由を不作成として不存在決定がなされている。

事例 302 の事案においては、「当初許可の申請に置いて、当該調整池の『管理予定者等との協議経過書』及び『開発行為の同意書』は存在しません。」と判断されている。なお、情報公開請求書には、「平成 9 年ころ」のものと記載されているが、その後「当初のもの」と補正がなされている。

事例 303 の事案においては、「完了予定日の変更に伴う、『管理予定者等との協議経過書』及び『開発行為の同意書』：当初 は存在しません。」と判断されている。なお、情報公開請求書には、「平成 9 年ころ」のものと記載されているが、その後「当初のもの」と補正がなされている

事例 304 の事案においては、「管理予定者等との協議経過書の事業者通知は行っておりません。」と判断されている。

事例 305 の事案においては、「道路施設の管理予定者である土木部管理課は、『変更協議は必要ない』と判断しており、同意書は存在しません。」と判断されている。

事例 307 の事案においては、「道路施設の管理予定者である土木部管

理課は、『変更協議は必要ない』と判断しており、同意書は存在しません。

（任意様式による協議経過書はありますが、既に請求済みです。）」と判断されている。

（１０）事例３４３、３４４

本事案は、開発区域内に設置するごみステーションに関する協議に係る①協議の内容、②協議の申し出に係る文書、③別添「管理予定者等との協議経過書（写し）」の原本及び④別添「管理予定者等との協議経過書（写し）」を使用した過去の案件に関する書類の公開請求がなされたものである。

これに対して、①及び②については、「当時の３２条協議文書は、文書保存年数を過ぎていることから存在しません。（決裁文書：保存種別３種５年）」とされており、不存在決定がなされている。

また、③については、「業者が所有するもので、協議を終えたら当課は署名しこの写しを保存しますが、文書保存年数を過ぎていることから、これも存在しません。（写し：保存種別３種５年）」とされており、不存在決定がなされている。

なお、①ないし③については、情報不存在決定通知書の不存在の理由の欄の「廃棄済」にチェックがなされている。他方、④については、「現在当課に保管されている３２条協議文書で、変更協議を行ったもの１件あることから、これを公開することにいたします。※佐世保市情報公開条例第１０条（情報の公開義務及び公開しない情報）に該当するものについては、黒塗り公開いたします。」とされており、部分公開決定がなされている。

【意見】

- ① 事例４０については、佐世保市にて任意に第三者たる法人の意見を聴取しつつ、その意見に反する結論に至っている。結論は定まっていたが、第

三者の意見を参考資料とするため任意の聴取に及んだという事案と考えられるが、第三者の意見と異なる結論となる場合については、意見を聴取された第三者からすると、決定に対する不服を申し立てることも考え得るところであり、決定については理由に加え、第三者の任意の意見聴取に及んだ理由についても詳細に説明することが妥当である。

- ② 事例 2 5 4 につき、法人情報を非公開としている点について、本条例第 1 0 条 1 項 3 号が欠落していることは、単純な失念の可能性はある。非公開理由は、不服審査の重要な争点となることから、留意していただきたい。
- ③ 事例 2 7 9 につき、本条例第 1 0 条 1 項 7 号（公共安全情報）に該当する事実が無いことについては、単純な誤記の可能性もある。条例の適用につき留意していただきたい。

第 6 章 佐世保市における情報公開制度利用状況の分析

第 1 佐世保市における情報公開制度利用状況

1 佐世保市における情報公開制度利用傾向

- (1) 令和元年度の佐世保市の情報公開状況、特に非公開または部分公開とした事例をサンプルとして分析した内容は、第 5 章のとおりである（個別の概要については、添付資料「情報公開請求事案一覧」参照。）。各事例につき、公開対象となる情報として、①公共事業の金入設計書または諸経費計算書、工事台帳、②平面図等図面、③現地調査申請書、④境界承認手続に関わる資料、⑤佐世保市内で開業している飲食店に関する資料が大部分を占めていた。
- (2) ①公共事業の金入設計書は、公共事業落札者が佐世保市に提出した設計書であり、工事費内訳書の単価等が記載されたものである。諸経費計算書及び工事台帳とも、工事原価となる工事費用を集計した資料である。

また、諸経費計算書や工事台帳も、落札者の工事原価を明らかにするものである。

かかる資料の特質より、これら金入設計書等の情報公開を求める理由は、当該入札の競合業者が、落札失敗の原因を検討するための資料、または、将来、同種の公共事業入札を検討している業者が非公開である予定価格を予測することを目的としていると推測できる。この内、予定価格の推測については、公共事業の競争入札にあたり、予定価格を知った業者が、極力予定価格に近い額にて入札するに止まらず、競業業者との談合を交えることにより、予定価格に近い額での落札するという不正の手段とされる可能性がある。実際、これら金入設計書等の情報公開請求に対して、部分公開決定がなされた事例は、その非公開部分につき、同種工事の予定価格が推測されることが理由とされている。

- (3) ②平面図等図面、③現地調査申請書、④境界承認手続に関わる資料は、土地造成等加工の際、その周辺の土地との境界の位置や形状、用途地域や建築制限の内容等の情報を得ることが可能であり、土地造成や建物建築を主業務とする建設業者や開発デベロッパーが、宅地・商業地造成、建物建築を行う際に必要である情報取得が目的であると推測できる。
- (4) ⑤佐世保市内で開業している飲食店に関する資料は、飲食店への食材や消耗品等を納入する業者にとって、営業先となる情報である。
- (5) 参考として、監査人にて、長崎県北部の建物等建設工事、土地造成工事を主業務とする株式会社数社に、建設業者等による①公共事業の金入設計書、②平面図等図面、③現地調査申請書、④境界承認手続に関わる資料につき、佐世保市へ情報公開請求を行う理由を尋ねたところ、概ね上記の推測と同じ回答がなされた。この内、①公共事業の金入設計書について、監査人にて、予定価格の推測等を基に、当該公共事業につき落札業者と意を通じた他の業者間での談合が行われた可能性を調べるためという動機が

無いかを尋ねたが、実際に入札業者による談合が仕組まれ、それが発覚する場合、予定価格や最低制限額（最低落札額）と実際の落札額からの推測の結果ではなく、別の理由による発覚（ほとんどが何らかの形での内部告発ということである。）が大部分であり、予定価格推測の資料を得たいという主目的以外に、談合への監視という動機は、結果的にそのような効果があるかもしれないという程度とのことであった。

2 佐世保市における営利目的と関連性が低いと推測できる公開請求事例

第5章のサンプル、すなわち添付資料「情報公開請求事案一覧」につき、特に、営利目的と関連性が低いと推測できる公開請求事例は、以下のとおりである。なお、各事例につき明確な理由が不明であるため、①公開対象情報の内容、②公開請求者の性質等からの監査人にて推測したものであることを付言しておく。

（1）行政事件訴訟提起中またはその準備段階であり、その証拠収集を企図していると思われるもの

ア 事例104 佐世保市から「石木ダム建設促進川棚町民の会」への支出に関する資料（不存在）

イ 事例301 管轄予定者等と協議経過書等（部分公開）

ウ 事例302 管理予定者等との協議経過書及び開発行為の同意書（不存在）

エ 事例303 管理予定者等との協議経過書及び開発行為の同意書（不存在）

オ 事例304 管理予定者等との協議経過書（不存在）

カ 事例305 公共施設管理者の同意書（不存在）

キ 事例306 開発区域一覧表（部分公開）

ク 事例307 管理予定者等の協議経過書（不存在）

ケ 事例367 佐世保市に対する行政訴訟の証拠説明書に表示され

た資料一式（不存在）

コ 事例 3 7 1 佐世保市に対する行政訴訟の甲第 2 0 号証記載の変更箇所等の文書（不存在）

サ 事例 4 7 8 石木ダム建設促進事業活動費補助金申請から交付に係る資料（部分公開）

シ 事例 5 1 4 ダム貯水量記録（一部不存在）

ス 事例 5 6 1 第 7 回佐世保上下水道事業経営検討委員会へ提出される全資料の作成のための日数に関する資料（不存在）

セ 事例 5 6 2 厚生労働省との協議等に関する文書（不存在）

ソ 事例 5 6 7 佐世保市の配水量に関する記録（不存在）

タ 事例 6 1 5 第 7 回佐世保上下水道事業経営検討委員会の配布資料の元資料一式（不存在）

チ 事例 6 1 6 厚生労働省との協議等に関する文書（部分公開）

ツ 事例 6 1 7 水源対策・企画課での委員会審議音声記録の記録媒体（不存在）

テ 事例 6 1 8 石木ダムに関する事業再評価につき補足資料等（非公開）

ト 事例 6 1 9 第 8 回佐世保市上下水道事業経営検討委員会配布資料の一部（不存在）

ナ 事例 6 7 5 佐世保市水道事業に関する資料（公開、非公開、部分公開、不存在等）

ニ 事例 6 8 0 佐世保市が佐々川から取水していない理由に関する資料（不存在）

（２）特定の行政事務に関してその内容自体または経費の適否調査を目的としていると思われるもの（私的オンブズマンとしての性格のもの）

ア 事例 1 5 0 町内会に交付された施設設備補助金の内容と補助額

に関する資料（不存在）

- イ 事例 2 4 1 佐世保市鹿町地区体育施設事業報告書（部分公開）
- ウ 事例 2 4 2 市有財産賃貸借契約書等（部分公開）
- エ 事例 2 4 3 家屋課税台帳等（部分公開）
- オ 事例 2 7 8 佐世保市が厚生労働省に提出した調査票一式（公開決定）
- カ 事例 2 7 9 佐世保市が厚生労働省に提出した「別紙様式」等の資料一式（不存在）
- キ 事例 2 9 9 変更協議に関する資料等（不存在）
- ク 事例 3 0 0 委任契約書（部分公開）
- ケ 事例 3 3 4 墓地等経営許可台帳（部分公開）
- コ 事例 3 3 5 ①佐世保市霊園条例第 1 7 条の規定に係る文書、②①につき誰が名宛人になるかが定められた文書、③同条例第 1 8 条 1 号の規定に係る文書（いずれも不存在）
- サ 事例 3 3 6 ④事務引継書（公開決定）
- シ 事例 4 1 4 子ども子育て応援センターの相談記録（相談者自身が公開請求に及んだもののようであり部分公開）
- ス 事例 4 2 7 市長の出張命令伺い等（部分公開）
- セ 事例 4 9 7 人権男女共同参画課が講演依頼を拒絶した事案の経緯等に関する文書（部分公開）
- ソ 事例 5 1 7 教育委員会社会教育課が講演申請を受けて不承認とした事案の経緯等に関する文書（部分公開）
- タ 事例 5 1 9 公園新設に関わる寄付に関する資料（部分公開）
- チ 事例 5 7 3 佐世保市温水プールの管理運営に関する事業計画書等（部分公開）
- ツ 事例 5 7 4 ふるさと納税返礼品発送にかかわる業務委託の仕様

書及び委託単価一覧（不存在）

テ 事例 6 0 6 営利法人に対して行った営業停止処分等に関する文書（部分公開）

ト 事例 6 2 6 平成 2 7 年度佐世保市体育文化館指定管理者選定に関する資料（部分公開）

ナ 事例 6 8 4 太陽光発電事業仮設作業員宿舎に関する資料（部分公開）

（３）公開請求者自身に関する情報、もしくは、営利活動までは至らないが、公開請求者の財産保全等の利益保全または公開請求者の幸福追求が主目的と考えられるもの

ア 事例 4 1 ごみステーション設置・変更申請書等（部分公開）

イ 事例 2 1 5 町内会代表者名簿（部分公開）

ウ 事例 3 4 2 木場山風力に係る要望書（部分公開）

エ 事例 3 4 3 開発区域内に設置するごみステーションに関する協議に係る①協議の内容、②協議の申し出に係る文書、③別添「管理予定者との協議経過書（写し）」の原本（不存在）

オ 事例 3 4 4 開発区域内に設置するごみステーションに関する協議に係る④別添「管理予定者等との協議経過書（写し）」を使用した過去の案件に関する書類（部分公開）

カ 事例 3 6 5 調整池について、市が予定監理者であればそれが分かる図書等（不存在）

キ 事例 3 6 6 道路施設の設計変更について、市が予定監理者として「変更同意」（都市計画法第 3 2 条）した図書（不存在）

ク 事例 3 6 8 排水路施設について、申請内容に変更があった場合、その詳細が分かる図書（不存在）

ケ 事例 3 6 9 排水路施設について、申請の変更にかかる「開発行為

変更協議書」(不存在)

コ 事例 3 7 0 都市計画法第 3 2 条による同意(協議)変更について
一式(不存在)

サ 事例 3 7 2 排水路施設に係る「工事変更理由書」(不存在)

シ 事例 4 1 6 管理予定者等との協議経過書(不存在)

ス 事例 4 5 5 佐世保市内で閉院した特定病院に関する資料(部分公開)

セ 事例 5 1 0 佐世保市内におけるばい煙発生施設一覧(部分公開)

ソ 事例 6 1 0 建設火災に関する火災調書(部分公開)

タ 事例 6 7 0 令和元年 1 2 月 1 5 日発生の火災に関する火災調書
(部分公開)

第 2 佐世保市における情報公開制度利用目的の分析

1 営利活動のための情報取得が主目的と考えられる事例が非常に多いこと

上記第 1 のサンプルの総数は 6 8 4 件である。この内、営利活動との関連性が少ないと推測される事例は上記第 1 の 2 (2) のとおりであり合計 5 9 件である。それゆえ、佐世保市における情報公開制度の利用目的は大部分、営利活動上の情報取得にあると評価できる。情報公開請求を取り扱う佐世保市において、情報公開請求を受理するにあたり、その理由について取扱を変えることは無く、これまで情報公開請求事例の内容について留意していたことはなかったということであり、上記の監査人による評価につき、特別の異論は無いとのことである。

2 福岡市における平成 2 7 年度から令和元年度の情報公開等決定に対する不服審査が申し立てられた事例との比較

(1) 監査人は、佐世保市の上記傾向、すなわち営利目的の情報公開請求が

非常に多いことにつき、その比較となる資料を求め、福岡市の事例を調査した。調査方法参考として、福岡市の情報公開請求事例につき、佐世保市の場合と同様に全部公開以外の事案を調べるものとする、監査人の事務処理能力をオーバーすることから、サンプルとして、不服申立てがなされた事例を抽出し、別途、福岡市総務企画局行政部情報公開室に事情等照会することとした。そこで、まず、不服申立てがなされた事例抽出のため、福岡市のホームページより、情報公開制度と不服審査に関する公開情報（事例の詳細を把握するため不服審査に対して答申がなされた件数及びその答申内容）を収集した。

なお、福岡市も、情報公開請求にあたり、理由記載は不必要としており、また、各情報公開事例について、その目的による峻別等はしていないということである。

- (2) 平成27年度から令和元年度までの期間中、福岡市の情報公開等決定に対する不服審査が申し立てられ、これに対する答申が出された件数は、合計53件であった。これらの不服審査事案において、公開請求対象とされた公文書は以下のとおりである。

ア 平成27年度

(ア) 市立中学校教諭の告知内容に関する文部科学省等の言及がある文書

(イ) 市立中学校作成文書の根拠となる文書

(ウ) 特定の中学校における部活動指導者等に対する守秘義務通達文書

(エ) 福岡市教育委員会指導部学校指導課発送の郵便物の公金使用につき根拠となる文書

(オ) 福岡市住宅供給公社が保有する現地視察等の資料

(カ) 福岡市庁舎内の照明実証実験に関する照度測定記録

(キ) 水質汚濁防止法に基づく事故時措置届出書

(ク) 特定職員の経歴

(ケ) 地下鉄電機工事の際の事故によるけが・病気発生時の報告書

(コ) 福岡市を被告とする住民訴訟に関わる一切の書類

(サ) 市立中学校生徒名簿の外部提供への根拠となる文書

(シ) 福岡市立病院の建設・地番整備工事費用及び明細等

イ 平成 28 年度

(ア) 第三者の住民異動届を福岡市に開示請求した際の事務手続記録に関する文書

(イ) 特定市営住宅の特定棟の空き室番号

(ウ) 地域猫活動に関する諸情報

(エ) 空室アパートに関する近隣住民の苦情、福岡市の調査結果等

(オ) 福岡市入庁職員の誓約書等

(カ) 衆議院解散日に関する福岡市東京事務所の把握に関する根拠資料等

(キ) 国勢調査の特定調査区担当調査委員及び指導員に関する情報

(ク) 児童扶養手当受給資格者名簿作成日につき受給資格喪失後に作成可能となる根拠資料

(ケ) 市立小中学校の管理職教職員が前任校の P T A 名簿を所持することを容認している文書

(コ) 福岡市住宅供給公社から福岡地方検察庁へ呈示された図面

(サ) 公共事業の現場仮設事務所につき基礎が設けられなかったことに対しての指導に関する文書

(シ) 福岡市東京事務所の国会議員個人事務所との連絡を記録した文書

ウ 平成 29 年度

(ア) 特定大学に対する指導監督についての文書

(イ) P T A による学年レクリエーション等の活動を学校の正課の授業

時間内に行うこと等の正当性に関する根拠となる文書

- (ウ) P T Aやその他任意の団体が、正課の授業を行った場合に発生した事故及び不測の事態発生時に責任を負う役職名を明記した文書
- (エ) 事業税の減免に関する訴訟（控訴審）の判決文
- (オ) 市立学校の校長への減給処分について詳細が分かる資料一切
- (カ) 福岡市が原告となり提起した裁判の被告名及び事件番号が記録された文書
- (キ) 福岡市庁舎内記者会見室の使用申請等に関する書類
- (ク) 福岡市職員の旅費請求書につき訂正印が付されていない訂正部分について妥当性に言及している文書
- (ケ) 特定整骨院の施術所開設届台帳の全ての書類と添付書類
- (コ) 公共事業の施工業者が急遽工事を辞退した理由に関する書類
- (サ) 人権尊重連絡会議委員名簿

エ 平成30年

- (ア) 福岡市総合図書館新ビジョン事業計画・成果指標の目標値算出根拠
- (イ) 福岡市を被告として提起された係争中の裁判の主張書面等及び受任弁護士名と弁護士費用
- (ウ) 指定障がい福祉サービス事務所等における不正事案に関する調査資料一式
- (エ) 総合図書館に係る指定管理者評価委員会の出席者名入り議事録
- (オ) 特定店舗の食品営業者台帳（営業許可申請書）
- (カ) 福岡市住宅供給公社が福岡市に提出した特定団地計画書中2メートルを超える擁壁を施工する際の提出図書（構造詳細図）
- (キ) 福岡市住宅供給公社が福岡市に提出した特定団地計画書中2メートルを超える擁壁を施工する際の構造詳細図等の構造を明示する

書面

(ク) 福岡市住宅供給公社の発行文書中の一文の根拠書面

(ケ) 福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例に基づく調査の報告書

オ 令和元年度

(ア) 福岡市内の特定地番の集合住宅で発生した居室火災の火災原因調査報告書一式

(イ) 福岡市住宅都市局が保有する特定団地の管理に関する記録一切

(ウ) 福岡市住宅供給公社が所有する特定団地の管理に関する記録

(エ) 福岡市民体育館内の業務受託者の従業員氏名・座席表等

(オ) 福岡市内の公立学校の体罰事故報告書と関連資料

(カ) 特定事業者が運営する事業所につき福岡市へ届け出た書類等

(キ) 福岡市住宅供給公社作成の建設計画通知書（昭和５６年２月）添付の配置図及び工事完了図

(ク) 福岡市住宅供給公社が昭和５４年４月に作成した特定団地造成工事に関する造成計画平面図等

(ケ) 特定情報公開決定通知書に係る決裁文書（決定通知書を除く。）

(３) 福岡市の情報公開請求につき、不服審査への答申が出された上記（１）

の各事案については、概ね営利活動との関連性が少ないと考えられる。事案として、特定の行政事務に関してその内容自体または経費の適否調査を目的としていると思われるものが多数を占めている。このことから、福岡市の場合、全ての情報公開請求の事案につき、営利目的の情報公開請求が占める割合は、佐世保市よりも低いと思われる。

当然ながら、佐世保市では「全部公開以外の事案」、さらに、福岡市では「不服審査に対して答申がなされた事案」というサンプルとしての違いがあることから、単純な比較はできない。また、福岡市の情報公開請

求につき、営利目的であり、かつ、不服が申し立てられた事案が極端に少ないだけであり、実際には、福岡市の情報公開請求についても、佐世保市と同様に、営利活動の情報入手のための請求が多数を占めているという可能性もあり得る。そこで、監査人より、福岡市の情報公開を担当する福岡市総務企画局行政部情報公開室へ、本件監査の趣旨を説明し、福岡市の動向について尋ねたところ、①福岡市では、情報公開請求にあたり理由記載を求めているが、近年の傾向としては、福岡市への公文書公開請求の件数が年間約2000件であるところ、営利目的と考えられる請求として「市が発注する工事等に係る金入り設計書」を求める公開請求が約半数を占めているが、②他方で、残りの半数程度については、行政、政策等への監督目的と考えられるものも多数含まれているという回答があった。

以上より、情報公開制度の現状として、佐世保市と福岡市を比較した結果、佐世保市は、①行政、政策等への監督を主目的とする情報公開請求が非常に少ないこと、及び、②情報公開請求目的につき営利活動との関連性の有無に関わらず、決定に対する不服申立数が少ないことを挙げることができる。

3 佐世保市の情報公開の現状に関する背景

(1) 佐世保市の情報公開に関する現状について、以上の調査の結果、①営利活動との関連性が少ない情報公開請求が少ないこと、及び、②公開等決定に対する不服申立数が少ないことが特徴であるとの結論に至った。

以下、かかる特徴の背景事情について論ずる。

(2) 情報公開請求権が、憲法第21条1項の情報の受け手側の自由である「知る権利」の一類型として保障されていると解されていることについては、先述のとおりである。

特に、情報公開制度の必要性については、

- ① 政府の行為を公開して国民が監視できるようにしておくことは、国民主権や民主主義の原理に基礎をおく憲法体制の基本的要請であること
- ② 行政権が肥大化したため、その実態を示す情報を国民が知る必要性が増していること
- ③ 情報収集、保管、利用の技術が著しく進歩したため、行政機関が個人情報等をより多く収集できるようになったこと
- ④ 政府の腐敗問題、不祥事が政府情報の公開を強く促していることの4点が挙げられている。

日本国における情報公開制度については、国レベルでは、平成11年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（いわゆる情報公開法）」が制定されているが、情報公開制度については、地方公共団体による条例制定が先行しており、昭和57年3月、山形県金山町に最初の情報公開制度が発足した。佐世保市の情報公開条例は昭和62年に制定されている。平成11年の情報公開法制定後、各地方公共団体は、既存の情報公開条例につき情報公開法の基準に合わせる等の改正を行い、また、情報公開条例が存在しない場合の新規制定に及んだ。

このように地方公共団体レベルでの情報公開制度は、国よりもはるかに先んじて条例制定及び運用を開始し、情報収集及び保存の技術革新進行並びに地方公共団体レベルでの行政対象の拡大への対応のため、国の情報公開法制定を機に、情報公開条例の大部分または全面的な改正を行い、現在に至っている。佐世保市においても、同様の経緯を辿っているといえる。

- (3) 現行の佐世保市の情報公開制度について、その手続等詳細については第3章のとおりであり、概ね以下のような特徴がある。これらについては、いずれも後述のとおり評価すべき部分がある。

ア 佐世保市情報公開条例第1条において、情報公開制度の目的につき、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障」するとし、かつ、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政に関する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資すること」と規定している。

同規定からは、

- ① 情報公開制度の根拠である「知る権利」の保障
- ② 地方自治体レベルの情報公開制度につき地方自治の本旨（特に住民自治の観点）も根拠となっていること
- ③ 市の活動につき市が市民に対する説明責任があることを明言していること

を読み取ることが可能である。そして、情報公開制度につき、健全な直接民主制確立の手段であるとしている。

これにつき、佐世保市情報公開条例全面改正に関する平成13年3月の市議会審議にて、佐世保市側がその改正の要点につき、「主な改正点といたしましては、まず、第1条の目的規定に、行政情報に対し、「市民の知る権利」を認め、行政としては「市民に説明する責務」いわゆるアカウンダビリティを盛り込み、公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資することが明記されている」と説明しており（佐世保市議会本会議平成13年3月定例会・第9日）、同条例の目的につき上記事項が意識されていることを明言している。

イ 公開請求権者につき「何人も」と規定されており、門戸を広げている。また、公開対象となる「情報」の定義、非公開情報の範囲につき、情報公開法に類する内容としている。

ウ 公開手数料は無料である。また、謄写手数料も他の自治体と比較して高額とはいえない。さらに、理由呈示も不要されており、公開請求

時に一見して公開すべきものと判断できる場合の申立書作成省略制度も設けられている。

(4) 以上、佐世保市の情報公開制度については、条例とその運用につき、先述した条例個々の改良や内規の拡充等の必要、これまでの公開事例につき、若干の不適切が見受けられたことを除けば、大きな問題は無い。かかる情報公開請求制度につき、本来の目的であるはずの「市民の市政に関する理解と信頼を深め、もつて公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資すること」ではなく、大部分営利目的またはこれに準ずる目的で請求されたと考えられる事案で占められていることは、いかなる事情によるものか。これについての監査人の推測は、以下のとおりである。

ア 佐世保市の市政につき公平・公正が十分であると考えられていること

(ア) 前論

情報公開制度の行政に対する監視という役割からすれば、行政の現状につき違法または不適切であるという疑念が解消されていれば、行政事務の内容や経費の監査等を目的とする情報公開請求の需要も当然低下することになる。以下、個別に述べる。

(イ) 佐世保市における適正な行政実現への努力

地方公共団体において、地方自治の本旨、特に住民自治の観点から、住民の意思を密接にくみ取り、公平・公正な自治を実現させることこそ最優先とすべきものであるところ、仮に、そのような理想の自治が実現していれば、自己統治を目的とする情報開示請求の需要が低下することは予想できることである。それゆえ、行政の監視を目的とする情報公開請求や行政の誤りを正そうとする行政事件訴訟が少ないことのみをもって、当該地方公共団体の行政を問題視

することは本末転倒である。

佐世保市の行政事務の内容や経費の監査等を目的とする情報公開請求数が少ないことについて、端的に、佐世保市による適正な行政実現の努力の結果、住民による佐世保市行政に対する不満が少ないという理由も考えられるところである。

(ウ) 佐世保市の市民に対する積極的な情報収集及び情報提供・公表

前述の通り、佐世保市情報公開条例第17条は、実施機関が、市民からの情報公開請求を待つことなく、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするため、広く積極的に情報提供することの努力規定である。そして、その情報提供にあたっては、情報通信技術を活用した電子的公開等多様な媒体による情報提供の推進に積極的に取り組むものとされている。

平成11年の国による情報公開法制定と地方公共団体における情報公開条例改正の流れの背景につき、情報技術改革による大量の情報収集・管理の実現と行政活動の拡大という事情があるが、情報技術改革は、情報の流れにつき、従来の送り手と受け手の一方的な関係から、双方向に同時の情報を安価にて流すことを可能とした。

今日、地方自治体は、ホームページを作成し、大量の情報を迅速に呈示し続けている。また、ホームページ上の質問フォームを活用し、苦情申告もホームページ経由でやり取りを行っている。昨今では、首長や地方議会議員が、SNS（ソーシャルメディア）を利用して情報発信を行っている事例があり、地方自治体自体がSNSの公式アカウントを取得し、住民へのより迅速な情報公開が可能となっている。そして、この行政によるインターネットコンテンツの活用は、住民側からの情報収集を容易にした。佐世保市においても、そのホームページ上、意見や苦情に対する申入れのための専用フォームが設けられてい

る。

加えて、各地の地方公共団体は、住民によるその地方独自の行政需要に対応するため、住民に対するアンケートや公聴会を実施する等して、住民からの情報収集に努めている。佐世保市は、ホームページを利用して、「Webアンケート」を積極的に行っている。そのアンケートの例としては、介護教室の動画配信、子育てしやすい街づくり、がん検診、成人式典等、住民の生活に身近な事項から佐世保市の政策上の判断材料となり得る事項まで多岐に渡っている。

以上のとおり、紙媒体及び有限の電波放送を利用した情報発信に止まる時代から、情報技術革命の進展により、高速、大量、低費用及び双方向の情報通信が可能となり、佐世保市と住民間において、あらかじめ佐世保市が保有する情報の公開がなされ（行政機関が自らの裁量により保有する情報を提供する「情報提供制度」や住民等の請求によらずに行政機関に情報を公表する義務を課す「情報公表制度」の推進と評価できる。）、また、住民の意見等の収集がなされることも、住民自治実現の効果的な施策となっており、情報公開請求の需要を抑制していると考えられる。

イ 佐世保市民による佐世保市政監視等の意欲が不十分であること

（ア）前論

行政活動は永続的であり、その内容は社会情勢の変動に伴い、とりわけ肥大傾向にて推移する。したがって、仮に、一定の時期、行政活動が住民にとって満足するべき状態にあるとしても、行政に対する監視が不要となることにはならない。また、行政活動の肥大化、法律や条令の内容実現となる対象の拡大により、行政活動の範囲が膨大となっており、その全てにつき、常に高度の公正が保たれているとは限らず、むしろ考えにくいといえる。

それゆえ、佐世保市の情報公開制度活用状況の判断にあたり、前イで述べた佐世保市の行政活動上の努力の成果とは別の事情についても検討する。

(イ) 佐世保市における選挙の投票率低下傾向

情報公開制度の行政監視作用は、国民主権または住民自治の重要な手段であるが、これらの民主主義確立のための大原則につき、より直截の手續は、国民・住民の選挙権行使である。選挙の投票率は、選定される公権力行使者（治者）が被治者からの権力移譲の正当性に大きく影響する。そこで、監査人は、佐世保市における近年の選挙投票率が、佐世保市民の民主主義と住民自治に対する姿勢を推測できる資料として、情報公開制度の行政監視作用の分析に役立つものと考えた。

その結果は、次ページの表のとおりである。

公職の選挙の投票率は、国政レベルにおいて、全国 50 パーセント前後にて推移しており、健全な民主主義が確立、維持されていると評することは難しい。衆議院議員及び参議院議員の選挙において、佐世保市は、平成 29 年衆議院議員総選挙長崎県第 4 区小選挙区のみ全国の投票率を僅かに上回るものの、その余は約 1 パーセントないし約 12 パーセントの範囲で全国の投票率を下回っている。

佐世保市及び長崎県レベルの選挙の投票率は、佐世保市長・佐世保市議会議員の選挙では投票率 50 パーセント以上を維持しているものの長崎県知事選挙においては非常に低い投票率となっている。

特に、20 歳代の投票率については、惨憺たる状況である。

投票率が 50 パーセントとなれば、その過半数である 26 パーセントの支持をもつての公職当選が可能となり、民主主義の形骸化を導く。すなわち、公権力の所在が固定的となり既得権益化し、治者と被治者の関係について、被治者は選択拒否を理由とする非建設的な正当化傾

向を深め、その結果、ますます治者との乖離拡大を深める。それゆえ、投票率の改善は、国政及び地方自治において、長らく重要課題となっているところである。

投票率	佐世保市				全国
	全体の投票率	女性投票率	男性投票率	20歳代投票率	
令和元年参议院議員通常選挙（選挙区／佐世保市分）	43.09%	42.10%	44.23%	25.63%	48.80%
平成31年佐世保市長・市議会選挙	50.11%	50.46%	49.71%	28.39%	—
平成30年長崎県知事選挙（佐世保市分）	30.43%	29.51%	31.49%	17.20%	—
平成29年衆議院議員総選挙（長崎県第3区小選挙区／佐世保市分）	49.39%	48.40%	50.54%	40.75%	53.68%
平成29年衆議院議員総選挙（長崎県第4区小選挙区／佐世保市分）	53.75%	55.38%	54.50%		
平成28年参议院議員通常選挙（選挙区／佐世保市分）	53.68%	55.35%	54.06%	34.33%	54.70%
平成27年佐世保市議会選挙	51.74%	52.25%	51.14%	—	—
平成26年長崎県知事選挙（佐世保市分）	35.31%	34.87%	35.83%	—	—
平成26年衆議院議員総選挙（長崎県第3区小選挙区／佐世保市分）	40.11%	38.76%	41.71%	—	52.66%
平成26年衆議院議員総選挙（長崎県第4区小選挙区／佐世保市分）	50.76%	49.64%	52.08%	—	
平成25年参议院議員通常選挙（選挙区／佐世保市分）	50.82%	50.01%	51.78%	—	52.61%
平成24年衆議院議員総選挙（小選挙区／佐世保市分）	58.37%	57.53%	59.35%	—	59.32%
平成23年佐世保市長・市議会選挙	60.19%	60.79%	59.48%	—	—
※平成27年佐世保市長選挙は無投票					

公職選挙の投票率の低数値の原因については、諸事情があるところであるが、根本的には、国民・住民の主権者としての意識と健全な民主主義確立・維持への意思が不足していることが大きな原因であることは、現行の日本国における民主主義制度（直接・自由・普通選挙の実施、地方自治採用等公権力の分散）に照らし否定し難いところである。

（ウ）市民オンブズマンの不存在

市民オンブズマンは、国及び地方公共団体を監視し、公金の使途の妥当性、議会改革の進展等を調査することにより、国、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為是正を目的としている。そして、情報公開制度の行政監視作用の重要な担い手として、市民オンブズマンが考えられる。市民オンブズマンは、公的オンブズマンと異なり、国や地方自治体から独立していることが特徴である。そして、その目的が公益に資することから、特定非営利活動法人（NPO法人）として認証されている団体が少なくない。かかる市民オンブズマンの存在意義からすると、国及び地方公共団体の監視の手段として、情報公開請求権の行使は有力である。実際、日本全国の市民オンブズマン間の交流を推進させ、公権力への監視方法につき研究を行っている全国市民オンブズマン連絡会議は、各地方公共団体の情報公開制度につき、文書特定不足時の対処や公開の程度に対する評価を行い、各地方公共団体の透明度を分析する等して、情報公開制度の発展等に貢献しているということである。

このように、情報公開制度の活用につき市民オンブズマンへの期待が大きいところ、佐世保市においてオンブズマンを活動分野とする特定非営利活動法人は、内閣府NPO法人ポータルサイトによると、令和3年1月時点で、1件のみであった。当該法人は、定款目的として、

「地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視・更正」することを挙げている。しかし、同法人の平成２９年度から令和元年度の事業報告書によると、地方公共団体に対する情報公開請求及び監査請求並びに公の情報についての分析活動は、未実施ということである。監査人は、当該法人に対して、過去の活動状況に関する照会書を送付したが、回答を受けることができなかった。

その他、現在、佐世保市内にて恒常的にオンブズマン活動を行っている個人についての情報は見当たらなかった。監査人にて探索した結果、個人にて佐世保市内でオンブズマン活動を行っていた者がいたことを発見し、その活動場所へ問い合わせたところ、オンブズマン活動を行っていた者が３年程前に死亡し、以後休眠状態にあるということであった。なお、佐世保市総務部総務課に対して、佐世保市内にて活動中である市民オンブズマンの把握状況を尋ねたところ、特筆すべき存在につき把握していないということであった。

以上、佐世保市では、同市の監視の強い担い手となる市民オンブズマンが存在しないという事実がある。

（エ）経済的理由

令和元年度佐世保市包括外部監査「佐世保市の市税（国民健康保険税を含む。）」において、佐世保市の国保税の収納率が低い原因の分析として、国保税率が他の自治体と比較して高率であるが、他方で、一人あたりの所得が低いことが原因であるという仮説の検証が行われている（令和元年度佐世保市包括外部監査結果報告書第２３１ページ）。その際、平成２９年度の中核市５４都市の課税所得につき、佐世保市が第４５位（４５万８７９７円）であるという事実が摘示された。この課税所得の統計につき直近令和元年度の状況は、次ページのとおり、中核市６０都市中第５７位（４５万１９０４円）であり、残念な

令和元年度中核市決算状況			
●一人当たり課税所得額（医療分）（高額順）			
○全体			
順位	都市名	金額(円)	差額(円)
1	豊田市	1,057,525	0
2	柏市	989,321	△68,204
3	岡崎市	888,983	△168,542
4	西宮市	876,221	△181,304
5	川越市	847,583	△209,941
6	川口市	834,216	△223,309
7	八王子市	825,911	△231,614
8	船橋市	823,985	△233,540
9	吹田市	813,910	△243,615
10	越谷市	808,460	△249,065
11	豊橋市	786,189	△271,336
12	豊中市	764,652	△292,872
13	山形市	737,271	△320,254
14	金沢市	708,133	△349,391
15	岐阜市	695,088	△362,437
16	那覇市	694,897	△362,628
17	横須賀市	673,606	△383,919
18	水戸市	667,021	△390,504
19	福井市	661,385	△396,140
20	大津市	659,916	△397,609
21	高崎市	655,207	△402,318
22	前橋市	654,044	△403,481
23	奈良市	652,104	△405,420
24	宇都宮市	645,852	△411,673
25	甲府市	641,945	△415,579
26	高槻市	636,512	△421,012
27	明石市	627,846	△429,679
28	富山市	620,286	△437,239
29	郡山市	605,050	△452,475
30	松江市	595,784	△461,741
31	八尾市	593,133	△464,392
32	福島市	591,493	△466,031
33	長野市	590,929	△466,595
34	高松市	588,710	△468,815
35	枚方市	582,720	△474,805
36	盛岡市	579,428	△478,097
37	久留米市	576,514	△481,010
38	倉敷市	569,528	△487,996
39	福山市	568,058	△489,466
40	姫路市	562,775	△494,750
41	東大阪市	562,075	△495,449
42	いわき市	552,158	△505,367
43	尼崎市	547,486	△510,039
44	高知市	531,446	△526,078
45	呉市	527,813	△529,712
46	寝屋川市	515,750	△541,774
47	八戸市	508,952	△548,573
48	宮崎市	502,407	△555,118
49	鳥取市	498,612	△558,913
50	長崎市	496,224	△561,301
51	鹿児島市	481,351	△576,174
52	大分市	481,156	△576,368
53	下関市	480,278	△577,246
54	和歌山市	471,569	△585,956
55	秋田市	461,389	△596,136
56	松山市	457,091	△600,434
57	佐世保市	451,904	△605,621
58	函館市	441,867	△615,658
59	青森市	440,107	△617,417
60	旭川市	432,933	△624,591
※差額は1位との差			

がら改善していない。

所得が低いという事実は、公職選挙の投票率につき、①現状の不満に対する状況改善を求めている政治参加の要求という投票率向上の契機として積極的な理由にもなり、他方で、②選挙参加のためのコスト忌避、貧困の固定化により増加する政治への諦観という点で投票率低下の契機ともなり得る。しかし、情報公開制度を活用した公権力の監視という無私かつ長期的な事務作業を伴う活動の場合、金銭、時間、心理上のコストは、選挙権行使よりもはるかに大きいものである。これを個人で負担することには容易なものではなく、市民オンブズマンのような法人組織の活動を期待するとしても、これを支えるための資金や人的資源の確保がやはり必要となる。個人の可処分所得が少なければ、市民オンブズマンを支え成長させる基盤づくりも困難になるだろう。

よって、佐世保市民の所得が低いことは、情報公開制度による公権力の監視機能を活用することの消極的要因になると思われる。

(オ) 小括

日本国憲法の三大原則の一つである国民主権から、日本国では、主権を国民が持ち、治者と被治者の同一性を達成するべく民主主義が採用されている。公権力行使の根源が国民の意思に基づいていると評価できる健全な民主主義の確立のため、日本国の統治機構や地方自治では、被治者側が、三権への参加または監視等の権利が保障されている。健全な民主主義の確立、維持のためには、公正な選挙により治者と被治者の同一性が高く確保されてことが不可欠であることは無論であるが、国民・住民より委託された公権力につき不正や不当な行使がなされていないかを監視し続ける必要がある。そのための強力な手段である情報公開請求制度につき、本来の民主政維持・発展等自己統治の

ための行使が低調であることについて、監査人は、今後、官民とも改善の努力を要すると考える。

4 佐世保市の政策上留意すべき事項

佐世保市は、予算や実現すべき物理的設備の規模が大きい政策を進めている。具体的には、石木ダム建設工事事業、統合型リゾート（Integrated Resort）誘致政策である（以下「IR誘致政策」と称することがある。）。前者については、既に、関連する情報について、情報公開請求がなされているようである。他方、後者については、現時点で、関連すると思われる情報の情報公開請求は、佐世保市では、まだ活発ではないようである。この点、IR誘致政策を行っている大阪市では、大阪市役所のホームページ（大阪市IR推進局企画課）によると、令和2年4月から12月までの間に、IR誘致政策に関する情報公開請求につき11件の決定がなされている。

【意見】

これらの政策についての情報公開請求は、地方自治体が推進しようとする政策について、反対の意見を前提になされる傾向があることから、補正を要する請求の場合に敢えて不十分に対応すること、情報不存在の拡張的判断、非公開事項の拡大適用、例外的公開の該否判断の看過等、情報公開請求に対して消極的な決定、運用がなされるおそれがある。かかる重要政策に関する情報公開請求については、まさに自己統治を目的とする情報公開請求権行使の重要な場面であり、地方自治体もそのことを認識し、公開等決定にあたり、恣意的判断や濫用的処分等となっていないかを慎重に判断すべきである。これについては、佐世保市にも留意していただきたい。

第7章 佐世保市の情報公開制度の現状に関する総合的な評価及び意見等

第1 前論

これまで、佐世保市の情報公開制度につき、主に規範（佐世保市情報公開条例）と事実（佐世保市の情報公開請求事例）について、適宜、個別に評価及び意見を呈してきたところである。

その上で、以下、佐世保市の情報公開制度につき総合的に判断し総論としての評価及び意見等を呈示する。

第2 評価

1 実際の運用が円滑、良好であること

監査人は公開決定以外の決定については、本条例に照らして適法性・妥当性の検討をしたが、公開・非公開の結論自体が違法又は不当といった事例は見当たらなかった。

また、情報公開請求から決定までの期間が法定の期間を徒過しているなど、手続面の適法性は問題なかった。

佐世保市の情報公開制度は、理由や国籍の記載を不必要とし、実施機関は、職員向けマニュアルにより機械的に公開等決定判断を行う運用により、円滑、良好な運用が実現しているといえる。

【評価】

佐世保市の情報公開請求の手続・運用はおおむね適法であり、円滑、良好な運用が実現しているといえる。

2 個人情報や法人の営利活動等公開除外の手続につき紛争化していないこと

個別の事例の調査にあたり、そのサンプルとして、調査対象期間の部分

公開または非公開決定、もしくは、不存在の事例を抽出したが、これらの決定等に対する不服審査申立数は限られており、取消訴訟等は起こされていない。

これは、佐世保市において、情報公開請求につき、マニュアルに沿った機械的公開の運用が確立していることも一因となっているとのことである。結果として、非開示事項を不当または違法に拡張することを防ぎ、また、個人情報等非開示事項を過って開示するという事態を防止している。

【評価】

情報公開請求からの速やかな決定や非公開事項の判断について、紛争化していないことは、評価すべきである。

第3 意見

1 前論

佐世保市の情報公開制度は、地方自治の本旨、特に、住民自治の促進を目的とする行政権監視という本来の目的（自己統治）を達成するため申し立てられた件数が少なく、主権者である住民からの厳しい風雨に晒された経験に乏しいところである。上述のとおり、佐世保市において、公権力監視を目的とする情報公開請求が非常に少ないという事実につき、住民の国民主権及び住民自治の意思が不足していることに起因していると考えられる以上、佐世保市として現状に甘んじることなく、情報公開制度の佐世保市の市政への監視という役割を市としても積極的に評価のうえで、改善を図るべきである。仮に、佐世保市の市民が、経済的に余力を持っていないことも一因であるとすれば、猶更である。

その他、他の地方自治体における情報公開制度運用に関する問題への対処を参考として、佐世保市としても留意すべきものについて付言する。ま

た、佐世保市情報公開条例につき、条文の文言及び同文言から導かれる効果について、個別に意見を呈したものの以外に、佐世保市の情報公開制度の運用実態を踏まえての提言となる意見にも触れておく。

2 情報公開制度利用の啓発活動強化

(1) 情報公開制度の意義と制度趣旨について市民への説明等を推進すること

情報公開制度については、これまで、各地方自治体において、先述のとおり、平成元年前後の黎明期、そして、平成13年の国の情報公開法の施行を契機とする同法を情報公開の最低基準とする改正等の流れを経て、近年、「知る権利」及び「説明責任」を条例の目的として明記されることが多くなっている等発展している。しかしながら、情報公開制度の法的根拠である日本国憲法の知る権利について複合的性格を有すること、そして、そのために情報公開請求の事例についても、その理由により、「知る権利」及び「説明責任」との結びつきの度合いが異なることについて、深く意識されていなかったものと思われる。

佐世保市における情報公開制度につき、国民主権、民主政、住民自治の維持と向上を目的とする自己統治のための利用が少ないことについての改善は、佐世保市民側にて率先してすべきことであり、佐世保市として積極的に行う必要性は無いとの判断も考えられるところである。しかし、国民主権、民主政、住民自治は、いずれも、本来の主権者である国民または住民から、立法、行政の権能を託す制度であり、情報公開制度の自己統治観点からの活用が十分ではない場合、「説明責任」の観点から、地方自治体としてもその状況に甘んじないように努力するべきであろう。

この点、佐世保市総務部総務課によると、情報公開制度については、佐世保市民からのリクエストに応じて、その制度を紹介する出前講座を

準備しているということであるが、昨今の申込は無いということであった。また、情報公開制度につき佐世保市民に告知する配付用小冊子等の資料は準備していないということである。

佐世保市にて、情報公開制度について、特に、自己統治と自己実現のための制度であること、及び、自己統治面の意義について、佐世保市民へ説明する啓発事業を検討していただきたい。

【意見】佐世保市の情報公開制度につき、自己統治を目的とする公開請求の低調状態改善のため、まず、佐世保市民に対して、自己統治面の意義につき力点を置いた啓発事業を行うべきである。

（２）長期的視点として市民の主権者教育の拡充

佐世保市における行政等監視の意欲の低下は、国民主権及び住民自治の維持・向上への市民の意欲が不足していることの一側面であると考えられる。このことは、情報公開制度のみならず、公職選挙の投票率低下のように、国民・住民の参政の場面でも留意すべき問題である。そこで、本件についての長久の方策として、佐世保市民の主権者教育の拡充を検討していただきたい。

【意見】佐世保市民の主権者教育が必要であり、また、有効と考える。その具体的施策として、長崎県弁護士会が、会員弁護士による出張講義を行っている（添付資料参照）。この出張講義につき、特に、学生向けとして学校での出前授業がある。長崎市教育委員会は、毎年、中学生を対象とする模擬選挙等を行う主権者教育を長崎県弁護士会へ依頼しており、未成年者に国民主権の意義と重要性に関する授業を企画している。佐世保市においても、次代を担う学生への国民主権や住民自治の意義と重要

性に関する授業を企画することを検討していただきたい。

3 佐世保市情報公開条例について

(1) 「第1条（目的）」について

本条例第1条には本条例の目的が明記されている。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関する必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資することを目的とする。

条例の目的条項は、それ自体を直接の根拠として、何らかの請求権の存在を導くものではないが、その記載内容は、条例全体の運用にあたり指針となる。佐世保市の情報公開条例につき、第1条において、住民の知る権利と地方政府の説明責任の両方を明記したことは、国の情報公開法と比較して先進的であると評価できる。佐世保市には、情報公開請求を求める者に対して、情報公開請求権が、憲法上の権利に基づきものであることを再認識し、地方自治体による情報公開が、行政の透明性を確保し、佐世保市への住民の信頼の担保という民主主義の根幹に関わる制度であるに止まらず、佐世保市における住民自治の健全な発達に不可欠な制度であることを厳粛に受け止めるようにされたい。

【意見】 上記の第1条の目的につき、さらに、知る権利が憲法第21条1項

等を根拠とする権利であることから、佐世保市情報公開条例を今後改正するにあたり、第1条につき「知る権利が日本国憲法に根拠を有する権利であること」、「情報公開制度が知る権利を具体化して保障すべきものであること」を明記し、情報公開制度の意義、法的根拠及び制度趣旨を明らかにすることを検討していただきたい。

(2)「第4条」について

本条例第4条は、請求者の責務を定めている。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、情報の公開を受けた者は、これによつて得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

情報公開請求権が日本国憲法の表現の自由、さらに、知る権利に根拠を持つ権利であることから、情報公開を求める者への地方自治体の対処は、情報の特定の段階から十分な配慮をなされるべきであるが、請求権者としても、情報公開請求権の意義と根拠からして、無制限に濫用することは慎まねばならない。これは、日本国憲法第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」との規定からも導かれる。

情報公開請求が濫用と評価されるべき事案としては、①取得した情報を主に地方自治体の監視等正当な理由ではなく、取得した事情から得られる情報を基に詐欺や脅迫等犯罪を図る場合のように違法または不適切

な使用に供することが重大である場合が考えられる。その他、②地方自治体に対して、大量の業務を強要し事務処理能力を疲弊させる等不当な目的にて、特定困難である情報の公開請求、同一情報の公開請求反復、公開請求をしつつ実施機関が公開準備を整えたにも関わらず閲覧に及ばない場合等、請求手続につき濫用と評価される場合もあり得る。

現在、佐世保市では、このような濫用的な事例は見当たらないということであるが、他の地方自治体では、かかる濫用的事例による公務の停滞等が問題になっているところもあるということである。

【意見】現時点で、濫用的事例が現実化していないことから、具体的な措置を講じる必要性は少ない。それゆえ、佐世保市情報公開条例第4条は、「利用者の責務」として、公開情報の適正利用のみを規定しているが、佐世保市情報公開条例を今後改正するにあたり、同条につき、「公開請求者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるものとする。」等、適正な請求についても規定することを検討されたい。また、濫用的事例については、他の地方自治体にて、実際に発生しているとされており、その対処につき慎重な判断を余儀なくされているところが多いようである。佐世保市としても、濫用的事例について、その対処方法や裁判例等、情報収集を進め備えられたい。

4 運用の改善についての意見

(1) 非公開等の理由の不備が生じないようにすること

前述の通り、平成29年に審査請求されていた件で、非公開決定の理由不備を理由に原処分を取り消す旨の裁決が出ている。そのほかにも、決定書記載の非公開に該当する理由の不備が原因で審査請求に至ったケースが数件存在する。これらは処分庁が原処分を取り消して再度詳細な理由を

記載した決定書を出し直すという形で解決され、最終的には審査請求が取下られている。

そもそも、情報公開請求に対する決定は、申請に対する処分として理由を呈示する必要がある（行政手続法 8 条）。この理由の呈示の趣旨は、不服申立ての便宜のためだけではなく、行政庁の判断の慎重・合理性を担保することにある。このような趣旨からすると、記載それ自体で判断の理由や判断の前提となる事実関係を確認できる必要がある。非公開の根拠条文の指摘だけでは不足するのはもちろん、例えば「個人名や技術情報（理由）著作権」といった簡潔すぎるものは不適切というべきである。そして、理由の呈示に不備がある場合には処分の取り消し事由にあたること（最高裁判所 38 年 5 月 31 日民集第 17 卷 4 号 617 頁等）に留意すべきである。

佐世保市は、この理由付記の程度に関する問題について、令和 2 年 4 月 1 日に全庁通知、手引書改訂等の対処をしている。監査人としては、さらに踏み込んで、情報公開を担当する職員に対し、研修時に不適切な事例をテーマに事例検討を採り入れるなどして、定期的・継続的に研鑽を積ませる必要があると考える。研修のために専門家の協力を要するのであれば、弁護士等外部の専門家に委託することも考えられる。

そして、不存在、全部または一部非公開の決定がされた場合には、決定書その他一件記録を総務課に提出させ、理由の呈示の不備など情報公開の手續に不備がないかどうか、必要に応じまたは定期的に確認する作業が必要であると考えられる。確認のために専門家の判断を要するのであれば、外部の弁護士等に委託することも考えられる。

【意見】情報公開請求への決定に際しての理由付記につき、引き続き不備が生じないようにするため、職員への研修を行い、不存在、全部又は一部非公開の決定の際には、定期的な確認作業を課することが妥当である。

(2) 公開までの期間をできる限り短くすること

実施機関は情報公開請求を受理した日から起算して15日以内に、公開決定等をしなければならない(本条例第7条1項)、やむを得ない理由により期間内に同項の決定をすることができないときは、30日を限度としてその期間を延長することができる(同条4項)。

今回の監査で、期間の延長をすることなく期間を徒過した事例は見つからなかった。もっとも、同種の資料を公開する場合でも、請求から資料の公開まで数日で完了している場合と、期間満了直前まで公開決定がされない場合に分かれていた。資料の量や内容等の個別の事情にもよるので一概にはいえないものの、情報公開を担当する各部署の練度が公開までの期間に影響している可能性が考えられる。現在のところ期間の徒過という違法性はないものの、各部署の担当者に対する定期的な研修などを充実させ、速やかな情報公開を実現できるように配慮すべきである。

【意見】 情報公開までの期間短縮化のため、実施機関担当者への定期的な研修等を充実させるべきである。

(3) 総務部総務課への報告の不備を防止すること

佐世保市においては、各部署から総務部総務課に対して情報公開請求に係る定期的な報告を行っている。本件監査において、報告に使用する書面(一覧表)を確認したところ、記載ミス(非公開の理由が空白になっている、決定書記載の理由と一覧表記載の理由が異なっている)が散見された。

報告書面は情報公開の事務処理が適切に行えているかを確認できる端緒となるものである。そのため、各課の担当者に対して十分な指導を行うのが望ましいと考えられる。

また、必要に応じて、一覧表のみならず決定書等の資料一式を提出させ、一覧表と一覧表記載の決定書とを付き合わせるにより、記載ミスがないかどうか、理由の不備など違法ないし不当なケースが存在しないかどうかを確認する必要があると考えられる。

【意見】各実施機関からの総務課への報告にあたり齟齬が無いように注意すべきであり、必要に応じて、一覧表作成等を行わせることも必要である。

(4) 情報公開請求しやすい環境作りを行うこと

ア 情報公開請求の前提となる情報を提供すること

情報公開請求手続そのものの一般的な知識があつたとしても、行政機関がどのような情報を持っているのかを予見できなければ、実際に手続を行うのは困難である。

前述の通り、積極的な情報公開や目録等の整備がされていれば、一般市民が情報公開請求を行うきっかけ・手がかりを与えることができるという点が重要である。そのため、どのような文書が行政機関に存在するのかという目録を作成することが必要である。この点、佐世保市では、情報目録を作成し、行政閲覧コーナーや各課窓口を設置しているということであり、これについては評価できる。

その上で、各種申請や手続が、一般的にどのような流れで行われるのか、その中で行政機関がどのような書類を作成し、又は行政機関に対してどのような書類を提出する必要があるのかなどを明らかにした文書（フロー図や一覧表など）を窓口やインターネット上で公開することが必要と考える。その際、上記の情報目録を同じくインターネット上で公開するか、または、情報目録を上記のとおり作成していることを告知す

ることも検討していただきたい。

イ WEB上での情報公開請求手続

前述の通り、本条例第6条の趣旨からすると、現在の請求書書式に記載のあるような項目を明らかにしていれば、必ずしも書面（紙媒体）という形式を取る必要は無いと考える。

すなわち、現在のところ、窓口で受領した請求書書式又はダウンロードしたデータを印刷した請求書書式に必要事項を手書きで記載の上で提出する必要がある（メールに添付する方法でも提出が可能であるが、一度は請求書を紙媒体にすることが予定されている）。しかしながら、行政のデジタル化の推進という点や請求者の便宜、迅速な情報の公開といった視点からすると、適切とはいいがたい。

このような状態を改善するためには

- ① 情報公開請求の申し込みフォームを作成し、ウェブ上で入力・送信する方法で手続を行えるようにすること
- ② 佐世保市ホームページに直接入力できるPDFデータと提出先のメールアドレスを掲載し、直接データに入力した後、データをそのままメールで送信する方法で手続を行えるようにすること

等の対応が考えられるので、必要な条例の改正、書式等の整備を行うべきである。

ウ 日本語を流ちょうに使用できない外国人への対応

前述の通り、本条例第5条が「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を有する。」と規定していることから、日本語を流ちょうに使用できない外国人による情報公開請求は予想される。

しかしながら、現在のところ日本語での手続が想定されており、仮に請求があった場合に支障が生じる可能性が否定できない。そこで、日本

語が流ちょうに使用できない外国人への対応として、具体的には、

- ① 英語・中国語・韓国語など主要な言語を用いた書式や説明文書（情報公開請求手続の流れやよくある問い合わせをまとめたもの）を準備すること
- ② 情報公開事務の手引き及び情報公開請求受付マニュアルに外国人が請求した場合の対応について加筆すること
- ③ 請求書の提出や補正（本条例第6条3項）などの場合に外国人と対応する可能性があることを念頭に、通訳・翻訳担当者の配置を行うこと

等の対応を検討すべきである。

【意見】情報公開請求をしやすい環境整備のため、①情報の目録や情報公開請求手続の説明書の作成と事前公開、②WEBでの情報公開請求申立制度導入、③外国人向けの主要言語の書式や情報公開請求手続の説明書の作成と事前公開を検討するべきである。

（５）審査請求手続をしやすい環境作り

非公開等の決定を行う場合には、通知書に審査請求ができる旨を記載する必要がある（本条例第8条等）。しかしながら、佐世保市では、実際に審査請求に至る件数は極わずかである。その理由は明らかではないものの、請求者が審査請求の手続について理解できていない、手続の方法等が分からないので申立てを躊躇している可能性は否定できない。

間違いなく適切な情報公開を実施するべきであることは言うまでもないが、ときには法令の解釈を誤った判断を行ってしまう可能性や恣意的な判断を行ってしまう可能性は考えられる。その一方で、情報公開請求を行う一般市民としては、情報を公開してほしいという意思はあっても、情報

公開請求手続に関する知識の不足により、適切かつ円滑に手続をとれないことが多いと考えられる。情報公開請求手続そのものに対する周知、公開請求しやすい環境作りは必須であるが、それだけではなく、審査請求手続に対する周知、審査請求手続をしやすい環境作りも必要である。

そこで、

- ① 総務部総務課において、審査請求手続の概要や流れを明記した説明文書を作成し、佐世保市のホームページ上で掲載するとともに、一般市民や職員に対して交付できるようにすること。なお、上記説明文書には、審査請求書、弁明書、意見書など通常使用される書式を添付するのが望ましいと考えられる。
 - ② 決定書（通知書）や公開された公文書を請求者に交付する際に、上記説明文書や審査請求書等の書式をあわせて交付すること
 - ③ 請求者に口頭で決定内容を説明する機会がある場合には、書面の交付だけではなく、審査請求手続の概要を口頭でも説明すること
 - ④ 審査請求手続を熟知していると考えられる総務部総務課だけではなく、実際に情報公開手続を担当する各部署の担当者に対し、上記各対応を適切に行うように、研修等で周知すること
- 等の対応が必要であると考える。

【意見】 不服審査請求をしやすい環境整備のため、①不服審査請求書と説明書等のホームページ等での公開や決定書交付時の添付、②決定内容を口頭で説明する場合には、不服審査手続についても説明を行う、③各実施機関にて不服審査手続に関する説明を行えるように周知することを検討するべきである。

（６）営利目的及び自己実現目的での情報公開請求への対処

ア 情報公開請求権の法的根拠に基づく考察結果と運用への反映

情報公開請求権は、国や地方自治体が、その管理する情報を排他的に支配することにより、内部で非効率や不正等が発生してもこれが発覚することなく常態化、深化していくという潮流に対して、これを糺し透明性を確保するための重要な道具として、国民や住民の努力と国や地方自治体の綱紀粛正への自覚と共に発展した制度である。特に、平成元年前後の黎明期以降、情報公開制度は、地方自治体でのカラ出張、カラ残業問題や警察における機密費問題等への調査のため公開請求がなされ、これに対する謄写手数料徴収や公開制限をめぐって長らく争われ続けたという歴史がある。それゆえ、自己統治のための情報公開請求が本来の目的である。そして、この自己統治目的での情報公開請求により得られる利益は、地方自治体の住民全体に及ぶことから、その公費負担は妥当といえる。他方、営利目的や自己実現目的での情報公開請求は、国民主権、民主政、住民自治と離れた個人的欲求や営利の実現のためのものであるところ、これらは、個人や団体の幸福追求の一場面である。この幸福追求につき、個人または団体の利益の問題として、軽んじられてよいものではない。しかし、この個人または団体の利益を目的とする場合、これに、国や地方自治体の公金を費やすことは、自己統治の場合と同じ保障の下にあるとはいえないと思われる。

イ 佐世保市情報公開条例の場合、その公開請求権者、理由につき制限は無く、公開手数料も無料である。これらは、行政の透明性確保の観点からは望ましいといえる。しかし、仮定ではあるが、現行の制度の場合、外国人が、その自身の利益、また、所属国の利益を図るために、佐世保市に対して大量の情報公開請求に及ぶとしても、非公開事項に該当しない限り、佐世保市の公金をもって公開手続を行うことになる。

情報公開請求がなされる場合、これへの対応のため実施機関は、本来

の業務の事務処理能力を割かなければならず、「佐世保市の公金をもって」の負担とは、公開手数料無償により得られない利益の問題に止まらない。

ウ 他方で、情報公開請求にあたり、請求理由を求めることにつき、地方自治体が消極的であることについても、相応の理由が存在する。公開請求者からすると、公開理由の記載を請求手続要件とされれば、行政の非効率や不公正等究極的に何を目的としているのかを地方自治体側に察知されることを考え、さらに、地方自治体側が公開請求者への内心等へ踏み込むものと評価し、結果的に、公開請求者への萎縮効果をもたらすものと非難することも十分考えられるからである。

エ ところで、神戸市は、公開手数料として、株式会社等からの請求の場合1件あたり1000円、神戸市内に在住、通勤、通学等していない者や神戸市内に所在地が無い法人の場合1件あたり300円を徴収しているということである（神戸市役所ホームページより）。

株式会社等営利を目的とする法人の場合、その情報公開請求の目的は、営利目的である可能性が高いと考えられること、また、神戸市外に在住する個人または神戸市外を拠点とする法人の場合、その情報公開請求の目的は、神戸市の行政や政策の非効率や不正を調べる自己統治目的ではない可能性が高いと考えられる。

いわば、神戸市の公開手数料の制度は、営利目的または自己実現目的の情報公開請求申立てに対して、相応の負担を課することにより、公金が一私人の利益に使用されることを是正し、間接的に、自己統治目的の公開請求の場合への公開手数料を無償とすることで、国民主権、民主政、住民自治の理念への尊重を示しているとも評価できる。

オ 神戸市の情報公開請求権の公開手数料制度は、佐世保市における情報公開請求制度において、大部分営利目的と考えられる現状につき、自己

統治目的での情報公開請求を推進させることと矛盾するものではない。そこで、神戸市の公開手数料制度については、今後、佐世保市の営利目的での情報公開請求傾向が改善しない場合につき、同様の制度の導入を検討されたい。

カ なお、情報公開請求権は、条例をもって具体化される権利である。それゆえ、佐世保市として、営利目的または自己実現目的と推測される情報公開請求についても尊重し、自己統治目的の情報公開請求と差異を設けないことも当然、裁量の範囲内であろう。

キ この点、監査人が、福岡市総務企画局行政部情報公開局から聴取した事情として、福岡市における近年の情報公開請求の傾向につき、土木工事関係の営利目的と推測される事案と、福岡市の行政、政策の非効率、不正の調査等を目的としている事案とは半数ずつ程度に感じられるということであった。そして、情報公開請求に対する決定等への不服審査請求数も少なからず行われており、不服審査にあたっては、非公開決定への取消答申や公開手続についての補足意見を付する等して、その当否等が厳しく吟味されている。

佐世保市の情報公開請求の現状について、自己統治を目的とする情報公開請求が少ないという傾向は、国民主権、民主政、住民自治のための佐世保市民の熱量が十分に育っておらず、佐世保市もそのような熱を受けていないということである。今後、佐世保市の住民自治の向上、成熟への手段として、佐世保市として情報公開請求権の自己統治の機能につき理解を深め、佐世保市での市民オンブズマン活動としての情報公開請求があれば、これへの敵対視をすることなく尊重し、佐世保市の住民自治の発展を促すように努力していただきたい。

【意見】

佐世保市の情報公開請求制度につき、自己統治を目的とする情報公開請求の推進のため、営利目的が推測される株式会社による公開請求、自己実現目的と推測される佐世保市以外に住所や拠点を置く者からの公開請求につき、公開手数料を付するという手段があることについて、導入を検討していただきたい。

【添付資料】

佐世保市情報公開条例

(平成13年3月28日 条例第4号)

佐世保市情報公開条例（昭和62年条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 情報の公開（第5条―第13条）

第3章 審査請求（第14条―第16条）

第4章 情報公開の総合的推進（第17条―第21条）

第5章 雑則（第22条―第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関する必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会並びに消防長及び公営企業管理者をいう。

2 この条例において、「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取

得した文書、図画、写真、フィルム（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

- 3 この条例において、「情報の公開」とは、実施機関が情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報の写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、第1条に定める目的に則して、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより、情報の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

第2章 情報の公開

（情報公開請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を有する。

（公開請求の手続）

第6条 情報の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする情報の件名又は内容その他の当該情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報を公開できることが明らかであり、かつ、即時に閲覧又は視聴に供することができる場合は、請求書の提出を省くことができる。
- 3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公開請求に対する決定及び公開の方法）

第7条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、情報の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）、情報を公開しない旨の決定、次条の規定による公開請求に係る情報を保有していない旨の決定又は第11条第1項の規定による公開請求を拒否する旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定（以下「公開決定等」という。）を行ったときは、直ちに当該決定の内容（情報の全部又は一部の公開を行う場合は、その日時、場所及び公開の方法を含む。）を書面により通知しなければならない。ただし、情報の全部を公開する旨の決定をし、かつ、公開を実施することができる場合は、口頭により通知することができる。
- 3 前項の場合において、当該決定が請求を受けた情報の全部又は一部を公開しない旨の決定であるときは、当該書面には公開できない具体的な理由及びこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず30日を限度と

してその期間を延長することができる。ただし、実施機関は、第9条の規定による第三者等の保護のための意見聴取により30日以内に決定をすることができないときは、本文の規定にかかわらず60日を限度としてその期間を延長することができる。

5 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

6 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については60日を限度として公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

7 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所等により行う。ただし、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

(情報の不存在の通知)

第8条 実施機関は、公開請求を受けた情報が存在しないときは、当該情報が不存在であることを理由とした決定を行い、直ちに書面によりその旨を通知しなければならない。この場合、当該書面にはこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

(第三者等の保護の手続)

第9条 公開請求を受けた情報に市以外の者に関する情報が含まれている場合には、実施機関は、公開決定等の前に、必要により当該情報に係る市以外の者から、意見を聴くことができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、市、国又は他の地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が次条第1項第2号ウ、同号エ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を次条第2項の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（情報の公開義務及び公開しない情報）

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「適用除外情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、明白かつ具

体的に公開することができないとされている情報

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 何人でも法令等の規定により閲覧することができるとされている情報

イ 公表を目的とし、又は公表することを予定して作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公益上の理由により公開することが必要と認められる情報

エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

オ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）

に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかな情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命又は身体の安全、健康の保持若しくは財産又は環境の保全に影響を及ぼすおそれがある情報

イ 違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

ウ 消費生活その他他人の生活に重大な影響を及ぼすおそれがある情報

- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (5) 市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な遂行を著しく困難にすると認められるもの
- (6) 国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく害すると認められるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、健康又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共

の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- 2 実施機関は、公開請求を受けた情報が前項各号の適用除外情報に該当する場合であるときでも、公益上特に必要があると認めるときは、公開することができる。

（存否の応答拒否の決定）

- 第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、適用除外情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

- 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、直ちにこの決定を書面により通知しなければならない。この場合、当該書面にはこの決定に対し、審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

(非公開の場合の立証責任)

第12条 公開請求を受けた情報が、第10条の規定により公開できない情報に該当することの立証責任は、実施機関が負うものとする。

(部分公開及び事後公開)

第13条 実施機関は、公開請求に係る情報に適用除外情報が含まれる場合、適用除外情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより公開請求の趣旨が失われることがないと認められるときは、適用除外情報に係る部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、第10条第1項各号により公開できない情報であっても、時間の経過等により、公開を拒否する理由がなくなったときには、これを公開しなければならない。

第3章 審査請求

(審査請求があった場合の手続)

第14条 この条例による公開決定等及び開示請求に係る不作為について不服のある者は、審査請求をすることができる。

- 2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開

することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）

- 4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 5 実施期間は、審査請求の書面に形式上の不備がある場合には、審査請求をした者（以下「審査請求人」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第15条 前条第3項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 2 審議会は、第1項の規定により諮問を受けたときは、諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、答申するように努めなければならない。
 - 3 実施機関は、前項の審議会の答申を尊重し、答申を受けた日から起算して15日以内に理由を付して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第16条 第9条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的推進

（情報提供の推進）

第17条 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするため、第5条に規定する情報の公開請求を待つことなく、広く積極的に情報提供に努めるものとする。

- 2 前項の情報提供については、情報通信技術を活用した電子的公開等多様な媒体による情報提供の推進に積極的に取り組むものとする。

（情報の適正管理）

第18条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報を適正に管理しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の情報の適正管理については、情報の収受、分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の情報の管理に関する基準を定めるよう努めるものとする。

（情報の検索資料の作成）

第19条 実施機関は、情報の目録等情報の検索に必要な資料を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

（重要事項に係る審議会への諮問）

第20条 市長は、この条例に基づく情報公開制度の運営に関する重要事項について、調査審議の必要があると認めるときは、審議会に対し、諮問するものとする。

（出資団体等の情報公開）

第21条 市が出資し、又は財政上の援助を行う法人その他の団体（以下「出

資団体等」という。)は、財務その他の経営状況を説明する文書等その保有する情報の公開に努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資団体等が保有する情報であって実施機関が保有していない情報について、この条例に基づく公開請求があったときは、当該団体に対し、規則で定めるところにより当該情報の提出を求めるものとする。
- 3 出資団体等の範囲等必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(費用負担)

第22条 この条例の規定による情報の公開に伴う閲覧又は視聴の手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定により情報の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項に定める費用の額は、市長が別にこれを定める。

(法令等による公開の実施との調整)

第23条 この条例は、法令等の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本若しくは抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しない。

- 2 この条例は、前項に規定するもののほか、市の他の条例等により、市民の利用に供することを目的として、図書館その他の市の施設等で収集、管理している図書、資料及び刊行物等の情報については、適用しない。

(実施状況の公表)

第24条 市長は、毎年1回、この条例の規定による実施状況を公表するものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の佐世保市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 1 項の規定によりなされている行政情報の公開請求は、改正後の佐世保市情報公開条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現になされている旧条例第 12 条に規定する行政不服審査法に基づく不服申立ては、新条例第 14 条第 1 項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

- 5 吉井町及び世知原町の編入の日前に吉井町情報公開条例（平成 13 年吉井町（平成 13 年吉井町条例第 11 号）又は世知原町情報公開条例（平成 14 年世知原町条例第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)

- 6 宇久町及び小佐々町の編入の日前に宇久町情報公開条例（平成 14 年宇久町条例第 21 号）又は小佐々町情報公開条例（平成 13 年小佐々町条例第 15 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

- 7 江迎町及び鹿町町の編入の日前に江迎町情報公開条例（平成 13 年江迎町

条例第4号)又は鹿町町情報公開条例(平成13年鹿町町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成16年12月17日条例第42号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第66号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第38号)

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、その従前の例による。

附 則(平成31年3月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

弁護士について

[トップページ](#) > [弁護士について](#) > [弁護士に授業・講演を頼んでみませんか？](#)

➡ 弁護士に授業・講演を頼んでみませんか？



長崎県弁護士会では、2020年（令和2年）4月、新たに「法教育センター」を設置し、学校等の教育機関、一般市民や私的団体、地方公共団体などから要請を受けて、「授業・講義」「研修・講演」「シンポジウム」等についての「講師」として弁護士を派遣する事業を行っています。弁護士を「講師」として呼ぶのは、「ハードルが高い！」と思われるかもしれませんが、そんなこと

はありません。お気軽にお問合せください。

▶ 学校（児童・生徒・学生向け）の「出前授業」

▶ 一般・教職員向けの研修・講演

▶ 費用

▶ お申込み方法

学校（児童・生徒・学生向け）の「出前授業」

弁護士が学校に出向き、授業を行います。弁護士の仕事の紹介（職業講話）、社会に出たら出会うかもしれない様々なトラブル（インターネットトラブル・借金問題・男女交際トラブルetc）の紹介、法律にまつわる話などについて、「講師」として授業を行います。また、「いじめ予防授業」や「ワークルール講義」も行っています。実施にあたっては、カリキュラムや年間予定との関係上、難しい問題もあると思いますが、正規の授業として行うという形の他にも、放課後や休日に希望者のみを対象として行うなど、要望に応じて柔軟に対応いたします。

一般・教職員向けの研修・講演

教職員の方を対象に、弁護士が講師となり、体罰、ハラスメント、いじめの問題などについて、研修や講演を行います。また、一般向け（公的・私的団体、一般企業など）に、研修や講演の「講師」として弁護士を派遣します。内容については、申込先の要請に対して柔軟に対応いたします。

費用

講師料と交通費実費をご負担ください。

講師料は要請の内容によって「応相談」となりますので、遠慮なくお問い合わせください。

ただし、児童・生徒・学生向けの「出前講義」については、当面の間、無料にて対応いた

弁護士とは

弁護士のできる業務

弁護士に授業・講演を頼んでみませんか？

弁護士会から照会を受けた皆さまへ



ひまわり相談ネット

弁護士会に法律相談

ネット予約はこちらから

📅 イベント情報

今後のイベントはありません。

過去のイベントを見る



します。

お申込み方法

実施希望日の少なくとも1か月前までを目処に、文書（郵送またはFAX）で、

お申込みいただきますようお願いいたします。「児童・生徒・学生向け出前授業」及

び「教職員向け研修講演等」は、こちらの書式で お申込みください（ワード・P

DF）。「一般（公的・私的団体、一般企業等）向け研修・講義」のお申込みは

任意の書式で 結構です（団体名・企

業名等、連絡先氏名・電話、講演内容、希望日時、会場等を 明記願います）。

ご不明な点やご質問等は、電話にて長崎県弁護士会事務局までお問合せくだ
さい。

長崎県弁護士会法教育センター

〒850-0875

長崎市栄町1-25長崎MSビル4F

T E L 095-824-3903

F A X 095-824-3967

添付資料

情報公開請求事案一覧

(令和元年度：全部公開以外より監査人にて選別)

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
1	企画部文化振興課	工事関係資料	平成31年4月16日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
2	競輪事務所	工事関係資料	平成31年4月22日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
3	農林水産部農業畜産課卸売市場管理事務所	工事関係資料	平成31年4月19日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
4	住宅課	工事関係資料	平成31年4月22日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入札において予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
5	住宅課	工事関係資料	平成31年4月18日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入札において予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は個人
6	建設指導課	現地調査申請書	平成31年4月10日	部分公開	2号(個人情報)	
7	土木政策・管理課	図面	平成31年3月29日	部分公開	2号(個人情報)	省略
8	土木政策・管理課	図面	平成31年3月29日	部分公開	2号(個人情報)	省略
9	土木政策・管理課	図面	平成31年3月20日	部分公開	2号(個人情報)	省略
10	土木政策・管理課	図面	平成31年4月1日	部分公開	2号(個人情報)	省略
11	土木政策・管理課	図面	平成31年3月29日	部分公開	2号(個人情報)	省略
12	土木政策・管理課	図面	平成31年4月9日	部分公開	2号(個人情報)	省略
13	土木政策・管理課	図面	平成31年4月9日	部分公開	2号(個人情報)	省略
14	土木政策・管理課	図面	平成31年4月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
15	土木政策・管理課	図面	平成31年4月11日	部分公開	2号(個人情報)	省略
16	土木政策・管理課	図面	平成31年4月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
17	土木政策・管理課	図面	平成31年4月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
18	土木政策・管理課	図面	平成31年4月11日	部分公開	2号(個人情報)	省略
19	土木政策・管理課	図面	平成31年4月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
20	土木政策・管理課	図面	平成31年4月15日	部分公開	2号(個人情報)	省略
21	土木政策・管理課	図面	平成31年4月16日	部分公開	2号(個人情報)	省略
22	土木政策・管理課	図面	平成31年4月15日	部分公開	2号(個人情報)	省略
23	土木政策・管理課	図面	平成31年4月18日	部分公開	2号(個人情報)	省略
24	土木政策・管理課	図面	平成31年4月19日	部分公開	2号(個人情報)	省略
25	土木政策・管理課	図面	平成31年4月16日	部分公開	2号(個人情報)	省略
26	土木政策・管理課	図面	平成31年4月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
27	土木政策・管理課	図面	平成31年4月25日	部分公開	2号(個人情報)	省略
28	障がい福祉課	工事関係資料	平成31年4月9日	部分公開	5号(公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できるとなる情報)	①請求者は市内の建設会社
29	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月10日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
30	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月9日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
31	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月9日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
32	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月9日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
33	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月9日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
34	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月10日	部分公開	2号、3号	省略
35	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月4日	部分公開	2号、3号	省略
36	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月4日	部分公開	2号、3号	省略
37	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月9日	部分公開	2号	省略
38	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月24日	部分公開	2号	省略
39	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	平成31年4月24日	部分公開	2号	省略
40	環境部 環境保全課	水質汚濁防止法に係る資料	平成31年4月17日	部分公開	3号(会社印の印影)	①請求者は市内の土木関係の会社
41	廃棄物減量推進課	ごみステーション設置・変更申請書等	令和元年5月7日	部分公開	3号	①請求者は個人
42	水道局総務課	図面	平成31年4月5日	部分公開	2号(図面に記載された個人名)	①請求者は市外の株式会社
43	水道局総務課	図面	平成31年4月11日	部分公開	2号(平図面に記載された個人名)	①請求者は市内の建設会社
44	水道維持課	給水装置工事設備台帳	平成31年4月5日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は個人
45	水道維持課	給水装置工事設備台帳	平成31年4月5日	部分公開	3号(法人の印影、金額)	①請求者は市外の設計会社
46	水道維持課	給水装置工事設備台帳	平成31年4月11日	部分公開	2号、3号、7号(間取り)	①請求者は市内の介護関係の会社
47	水道維持課	給水装置工事設備台帳	平成31年4月12日	部分公開	2号(住宅地図)	①請求者は市内の不動産会社
48	水道維持課	給水装置工事設備台帳	平成31年4月25日	部分公開	2号、7号(間取り)	①請求者は市内の不動産会社
49	下水道事業課	配管図	平成31年4月5日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当するとしている ①請求者は市内の設計会社
50	下水道事業課	配管図	平成31年4月5日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当するとしている ①請求者は市内の不動産会社
51	下水道事業課	配管図	平成31年4月23日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当するとしている ①請求者は市内の不動産会社
52	下水道事業課	配管図	平成31年4月25日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当するとしている ①請求者は市内の不動産会社
53	下水道事業課	配管図	平成31年4月26日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当するとしている ①請求者は市内の不動産会社
54	教育委員会総務課	工事関係資料	平成31年4月17日	部分公開	5号	①請求者は市内の建設会社
55	教育委員会総務課	工事関係資料	平成31年4月17日	部分公開	2号	①請求者は市内の建設会社
56	教育委員会総務課	工事関係資料	平成31年4月22日	部分公開	2号	①請求者は市内の不動産会社
57	社会教育課	工事関係資料	平成31年4月22日	部分公開	5号(代価について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	2つの請求を一つの決定で対応 ①請求者は市内の建設会社
58	社会教育課	工事関係資料	平成31年4月22日	部分公開	5号(代価について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	2つの請求を一つの決定で対応 ①請求者は市内の建設会社
59	スポーツ振興課	工事関係資料	平成31年4月12日	部分公開	5号(行政運営情報)	①請求者は市内の建設会社
60	スポーツ振興課	工事関係資料	平成31年4月12日	部分公開		
61	資産経営課	土地売買契約書	令和元年5月23日	部分公開	2号(個人情報)	

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
62	観光課			不存在		手元にある情報のみの回答、過去の死亡動物一覧のみを公開 ①請求者は個人
63	建築指導課	現地調査申請書	令和元年5月15日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は個人
64	建築指導課	現地調査申請書	令和元年5月16日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は市内の不動産会社
65	建築指導課	開発許可に関する資料	令和元年5月7日	部分公開	2号(個人情報)、3号	①請求者は個人
66	建築指導課	許可申請書等	令和元年5月17日	部分公開	3号(法人情報)	①請求者は株式会社
67	土木政策・管理課	図面	平成31年4月26日	部分公開	2号(個人情報)	省略
68	土木政策・管理課	図面	令和元年5月8日	部分公開	2号(個人情報)	省略
69	土木政策・管理課	図面	令和元年5月9日	部分公開	2号(個人情報)	省略
70	土木政策・管理課	図面	令和元年5月8日	部分公開	2号(個人情報)	省略
71	土木政策・管理課	図面	令和元年5月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
72	土木政策・管理課	図面	令和元年5月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
73	土木政策・管理課	図面	令和元年5月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
74	土木政策・管理課	図面	令和元年5月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
75	土木政策・管理課	図面	令和元年5月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
76	土木政策・管理課	図面	令和元年5月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
77	土木政策・管理課	図面	令和元年5月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
78	土木政策・管理課	図面	令和元年5月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
79	土木政策・管理課	図面	令和元年5月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
80	土木政策・管理課	図面	令和元年5月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
81	土木政策・管理課	図面	令和元年5月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
82	土木政策・管理課	図面	令和元年5月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
83	土木政策・管理課	図面	令和元年5月17日	部分公開	2号(個人情報)	省略
84	土木政策・管理課	図面	令和元年5月21日	部分公開	2号(個人情報)	省略
85	土木政策・管理課	図面	令和元年5月23日	部分公開	2号(個人情報)	省略
86	土木政策・管理課	図面	令和元年5月22日	部分公開	2号(個人情報)	省略
87	土木政策・管理課	図面	令和元年5月28日	部分公開	2号(個人情報)	省略
88	土木政策・管理課	図面	令和元年5月30日	部分公開	2号(個人情報)	省略
89	土木政策・管理課	図面	令和元年5月29日	部分公開	2号(個人情報)	省略
90	土木政策・管理課	図面	令和元年5月31日	部分公開	2号(個人情報)	省略
91	土木政策・管理課	図面	令和元年5月29日	部分公開	2号(個人情報)	省略
92	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年5月16日	部分公開	2号(個人情報)	省略
93	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年5月10日	部分公開	2号	省略
94	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年5月13日	部分公開	2号	省略
95	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年5月10日	部分公開	2号	省略
96	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年5月10日	部分公開	2号	省略
97	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年5月28日	部分公開	2号(個人情報)、3号(法人情報)	省略
98	水道局総務課	図面	令和元年5月28日	部分公開	2号(図面に記載された個人名)	①請求者は測量事務所
99	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年5月16日	部分公開	2号(個人情報)、3号(印影)、7号(間取り図に関する情報)	①請求者は市内の不動産会社

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
100	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年5月17日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当としている ①請求者は市内の建設会社
101	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年5月31日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当としている ①請求者は市内の建設会社
102	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年5月31日	部分公開	2号(居宅間取り)	居宅間取りが2号に該当としている ①請求者は市内の建設会社
103	教育委員会総務課	小学校の現況平面図	令和元年5月27日	部分公開	2号(個人情報)	通知書がなく、通知書案にも理由の記載がない。 内部書面に「一部個人情報」との記載のみ ①請求者は土地家屋調査士事務所の関係者
104	政策経営課	佐世保市から「石木ダム建設促進川棚町民の会」への支出に関する資料	令和元年6月18日	不存在	佐世保市が「石木ダム建設促進川棚町民の会」に支出している費用・金額がないため	※資料なし
105	住宅課	工事関係資料	令和元年6月7日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
106	住宅課	工事関係資料	令和元年6月19日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
107	住宅課	工事関係資料	令和元年6月19日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
108	住宅課	工事関係資料	令和元年6月19日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
109	公園緑地課	公園の管理業務委託に関する資料	令和元年6月3日	部分公開	5号(公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	請求者に対する説明により、情報公開を求めないとの回答があったとのこと ①請求者は市外のコンサルティング会社
110	建築指導課	現地調査申請書	令和元年6月3日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は市内の建設会社
111	建築指導課	現地調査申請書	令和元年6月3日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は市内の建設会社
112	建築指導課	現地調査申請書	令和元年6月11日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は市内の建設会社
113	建築指導課	現地調査申請書	令和元年6月14日	部分公開	3号(法人情報)	①請求者は市内の建設会社
114	建築指導課	開発行為の施行等の同意書	令和元年6月6日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は市外の建設会社
115	土木政策・管理課	図面	令和元年6月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
116	土木政策・管理課	図面	令和元年6月4日	部分公開	2号(個人情報)	省略
117	土木政策・管理課	図面	令和元年6月4日	部分公開	2号(個人情報)	省略
118	土木政策・管理課	図面	令和元年6月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
119	土木政策・管理課	図面	令和元年6月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
120	土木政策・管理課	図面	令和元年6月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
121	土木政策・管理課	図面	令和元年6月7日	部分公開	2号(個人情報)	省略
122	土木政策・管理課	図面	令和元年6月7日	部分公開	2号(個人情報)	省略
123	土木政策・管理課	図面	令和元年6月5日	部分公開	2号(個人情報)	省略

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
124	土木政策・管理課	図面	令和元年6月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
125	土木政策・管理課	図面	令和元年6月7日	部分公開	2号(個人情報)	省略
126	土木政策・管理課	図面	令和元年6月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
127	土木政策・管理課	図面	令和元年6月11日	部分公開	2号(個人情報)	省略
128	土木政策・管理課	図面	令和元年6月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
129	土木政策・管理課	図面	令和元年6月11日	部分公開	2号(個人情報)	省略
130	土木政策・管理課	図面	令和元年6月11日	部分公開	2号(個人情報)	省略
131	土木政策・管理課	図面	令和元年6月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
132	土木政策・管理課	図面	令和元年6月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
133	土木政策・管理課	図面	令和元年6月11日	部分公開	2号(個人情報)	省略
134	土木政策・管理課	図面	令和元年6月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
135	土木政策・管理課	図面	令和元年6月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
136	土木政策・管理課	図面	令和元年6月14日	部分公開	2号(個人情報)	省略
137	土木政策・管理課	図面	令和元年6月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
138	土木政策・管理課	図面	令和元年6月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
139	土木政策・管理課	図面	令和元年6月18日	部分公開	2号(個人情報)	省略
140	土木政策・管理課	図面	令和元年6月19日	部分公開	2号(個人情報)	省略
141	土木政策・管理課	図面	令和元年6月20日	部分公開	2号(個人情報)	省略
142	土木政策・管理課	図面	令和元年6月20日	部分公開	2号(個人情報)	省略
143	土木政策・管理課	図面	令和元年6月21日	部分公開	2号(個人情報)	省略
144	土木政策・管理課	図面	令和元年6月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
145	土木政策・管理課	図面	令和元年6月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
146	土木政策・管理課	図面	令和元年6月25日	部分公開	2号(個人情報)	省略
147	土木政策・管理課	図面	令和元年6月21日	部分公開	2号(個人情報)	省略
148	土木政策・管理課	図面	令和元年6月26日	部分公開	2号(個人情報)	省略
149	土木政策・管理課	図面	令和元年6月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
150	コミュニティ・協働推進課	町内会に交付された施設整備補助金の内容と補助額に関する資料	令和元年6月18日	不存在	補助金の内容とその資料の公開請求をしたところ、「その他」として、「補助金交付実績なし。」とされている。	①請求者は個人
151	生活衛生課	設備六法台帳	令和元年6月12日	部分公開	2号	省略
152	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年6月11日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
153	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年6月10日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
154	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年6月10日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
155	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年6月11日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
156	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年6月11日	部分公開	2号	省略
157	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年6月7日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
158	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年6月26日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
159	水道局総務課	地図訂正申出書	令和元年6月20日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	①請求者は土地家屋調査士法人
160	水道局財務課	工事関係資料	令和元年6月7日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	①請求者は市内の電気設備関係の会社

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
161	水道局財務課	工事関係資料	令和元年6月25日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	①請求者は市内の電気設備関係の会社
162	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年6月5日	部分公開	2号(個人情報)、7号(間取り)	①請求者は市内の不動産会社
163	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年6月6日	部分公開	2号(個人情報)、7号(間取り)	①請求者は市内の不動産会社
164	水道施設課	図面	令和元年6月14日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は個人
165	下水道事業課	配管図	令和元年6月10日	部分公開	2号(居宅間取り)	①請求者は設計事務所
166	下水道事業課	配管図	令和元年6月11日	部分公開	2号(居宅間取り)	①請求者は設計事務所
167	下水道事業課	配管図	令和元年6月11日	部分公開	2号(居宅間取り)	①請求者は市内の電気設備関係の会社
168	下水道事業課	配管図	令和元年6月17日	部分公開	2号(居宅間取り)	①請求者は市内の不動産会社
169	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年6月19日	部分公開	2号(個人情報)、5号(代価表について、行政運営情報)	①請求者は市内の不動産会社
170	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年6月19日	部分公開	2号(個人情報)、5号(代価表について、行政運営情報)	①請求者は市内の不動産会社
171	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年6月19日	部分公開	2号(個人情報)、5号(代価表について、行政運営情報)	①請求者は市内の不動産会社
172	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年6月19日	部分公開	2号(個人情報)、5号(代価表について、行政運営情報)	①請求者は市内の不動産会社
173	社会教育課	工事関係資料	令和元年6月21日	部分公開	5号(代価について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の不動産会社
174	社会教育課	工事関係資料	令和元年6月21日	部分公開	5号(代価について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の不動産会社
175	スポーツ振興課	工事関係資料	令和元年6月25日	部分公開	5号(代価表について、行政運営情報)	①請求者は市内の不動産会社
176	住宅課	境界承認に係る資料	令和元年7月3日	部分公開	3号(申請人の住所、名称、電話番号、印影) 代理人の住所、名称、電話番号及び印影について、法人情報)	①請求者は市外のマーケティング会社
177	住宅課	境界に関する資料	令和元年7月2日	部分公開	2号、3号(境界立会者の住所、氏名、電話番号、印影及び土地家屋調査士の印影)	①請求者は市内の不動産会社
178	住宅課	工事関係資料	令和元年7月11日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
179	住宅課	工事関係資料	令和元年7月11日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
180	住宅課	工事関係資料	令和元年7月11日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
181	住宅課	工事関係資料	令和元年7月11日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できるとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
182	住宅課	工事関係資料	令和元年7月11日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入れにおいて、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
183	建設指導課	現地調査申請書	令和元年7月1日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は個人
184	建築指導課	現地調査申請書	令和元年7月16日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は市内の不動産会社
185	土木政策・管理課	図面	令和元年6月28日	部分公開	2号(個人情報)	省略
186	土木政策・管理課	図面	令和元年6月28日	部分公開	2号(個人情報)	省略
187	土木政策・管理課	図面	令和元年7月1日	部分公開	2号(個人情報)	省略
188	土木政策・管理課	図面	令和元年6月28日	部分公開	2号(個人情報)	省略
189	土木政策・管理課	図面	令和元年7月1日	部分公開	2号(個人情報)	省略
190	土木政策・管理課	図面	令和元年7月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
191	土木政策・管理課	図面	令和元年7月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
192	土木政策・管理課	図面	令和元年7月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
193	土木政策・管理課	図面	令和元年7月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
194	土木政策・管理課	図面	令和元年7月4日	部分公開	2号(個人情報)	省略
195	土木政策・管理課	図面	令和元年7月4日	部分公開	2号(個人情報)	省略
196	土木政策・管理課	図面	令和元年7月8日	部分公開	2号(個人情報)	省略
197	土木政策・管理課	図面	令和元年7月11日	部分公開	2号(個人情報)	省略
198	土木政策・管理課	図面	令和元年7月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
199	土木政策・管理課	図面	令和元年7月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
200	土木政策・管理課	図面	令和元年7月12日	部分公開	2号(個人情報)	省略
201	土木政策・管理課	図面	令和元年7月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
202	土木政策・管理課	図面	令和元年7月19日	部分公開	2号(個人情報)	省略
203	土木政策・管理課	図面	令和元年7月18日	部分公開	2号(個人情報)	省略
204	土木政策・管理課	図面	令和元年7月23日	部分公開	2号(個人情報)	省略
205	土木政策・管理課	図面	令和元年7月23日	部分公開	2号(個人情報)	省略
206	土木政策・管理課	図面	令和元年7月23日	部分公開	2号(個人情報)	省略
207	土木政策・管理課	図面	令和元年7月25日	部分公開	2号(個人情報)	省略
208	土木政策・管理課	図面	令和元年7月25日	部分公開	2号(個人情報)	省略
209	土木政策・管理課	図面	令和元年7月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
210	土木政策・管理課	図面	令和元年7月26日	部分公開	2号(個人情報)	省略
211	土木政策・管理課	図面	令和元年7月26日	部分公開	2号(個人情報)	省略
212	土木政策・管理課	図面	令和元年7月30日	部分公開	2号(個人情報)	省略
213	土木政策・管理課	図面	令和元年7月5日	不存在		※不存在で「方法」が閲覧になっている ※資料なし
214	土木政策・管理課	図面	令和元年7月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
215	コミュニティ・協働推進課	町内会代表者名簿	令和元年7月29日	部分公開	2号(代表者住所及び連絡先について、個人情報)	①請求者は特定非営利活動法人
216	保健福祉政策課	診療所・助産所の廃止届	令和元年7月2日	部分公開	2号(開設者の住所、氏名、印影及び電話番号について、個人情報)	①請求者は法律事務所

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
217	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年7月5日	部分公開	2号(個人情報)	省略
218	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年7月3日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたものについて、個人情報)	省略
219	生活衛生課	営業六法台帳	令和元年7月2日	部分公開	2号(個人情報)	省略
220	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年7月4日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたものについて、個人情報)	省略
221	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年7月9日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたものについて、個人情報)	省略
222	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年7月8日	部分公開	2号(個人情報)	省略
223	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年7月23日	部分公開	2号(個人情報)	省略
224	生活衛生課	墓地等経営許可施設図面	令和元年7月23日	部分公開	2号(個人情報)	省略
225	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年8月6日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたものについて、個人情報)	省略
226	消防局 予防課	危険物施設一覧	令和元年8月9日	部分公開	5号(自衛隊及び米軍施設等の防衛関係施設に関する情報)	①請求者は市内の石油関係の株式会社
227	西消防署	火災判定書等	令和元年7月25日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は市内の不動産会社
228	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月12日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	①請求者は市内の建設会社
229	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月12日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	①請求者は市内の建設会社
230	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月12日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	①請求者は市内の建設会社

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
231	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月22日	部分公開	5号	公開決定とされているが非公開理由に行政運営情報との記載あり、黒塗り部分はなし ①請求者は市外のコンピューター関係の会社
232	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月22日	部分公開	5号(設計者及び検算者名について、行政運営情報)	①請求者は市外のコンピューター関係の会社
233	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月23日	部分公開	5号(設計者及び検算者名について、行政運営情報)	①請求者は市内の建設会社
234	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月23日	部分公開	5号(設計者及び検算者名について、行政運営情報)	①請求者は市内の建設会社
235	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年7月26日	部分公開	5号(設計者及び検算者名について、行政運営情報)	①請求者は市外のコンサルティング会社
236	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年7月10日	不存在	未取得	詳細なやり取りについて記載なし ①請求者は市内の不動産会社
237	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年7月23日	部分公開	2号(居宅間取りについて、個人情報)	①請求者は個人
238	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年7月25日	部分公開	2号(居宅間取りについて、個人情報)	①請求者は市内の病院
239	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年7月31日	部分公開	2号(居宅間取りについて、個人情報)	①請求者は個人
240	教育委員会総務課	小学校の平面図等	令和元年7月9日	部分公開	2号(個人情報)	決定通知書案しがなく具体的な非公開部分不明 ①請求者は土地家屋調査士
241	スポーツ振興課	佐世保市鹿町地区体育施設事業報告書	令和元年7月26日	部分公開	2号(氏名(代表者を除く)について、個人情報)、3号(印影、役職、雇用形態、取引先及び事業者の経理について、法人情報)	①請求者は個人
242	資産経営課	市有財産賃借契約書等	令和元年8月6日	部分公開	2号(住所及び氏名について、個人情報)	①請求者は個人
243	資産税課	家屋課税台帳等	令和元年8月8日	部分公開	2号(住所及び氏名について、個人情報)	①請求者は個人
244	住宅課	工事関係資料	令和元年8月16日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
245	住宅課	工事関係資料	令和元年6月16日	部分公開	5号(特殊単価以外の単価並びにそれらを類推できる金額について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
246	住宅課	工事関係資料	令和元年8月20日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
247	住宅課	工事関係資料	令和元年8月20日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
248	住宅課	工事関係資料	令和元年8月20日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
249	住宅課	工事関係資料	令和元年8月20日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
250	住宅課	工事関係資料	令和元年8月20日	部分公開	5号(代価表について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため)	①請求者は市内の建設会社
251	公園緑地課	公共施設工事完了届出書	令和元年8月29日	部分公開	2号(個人情報)、3号(企業情報)	①請求者は個人
252	公園緑地課	完了検査確認調査	令和元年8月29日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は個人
253	建築指導課	現地調査申請書	令和元年8月6日	部分公開	2号(個人情報)	①請求者は個人

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
254	建築指導課	建築計画概要書	令和元年8月16日	部分公開	2号(会社印について、個人情報、法人情報)	公開することができない部分としては「個人情報、法人情報(会社印)」と記載されているが、理由には「佐世保市情報公開条例第10条第1項2号に該当」としか記載されていない ①請求者個人
255	土木政策・管理課	図面	令和元年8月1日	部分公開	2号(個人情報)	省略
256	土木政策・管理課	図面	令和元年8月1日	部分公開	2号(個人情報)	省略
257	土木政策・管理課	図面	令和元年8月2日	部分公開	2号(個人情報)	省略
258	土木政策・管理課	図面	令和元年8月2日	部分公開	2号(個人情報)	省略
259	土木政策・管理課	図面	令和元年8月5日	部分公開	2号(個人情報)	省略
260	土木政策・管理課	図面	令和元年8月7日	部分公開	2号(個人情報)	省略
261	土木政策・管理課	図面	令和元年8月8日	部分公開	2号(個人情報)	省略
262	土木政策・管理課	図面	令和元年8月8日	部分公開	2号(個人情報)	省略
263	土木政策・管理課	図面	令和元年8月9日	部分公開	2号(個人情報)	省略
264	土木政策・管理課	図面	令和元年8月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
265	土木政策・管理課	図面	令和元年8月9日	部分公開	2号(個人情報)	省略
266	土木政策・管理課	図面	令和元年8月26日	部分公開	2号(個人情報)	省略
267	土木政策・管理課	図面	令和元年8月26日	部分公開	2号(個人情報)	省略
268	土木政策・管理課	図面	令和元年8月27日	部分公開	2号(個人情報)	省略
269	土木政策・管理課	図面	令和元年8月29日	部分公開	2号(個人情報)	省略
270	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年8月8日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
271	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年8月8日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
272	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年8月8日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
273	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年8月8日	部分公開	2号	省略
274	生活衛生課	営業六法台帳	令和元年8月27日	部分公開	2号	省略
275	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年8月30日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
276	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年9月3日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
277	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年9月5日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
278	子ども子育て応援センター	佐世保市が厚生労働省に提出した調査票一式	令和元年8月20日	公開決定	その他(適法な請求であると認められるので、本市情報公開条例第7条に基づき「公開決定」し、「全部公開」とし、「情報公開決定通知書」を交付する)	①請求者は新聞社

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
279	子ども子育て応援センター	佐世保市が厚生労働省に提出した「別紙様式」等の資料一式		不存在	本市情報公開条例第8条に基づき、「情報不存在決定通知書」を交付する。 理由は、当該資料は、児童相談所を対象とした調査であり、本市には資料が存在しないため。児童相談所を対象とした調査であり本市には資料が存在しないため	①請求者は新聞社
280	環境部 環境保全課	水質汚濁防止法に係る届出書等	令和元年9月4日	部分公開	3号（法人印）、7号	①請求者は市内のコンサルティング会社 ②「公開することができない部分」には「法人に関する情報」とされているが、「理由」には3号及び7号が挙げられている。 7号に該当することを示す具体的な事情の記載はない
281	消防局予防課	危険物施設一覧	令和元年8月6日	部分公開	自衛隊及び米軍施設等の防衛関係施設に関する情報	
282	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年8月8日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	①請求者は市内のコンサルティング会社
283	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年8月8日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	①請求者は市内の建設会社
284	水道局 財務課	工事関係資料	令和元年8月15日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	①請求者は市内の建設会社
285	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年8月2日	部分公開	2号（個人情報）、3号（印影）、7号（間取り図に関する情報）	①請求者は市外の不動産会社
286	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年8月7日	部分公開	2号（個人情報）、7号（間取り）	①請求者は測量測量会社
287	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年8月21日	部分公開	7号（間取り）	①請求者は自動車販売会社の関係者
288	水道維持課	下水道配管図	令和元年8月21日	部分公開	2号（個人情報）	①請求者は市外の不動産会社
289	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年8月1日	部分公開	2号（居宅間取り）	①請求者は市内の不動産会社
290	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年8月1日	部分公開	2号（居宅間取り）	①請求者は市内の建設会社
291	下水道事業課	排水設備配管図	令和元年8月9日	部分公開	2号（居宅間取り）	①請求者は市内の建設会社
292	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年8月8日	部分公開	個人情報、代価表 行政運営情報	①請求者は市内の建設会社から総務部総務課に対する回答には、「個人情報」と記載されている 教育委員会総務課から総務部総務課に対する回答には、「個人情報」と記載されている いた
293	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年8月29日	部分公開	2号（個人情報）	①請求者は市外のコンサルティング会社 個人情報により一部非公開という記載 全部公開決定がされている 実際には個人情報はない わけではない
294	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年8月30日	部分公開	個人情報、代価表 行政運営情報	①請求者は市内の建設会社 教育委員会総務課から総務部総務課に対する回答には、「個人情報」と記載されている いた
295	社会教育課	工事関係資料	令和元年8月19日	部分公開	5号（代価について、公開することにより、以降の入札において、予定価格を容易に類推できることとなる情報であるため）	①請求者は市内の建設会社
296	スポーツ振興課	工事関係資料	令和元年8月21日	部分公開	5号（代価表）	①請求者は市内の建設会社
297	スポーツ振興課	佐世保市が加入している保険契約に関する資料	令和元年9月5日	部分公開	3号（法人の印影）	①請求者黒塗り
298	総務部総務課	佐世保市が加入している保険契約に関する資料	令和元年9月11日	部分公開	3号（法人の印影、法人の社員等の氏名）	①請求者は市外のコンサルティング会社
299	公園緑地課	変更協議に関する資料等	令和元年9月27日	不存在	請求内容に該当する文書が存在しない	①請求者は個人

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
300	建築指導課	委任契約書	令和元年9月20日	部分公開	2号(個人情報)、3号(事業を営む個人の当該事業に関する情報)	①請求者は個人
301	建築指導課	管轄予定者等と協議経過書等	令和元年9月20日	部分公開	3号(印影について、法人その他の団体にに関する情報)	①請求者は個人
302	建築指導課	管理予定者等との協議経過書及び開発行為の同意書	令和元年9月20日	不存在	不作成(「当初許可の申請に置いて、当該調整地の『管理予定者等との協議経過書』及び『開発行為の同意書』は存在しません。」と記載されている ※情報公開請求書には、「平成9年ころ」のものと記載されているが、その後当初のものと補正がなされている) 不作成(「完了予定日の変更に伴う、『管理予定者等との協議経過書』及び『開発行為の同意書』：当初 は存在しません。」と記載されている ※情報公開請求書には、「平成9年ころ」のものと記載されているが、その後当初のものと補正がなされている)	①請求者は個人
303	建築指導課	管理予定者等との協議経過書及び開発行為の同意書	令和元年9月20日	不存在		①請求者は個人
304	建築指導課	管理予定者等との協議経過書	令和元年9月20日	不存在	不作成(「管理予定者等との協議経過書の事業者通知は行っておりません。」と記載されている)	①請求者は個人
305	建築指導課	公共施設管理者の同意書	令和元年9月20日	不存在	不作成(「道路施設の管理予定者である土木部管理課は、『変更協議は必要ない』と判断しており、同意書は存在しません。」と記載されている)	①請求者は個人
306	建築指導課	開発区域一覧表	令和元年9月30日	部分公開	2号3号(氏名、住所)	①請求者は個人
307	建築指導課	管理予定者等との協議経過書	令和元年9月20日	不存在	不作成(「道路施設の管理予定者である土木部管理課は、『変更協議は必要ない』と判断しており、同意書は存在しません。(任意様式による協議経過書はありますが、既に請求済みです。)」と記載されている)	①請求者は個人
308	土木政策・管理課	図面	令和元年8月30日	部分公開	2号(個人情報)	省略
309	土木政策・管理課	図面	令和元年9月3日	部分公開	2号(個人情報)	省略
310	土木政策・管理課	図面	令和元年9月2日	部分公開	2号(個人情報)	省略
311	土木政策・管理課	図面	令和元年9月2日	部分公開	2号(個人情報)	省略
312	土木政策・管理課	図面	令和元年9月4日	部分公開	2号(個人情報)	省略
313	土木政策・管理課	図面	令和元年9月5日	部分公開	2号(個人情報)	省略
314	土木政策・管理課	図面	令和元年9月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
315	土木政策・管理課	図面	令和元年9月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
316	土木政策・管理課	図面	令和元年9月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
317	土木政策・管理課	図面	令和元年9月6日	部分公開	2号(個人情報)	省略
318	土木政策・管理課	図面	令和元年9月9日	部分公開	2号(個人情報)	省略
319	土木政策・管理課	図面	令和元年9月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
320	土木政策・管理課	図面	令和元年9月4日	部分公開	2号(個人情報)	省略
321	土木政策・管理課	図面	令和元年9月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
322	土木政策・管理課	図面	令和元年9月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
323	土木政策・管理課	図面	令和元年9月17日	部分公開	2号(個人情報)	省略

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
324	土木政策・管理課	図面	令和元年9月18日	部分公開	2号(個人情報)	省略
325	土木政策・管理課	図面	令和元年9月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
326	土木政策・管理課	図面	令和元年9月17日	部分公開	2号(個人情報)	省略
327	土木政策・管理課	図面	令和元年9月20日	部分公開	2号(個人情報)	省略
328	土木政策・管理課	図面	令和元年9月20日	部分公開	2号(個人情報)	省略
329	土木政策・管理課	図面	令和元年9月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
330	土木政策・管理課	図面	令和元年9月17日	部分公開	2号(個人情報)	省略
331	土木政策・管理課	図面	令和元年9月27日	部分公開	2号(個人情報)	省略
332	土木政策・管理課	図面	令和元年9月30日	部分公開	2号(個人情報)	省略
333	土木政策・管理課	図面	令和元年9月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
334	生活衛生課	墓地等経営許可台帳	令和元年9月6日	部分公開	2号、3号	省略
335	生活衛生課	①佐世保市霊園条例17条の規定に係る文書 ②①において誰が名宛人になるかが定められた文書 ③佐世保市霊園条例18条1号の規定に係る文書	令和元年9月12日	不存在		(1)～(3)については不存在 ※資料なし
336		④事務引継書		公開決定		(4)については公開 ※資料なし
337	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年9月6日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
338	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年9月9日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
339	生活衛生課	飲食店営業許可台帳等	令和元年9月10日	部分公開	2号	省略
340	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和元年9月12日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	省略
341	環境部環境保全課	ばい煙発生施設情報に関する資料	令和元年9月2日	部分公開		個人情報、法人情報として部分公開されたとの記載があるが、通知書には全部公開となっており、黒塗り部分もない ①請求者は市外の石油関係の会社
342	環境部環境保全課	木場山風力に係る要望書	令和元年10月1日	部分公開	2号(町内会長(個人)の印影及び個人に関する情報、3号(法人に関する情報) ①～②：当時の32条協議文書は、文書保存年数を過ぎていることから存在しません。(決裁文書：保存種別3種5年) ＝情報不存在決定通知書 ③：「管理予定者等との協議経過書」の原本は、業者が所有するもので、協議を終えたら当該は署名しこの写しを保存しますが、文書保存年数を過ぎていたことから、これも存在しません。(写し：保存種別3種5年) ＝情報不存在決定通知書	新聞に掲載されていないものは非公開とするとされている ①請求者は個人
343	廃棄物減量推進課	開発区域内に設置するごみステーションに関する協議に係る①協議の内容、②協議の申し出に係る文書、③別添「管理予定者等との協議経過書(写し)」の原本	令和元年9月27日	不存在		①請求者は個人

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
344	廃棄物減量推進課	④別添「管理予定者等との協議経過書（写し）」を使用した過去の案件に関する書類	令和元年9月27日	部分公開	3号④：現在当課に保管されている32条協議文書で、変更協議を行ったもの1件あることから、これを公開することにいたします。 ※佐世保市情報公開条例第10条（情報の公開義務及び公開しない情報）に該当するものについては、黒塗りに公開いたします。 ＝情報部分公開決定通知書） なお、非公開部分は印影及び従業員等	①請求者は個人
345	消防局予防課	佐世保市が加入している保険契約に関する資料	令和元年9月9日	部分公開	3号（印影）について、法人情報	①請求者は市外のコンサルティング会社
346	水道局総務課	佐世保市が加入している保険契約に関する資料	令和元年9月6日	部分公開	3号（法人の印影）について、法人情報	①請求者は市外のコンサルティング会社
347	水道局財務課	工事関係資料	令和元年9月4日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	①請求者は市外の製造業関係の会社
348	水道局財務課	工事関係資料	令和元年9月4日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	①請求者は市内の建設会社
349	水道局財務課	工事関係資料	令和元年9月13日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	①請求者は市内の建設会社
350	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年9月5日	部分公開	2号3号（土地所有者の同意書、印影、周辺地図、金額）	①請求者は市内の不動産鑑定士
351	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年9月25日	部分公開	2号（個人情報）、7号（間取り）	①請求者は市外の不動産会社
352	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年9月26日	部分公開	2号（個人情報）、3号（金額）、7号（間取り）	①請求者は市内の水道設備関係の会社
353	下水道事業課	排水設備台帳	令和元年9月10日	部分公開	2号（居宅間取り）	①請求者は個人
354	下水道事業課	排水設備台帳等	令和元年9月26日	部分公開	2号（居宅間取り）	①請求者は個人
355	下水道事業課	図面	令和元年10月1日	部分公開	2号（居宅間取り）	①請求者は個人
356	教育委員会総務課	佐世保市が加入している損害保険契約に関する資料	令和元年9月9日	部分公開	2号（個人情報）、3号（社印）	①請求者は市外のコンサルティング会社
357	教育委員会総務課	工事関係資料	令和元年9月13日	部分公開	2号（個人情報）、5号（代価表について、行政運営情報）	①請求者は市内の建設会社
358	教育委員会総務課	佐世保市立学校空調設備整備事業に関する資料	令和元年9月4日	部分公開	2号（個人情報）、3号（印影）、5号（予定価格）	①請求者は市外の信用調査会社
359	教育委員会総務課	図面	令和元年9月27日	部分公開	2号（個人情報）、5号（代価表）	①請求者は土地家屋調査士
360	教育委員会図書館	佐世保市が加入している損害保険契約に関する資料	令和元年9月5日	部分公開	3号（法人の印影）	①請求者は資料なし
361	農業委員会	公用車の任意保険の保険証券	令和元年10月16日	不存在	5号	
362	総務部	公用車の任意保険（資産経営課契約分以外）の保険証券の写し	令和元年10月25日	部分公開	5号	
363	公園緑地課	境界杭の確認行為に関する図書	令和元年10月9日	部分公開	2号（個人情報）	
364	建築指導課	施設管理者の同意書、管理予定者等の協議経過書	令和元年9月20日	部分公開	2号、5号（個人・法人情報）	
365		調整地について、市が予定管理者であられそれが分かる図書等	令和元年10月9日	不存在		
366		道路施設の設計変更について、市が予定管理者として「変更同意」（都市計画法32条）した図書	令和元年10月9日	不存在		

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不在の該当事由	備考
367		訴訟事件（平成31年（行ウ）第3号）における証拠説明書に表示された資料一式	令和元年10月9日	不存在		
368		排水路施設について、申請内容に変更があった場合、その詳細が分かる図書	令和元年10月15日	不存在		
369		排水路施設について、申請の変更にかかると「開発行為変更協議書」	令和元年10月15日	不存在		
370		都市計画法32条による同意（協議）変更について一式	令和元年10月16日	不存在		
371		訴訟事件（平成31年（行ウ）第3号）における甲第20号証記載の変更箇所等の文書	令和元年10月16日	不存在		
372		排水路施設に係る「工事変更理由書」	令和元年10月16日	不存在		
373		現地調査申請書	令和元年10月18日	部分公開	2号（個人情報）	
374	土木政策・管理課	平面図・断面図・写真	令和元年10月1日	部分公開	2号（個人情報）	
375		平面図・写真	令和元年10月1日	部分公開	2号（個人情報）	
376		「里道 実測図・断面図」等	令和元年10月1日	部分公開	2号（個人情報）	
377		平面図・断面図	令和元年10月2日	部分公開	2号（個人情報）	
378		平面図等	令和元年10月2日	部分公開	2号（個人情報）	
379		三河内本町平面図	令和元年10月8日	部分公開	2号（個人情報）	
380		大塔町平面図・断面図	令和元年10月8日	部分公開	2号（個人情報）	
381		平面図・断面図	令和元年10月9日	部分公開	2号（個人情報）	
382		平面図等	令和元年10月10日	部分公開	2号（個人情報）	
383		矢峰柚木線 平面図・丈量図	令和元年10月9日	部分公開	2号（個人情報）	
384		平面図・断面図	令和元年10月4日	部分公開	2号（個人情報）	
385		平面図等	令和元年10月15日	部分公開	2号（個人情報）	
386		勝竜町 平面図等	令和元年10月15日	部分公開	2号（個人情報）	
387		平面図等	令和元年10月18日	部分公開	2号（個人情報）	
388		佐世保市桑木場町 実測図等	令和元年10月18日	部分公開	2号（個人情報）	
389		平面図等	令和元年10月21日	部分公開	2号（個人情報）	
390		瀬道線 区域図等	令和元年10月21日	部分公開	2号（個人情報）	
391		平面図等	令和元年10月15日	部分公開	2号（個人情報）	
392		平面図・断面図等	令和元年10月21日	部分公開	2号（個人情報）	
393		平面図・断面図等	令和元年10月21日	部分公開	2号（個人情報）	
394		平面図・断面図	令和元年10月21日	部分公開	2号（個人情報）	
395		平面図等	令和元年10月23日	部分公開	2号（個人情報）	
396		平面図・断面図	令和元年10月25日	部分公開	2号（個人情報）	

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
397		申請書・平面図・断面図	令和元年10月29日	部分公開	2号（個人情報）	
398		山祇黒髪線 方量図・平面図	令和元年10月29日	部分公開	2号（個人情報）	
399		高梨山手町線 方量図・平面図	令和元年10月29日	部分公開	2号（個人情報）	
400		平面図・断面図	令和元年10月30日	部分公開	2号（個人情報）	
401		市道川上線 総括図・実測成果簿等	令和元年10月29日	部分公開	2号（個人情報）	
402		平面図・断面図	令和元年10月30日	部分公開	2号（個人情報）	
403		平面図・断面図	令和元年10月31日	部分公開	2号（個人情報）	
404		平面図・断面図等	令和元年10月31日	部分公開	2号（個人情報）	
405		国有財産特定図面等	令和元年10月4日	部分公開	2号（個人情報）	
406		通路区域図 竹辺町5号線	令和元年10月29日	部分公開	2号（個人情報）	
407	コミュニティ・協同推進課	佐世保市市民活動保険について 文書等	令和元年10月21日	部分公開	2号（法人の印章）、5号（予定価格および予算額）	
408	生活衛生課	飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年10月4日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
409		飲食店営業許可台帳	令和元年10月4日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
410		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年10月9日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
411		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年10月9日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
412		飲食店営業許可台帳	令和元年10月23日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
413		公用車の任意保険（資産経営課契約分以外）の保険証券の写し	令和元年10月18日	部分公開	3号（法人の印章）	
414	子ども子育て応援センター	相談記録	令和元年10月28日	部分公開	詳細不明	報告時には理由記載なし
415	消防局総務課	公用車の任意保険（資産経営課契約分以外）の申込書のすべて	令和元年10月24日	部分公開	詳細不明	報告時には理由記載なし
416	消防局警防課	管理予定者等との協議経過書	令和元年10月3日	不存在		
417	消防局消防訓練所	佐世保市消防署佐々出張所移転新築建築工事の設計書	令和元年10月18日	部分公開	詳細不明	報告時には理由記載なし
418	水道局総務課	公用車の任意保険（資産経営課契約分以外）の保険証券の写し	令和元年10月18日	部分公開	3号（法人の印章）	
419	水道局財務課	金入設計書等	令和元年9月13日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
420		金入設計書	令和元年10月11日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
421		排水本管敷設工事の変更設計書等	令和元年10月8日	部分公開	3号、5号（契約相手方の用いる会社員の印影、契約相手方の口座情報、設計者及び検算者名）	
422	水道維持課	給水設置工事設備台帳	令和元年10月1日	部分公開	詳細不明	報告時には理由記載なし
423		上水道配管図	令和元年10月4日	部分公開	詳細不明	報告時には理由記載なし
424		給水設置工事設備台帳	令和元年10月15日	部分公開	詳細不明	報告時には理由記載なし
425		給水設置工事設備台帳	令和元年10月29日	部分公開	詳細不明	報告時には理由記載なし

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存の該当事由	備考
426	下水道事業課	天神4丁目2293-1排水設備台帳	令和元年10月9日	部分公開	2号	
427	国際政策課	市長の出張命令伺い等(平成26年～平成30年)	令和元年12月9日	部分公開	2号(個人に係る情報)	請求は11月21日、報告は11月分に含まれている
428	住宅課	金入設計書	令和元年11月27日	部分公開	5号(代価表)	
429	建築指導課	「やむを得ない事情による用地変更」の提出書類	令和元年11月18日	部分公開	2号、5号(法人および個人情報)	
430	土木政策・管理課	平面図・断面図・字図等	令和元年11月28日	部分公開	2号(個人情報)	
431		現状平面図・断面図等	令和元年11月27日	部分公開	2号(個人情報)	
432		平面図・断面図	令和元年11月22日	部分公開	2号(個人情報)	
433		平面図・断面図等	令和元年11月27日	部分公開	2号(個人情報)	
434		平面図・断面図	令和元年11月27日	部分公開	2号(個人情報)	
435		平面図・断面図・写真等	令和元年11月21日	部分公開	2号(個人情報)	
436		平面図・断面図・字図	令和元年11月20日	部分公開	2号(個人情報)	
437		平面図・断面図等	令和元年11月21日	部分公開	2号(個人情報)	
438		平面図・断面図	令和元年11月21日	部分公開	2号(個人情報)	
439		平面図・断面図	令和元年11月18日	部分公開	2号(個人情報)	
440		平面図・断面図	令和元年11月20日	部分公開	2号(個人情報)	
441		平面図・断面図・字図等	令和元年11月20日	部分公開	2号(個人情報)	
442		平面図・断面図	令和元年11月12日	部分公開	2号(個人情報)	
443		平面図・断面図	令和元年11月11日	部分公開	2号(個人情報)	
444		平面図・断面図	令和元年11月14日	部分公開	2号(個人情報)	
445		平面図・断面図・座標一覧表	令和元年11月6日	部分公開	2号(個人情報)	
446		図面	令和元年11月11日	部分公開	2号(個人情報)	
447		平面図等	令和元年11月8日	部分公開	2号(個人情報)	
448		柚木町特定図面等	令和元年11月11日	部分公開	2号(個人情報)	
449		江島本線 平面図	令和元年11月13日	部分公開	2号(個人情報)	
450		平面図	令和元年10月30日	部分公開	2号(個人情報)	公開は11月1日、報告は11月に行われている
451		大和町4号線 座標	令和元年11月5日	部分公開	2号(個人情報)	
452		平面図等	令和元年11月5日	部分公開	2号(個人情報)	
453		山祇黒髪町線 区域図・文量図	令和元年11月6日	部分公開	2号(個人情報)	
454		平面図・断面図	令和元年11月6日	部分公開	2号(個人情報)	
455	保健福祉政策課	診療所の正式名称、廃止年月日、住所、カルテ引継ぎの有無	令和元年11月14日	部分公開	2号(開設者住所、解説者電話番号、印章)	
456	生活衛生課	営業六法台帳	令和元年11月11日	部分公開	2号	
457		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年11月11日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	
458		飲食店営業許可台帳	令和元年11月11日	部分公開	2号(営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの)	
459		飲食店営業許可台帳	令和元年11月12日	部分公開	2号	
460		飲食店営業許可台帳	令和元年11月11日	部分公開	2号	

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
461		飲食店営業許可台帳	令和元年11月28日	部分公開	2号	報告時に公開日の記載なし
462	水道局財務課	工事費内訳書等	令和元年11月18日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	
463		金入設計書等	令和元年11月19日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	
464		公共工事金入設計書	令和元年11月20日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	
465		平成30年度佐世保市水道局下水道独自単価・歩掛(公表用)	令和元年11月26日	部分公開	5号(設計者及び検算者名)	
466	水道維持課	平成30年7月(更新分)				
467		給水装置工事設備台帳	令和元年11月21日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
468		給水装置工事設備台帳	令和元年11月25日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
469	下水道事業課	給水装置工事設備台帳の写し	令和元年10月11日	部分公開	2号	報告時に理由については記載なし
470		排水設備配管図	令和元年11月5日	部分公開	2号	
471		排水設備台帳	令和元年11月5日	部分公開	2号	
472		宅内排水設備配管図	令和元年11月5日	部分公開	2号	
473		排水設備配管図	令和元年11月5日	部分公開	2号	
474	教育委員会	中学校外壁改修工事等の金入設計書	令和元年11月28日	部分公開	2号(個人情報)	
475		小学校外壁改修工事等の金入設計書	令和元年11月28日	部分公開	2号(個人情報)	
476		中学校天井落下防止対策(建築)工事の金入設計書 当初分	令和元年12月2日	部分公開	2号(個人情報)	
477	技術管理課	公共工事金入設計書	令和元年12月2日	部分公開	5号	
478	政策経営課	平成26年度から平成30年度までの「石木ダム建設促進事業活動費補助金」に係る交付申請から交付決定までの一連の資料、交付要綱	令和元年12月2日	部分公開	3号(市民の会会長の住所、下位の印影)、2号(個人の印影)	
479	土木政策・管理課	平面図・断面図等	令和元年12月3日	部分公開	2号(個人情報)	
480		平面図・断面図等	令和元年12月3日	部分公開	2号(個人情報)	
481		平面図・断面図等	令和元年12月4日	部分公開	2号(個人情報)	
482		平面図・断面図等	令和元年12月4日	部分公開	2号(個人情報)	
483		承認書・平面図・断面図・写真等	令和元年12月5日	部分公開	2号(個人情報)	
484		平面図等	令和元年12月5日	部分公開	2号(個人情報)	
485		平面図・断面図等	令和元年12月6日	部分公開	2号(個人情報)	
486		平面図	令和元年12月9日	部分公開	2号(個人情報)	
487		平面図・断面図・写真	令和元年12月11日	部分公開	2号(個人情報)	
488		平面図・断面図等	令和元年12月13日	部分公開	2号(個人情報)	
489		平面図・断面図・写真等	令和元年12月16日	部分公開	2号(個人情報)	
490		母ヶ浦中里線 用地平面図	令和元年12月11日	部分公開	2号(個人情報)	

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
491		平面図・断面図・丈量図	令和元年12月17日	部分公開	2号（個人情報）	
492		釜大島線（旧指方大島線）丈量図	令和元年12月18日	部分公開	2号（個人情報）	
493		平面図・断面図	令和元年12月19日	部分公開	2号（個人情報）	
494		平面図・断面図等	令和元年12月24日	部分公開	2号（個人情報）	
495		平面図・断面図	令和元年12月25日	部分公開	2号（個人情報）	
496		市道境界承認申請書、現状平面図、断面図	令和元年12月5日	部分公開	2号（個人情報）	
497	人権男女共同参画課	平成29年7月25日付決裁「原爆写真展LOVE&PEACEの後援依頼について」	令和元年12月16日	部分公開	2号（連絡者氏名など個人が特定されるおそれがあるもの）	
498	生活衛生課	飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年12月5日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
499		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年12月6日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
500		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年12月6日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
501		飲食店営業許可台帳	令和元年12月6日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
502		飲食店営業許可台帳	令和元年12月10日	部分公開	2号	
503		飲食店営業許可台帳	令和元年12月11日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
504		飲食店営業許可台帳	令和元年12月6日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
505		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年12月11日	部分公開	2号	
506		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和元年12月18日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
507		飲食店営業許可台帳	令和元年12月25日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
508		飲食店営業許可台帳	令和2年1月7日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	請求は令和元年12月25日、報告は12月分で行われている
509		簡易専用水道台帳	令和元年12月27日	部分公開	2号	公開は令和2年1月6日
510	環境部環境保全課	佐世保市内におけるばい煙発生施設一覧	令和元年12月13日	部分公開	詳細不明	理由については記載なし
511	水道局総務課	金入設計書	令和元年12月27日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
512	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和元年12月12日	部分公開	詳細不明	理由については記載なし
513		給水装置工事設備台帳	令和元年12月16日	部分公開	詳細不明	理由については記載なし
514	水道施設課	山の田ダム、転石ダム、孤田ダム、相当ダム、川谷ダム、下の原ダムの毎日の貯水量（2008年度から2019年度の現在まで）	令和元年12月26日	公開・不存 在	平成20年度については、保存年限切れに伴う廃棄	
515	下水道事業課	排水設備排水管図	令和元年11月22日	部分公開	2号	公開は12月5日、報告は12月分で行われている
516		屋外排水設備配管図	令和元年12月13日	部分公開	2号	

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
517	社会教育課	平成26年度から令和1年度11月末までの間に市教育委員会社会教育課が講演申請を受けて、不承認としたケースについて、そのプロセスが分かる文書	令和元年12月20日	部分公開	2月（個人情報）	
518	競輪事務所	空調設備改修工事における金入設計書	令和2年1月21日	部分公開	5号（代価表）	
519	公園緑地課	寄付受納について（長坂南公園）	令和2年1月10日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
520	建築指導課	現地調査申請書	令和2年1月28日	部分公開	2号（個人情報）	
521	土木政策・管理課	平面図・断面図等	令和元年12月27日	部分公開	2号（個人情報）	公開は令和2年1月6日、報告は1月分として行われている
522		平面図・断面図	令和2年1月6日	部分公開	2号（個人情報）	
523		平面図・断面図	令和2年1月6日	部分公開	2号（個人情報）	
524		平面図等	令和2年1月9日	部分公開	2号（個人情報）	
525		平面図・断面図・承認書	令和元年12月9日	部分公開	2号（個人情報）	公開は令和2年1月9日、報告は1月分として行われている
526		平面図・断面図・座標	令和2年1月9日	部分公開	2号（個人情報）	
527		平面図・断面図	令和2年1月10日	部分公開	2号（個人情報）	
528		平面図・断面図	令和2年1月14日	部分公開	2号（個人情報）	
529		平面図・断面図	令和2年1月14日	部分公開	2号（個人情報）	
530		指方安久の浦線 区域図・丈量図	令和2年1月14日	部分公開	2号（個人情報）	
531		平面図・断面図・求積図・写真	令和2年1月15日	部分公開	2号（個人情報）	
532		平面図・断面図・字図	令和2年1月14日	部分公開	2号（個人情報）	
533		図面	令和2年1月15日	部分公開	2号（個人情報）	
534		天神循環線 平面図	令和2年1月21日	部分公開	2号（個人情報）	
535		平面図等	令和2年1月21日	部分公開	2号（個人情報）	
536		平面図・断面図	令和2年1月22日	部分公開	2号（個人情報）	
537		平面図・断面図等	令和2年1月24日	部分公開	2号（個人情報）	
538		平面図等	令和2年1月27日	部分公開	2号（個人情報）	
539		平面図・断面図	令和2年1月28日	部分公開	2号（個人情報）	
540		平面図・断面図・実測図	令和2年1月14日	部分公開	2号（個人情報）	
541		平面図・断面図	令和2年1月27日	部分公開	2号（個人情報）	
542		平面図・断面図	令和2年1月28日	部分公開	2号（個人情報）	
543		平面図・断面図	令和2年1月28日	部分公開	2号（個人情報）	
544		平面図・断面図	令和2年1月28日	部分公開	2号（個人情報）	
545		平面図・断面図	令和2年1月29日	部分公開	2号（個人情報）	
546		平面図・断面図	令和2年1月30日	部分公開	2号（個人情報）	
547		道路占用許可申請の図面	令和2年1月20日	部分公開	2号（個人情報）	
548	生活衛生課	飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年1月8日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
549		飲食店営業許可台帳	令和2年1月16日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
550		飲食店営業許可台帳	令和2年1月16日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
551		飲食店営業許可台帳	令和2年1月21日	部分公開	2号	
552		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年1月15日	部分公開	2号	
553		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年2月5日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	請求日は1月29日、報告は1月分で行われている
554		営業六法台帳	令和2年2月12日	部分公開	2号	請求日は2月12日、報告は1月分で行われている
555	消防局総務課	庁舎空調設備改修工事における金入設計書	令和2年1月16日	部分公開	5号（代価表）	
556	消防局消防訓練所	消防署移転新築（電気設備）工事における金入設計書	令和2年1月16日	部分公開	5号（代価表）	
557	水道局総務課	マンホールポンプ設置工事の金入設計書	令和2年1月9日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
558		金入設計書	令和2年1月14日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
559		布設工事等における金入設計書	令和2年1月20日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
560		配水管布設工事等における金入設計書	令和2年1月28日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
561	水源対策・企画課	第7回佐世保市上下水道事業経営検討委員会へ提出される全資料の作成に関する業務委託の業者から完成品が引き渡された日	令和2年1月31日	不存在		
562		12月4日までの間に厚生労働省との相談・質問の内容と結果、協議の内容と結果、指示・判断の内容が分かる文書について	令和2年1月28日	不存在		
563	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和2年1月7日	部分公開	詳細不明	①報告時に理由については記載なし ②請求は令和1年12月27日、報告は1月分で行われている
564		給水装置工事設備台帳	令和2年1月15日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
565		給水装置工事設備台帳	令和2年1月21日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
566		給水装置工事設備台帳	令和2年1月31日	部分公開	詳細不明	①報告時に理由については記載なし ②公開は2月3日、報告は1月分で行われている
567	水道施設課長	平成21年度～平成30年度までの佐世保市の毎日の配水量及び平成26年～平成30年度の簡易水道事業区域の毎日の配水量	令和2年1月10日	公開、不存在	平成11年度～平成20年度までの佐世保市全域の毎日の配水量及び平成11年度から平成25年度の簡易水道事業区域の毎日の配水量については保存切れに伴う廃棄で不存在	①請求は令和元年12月10日、公開は1月20日 ②情報公開決定等期間延長通知書を送付している
568	下水道事業課	排水設備台帳の配管図	令和2年1月21日	部分公開	2号	
569		排水設備台帳の配管図	令和2年1月31日	部分公開	2号	公開は2月3日、報告は1月分で行われている

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
570		排水設備台帳の配管図	令和2年1月20日	部分公開	2号	公開は2月3日、報告は1月分で行われている
571	教育委員会総務課	中学校外壁改修工事等の本工事内訳書（金額入り）すべて	令和2年1月21日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
572		中学校（2棟）外壁改修工事等の金入設計書	令和2年1月24日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
573	スポーツ振興課	佐世保市温水プールの管理運営に関する事業計画書等	令和2年2月10日	部分公開	詳細不明	①報告時に理由については記載なし ②請求は1月25日、公開日は報告時に記載なし
574	ふるさと納税推進課	ふるさと納税返礼品発送にかかわる業務委託の仕様書及び委託単価一覧	令和2年2月28日	不存在		
575	建築指導課	現地調査申請書	令和2年2月10日	部分公開	2号（個人情報）	
576		現地調査申請書	令和2年2月10日	部分公開	2号（個人情報）	
577		現地調査申請書	令和2年2月28日	部分公開	2号（個人情報）	
578	土木政策・管理課	平面図・字図	令和2年2月3日	部分公開	2号（個人情報）	
579		平面図・断面図等	令和2年2月4日	部分公開	2号（個人情報）	
580		現状平面図・求積図・断面図・写真	令和2年1月23日	部分公開	2号（個人情報）	
581		平面図・断面図	令和2年2月6日	部分公開	2号（個人情報）	
582		平面図・断面図等	令和2年2月7日	部分公開	2号（個人情報）	
583		平面図・断面図	令和2年2月7日	部分公開	2号（個人情報）	
584		平面図等	令和2年2月7日	部分公開	2号（個人情報）	
585		実測図・地番プリント計算書等	令和2年2月7日	部分公開	2号（個人情報）	
586		平面図・断面図	令和2年2月7日	部分公開	2号（個人情報）	
587		川久保折口線 現状平面図・多角点座標	令和2年2月13日	部分公開	2号（個人情報）	
588		平面図・公図	令和2年2月13日	部分公開	2号（個人情報）	
589		現状平面図・断面図・座標リスト等	令和2年2月17日	部分公開	2号（個人情報）	
590		平面図・断面図	令和2年2月17日	部分公開	2号（個人情報）	
591		現状測量図	令和2年2月19日	部分公開	2号（個人情報）	
592		天神環状線（東法線） 平面図	令和2年2月19日	部分公開	2号（個人情報）	
593		平面図等	令和2年2月19日	部分公開	2号（個人情報）	
594		現状平面図・断面図・字図	令和2年2月17日	部分公開	2号（個人情報）	
595		平面図・断面図・写真	令和2年2月20日	部分公開	2号（個人情報）	
596		平面図・断面図	令和2年2月20日	部分公開	2号（個人情報）	
597		現状平面図	令和2年2月21日	部分公開	2号（個人情報）	
598		平面図・断面図	令和2年2月4日	部分公開	2号（個人情報）	
599		承認書・平面図等	令和2年2月25日	部分公開	2号（個人情報）	
600		平面図・断面図	令和2年2月26日	部分公開	2号（個人情報）	
601		道路境界承認 平面図・断面図	令和2年2月12日	部分公開	2号（個人情報）	

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
602	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和2年2月13日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
603		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年2月14日	部分公開	2号	
604		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年2月14日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	
605		飲食店営業許可台帳	令和2年2月14日	部分公開	2号	
606		営業停止処分に関する文書、佐世保市食品衛生関係不利益処分等取扱要領	令和2年2月19日	部分公開	5号	
607		飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年2月14日	部分公開	2号	
608		飲食店営業許可台帳	令和2年2月20日	部分公開	2号（営業所の電話番号のうち携帯番号で表記されたもの）	報告時に公開日の記載なし
609	消防局消防訓練所	消防署移転新築（建築）工事に おける金入設計書	令和2年2月20日	部分公開	5号（代価表）	
610	中央消防署	火災調査書	令和2年2月10日	部分公開	詳細不明	報告時に理由については記載なし
611	水道局総務課	配水本管敷設工事金入設計書	令和2年2月5日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
612		下水道マンホール蓋取替工事等 の金入設計書	令和2年2月3日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
613		下水管路施設更生工事の金入設 計書	令和2年2月12日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
614		下水管路施設更生工事の金入設 計書	令和2年2月21日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
615	水源対策・企画課	令和元年度第7回佐世保市上下水 道事業経営検討委員会（1月23 日）の配布資料「佐世保市水道 の水需要予測」の元資料の一式	令和2年2月12日	不存在		
616		厚労省との相談・協議等の内容 と結果及び厚労省から示された 判断・指導等がわかる一切の文 書	令和2年2月14日	部分公開	詳細不明	理由については記載なし
617		2回の委員会審議の音声を記録し たもので、複写した記録媒体の 交付について	令和2年2月17日	不存在		
618		2020年度石木ダム建設事業に係 る事業再評価に関し、第7回及び 第8回佐世保市上下水道事業経営 検討委員会に提示された次の資 料以外に委員に配布された資料 の全部	令和2年2月21日	非公開		

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
619		令和元年度第8回佐世保市上下水道事業経営検討委員会（2月6日）の配布資料のうち「費用対効果分析」の計算根拠を示す資料の一式	令和2年2月21日	不存在		
620	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和2年2月10日	部分公開	詳細不明	理由については記載なし
621	水道施設課	市内の土地が適応していない理由書	令和2年2月7日	不存在		
622	下水道事業課	排水設備台帳の配管図	令和2年2月7日	部分公開	2号	
623		屋外排水設備台帳の配管図	令和2年2月17日	部分公開	2号	
624		交通公園屋外排水設備台帳	令和2年2月17日	部分公開	2号	
625	社会教育課	改修（機械設備）工事の金入設計書	令和2年2月21日	部分公開	5号（設計者及び検算者名）	
626	スポーツ振興課	平成27年度佐世保市体育文化館指定管理者選定に関する資料	令和2年3月13日	部分公開	詳細不明	①報告時に理由については記載なし ②請求は2月28日、報告は2月分として行われている
627	水産センター	工事に係る金入設計書	令和2年3月13日	部分公開	5号	
628	住宅課	市営住宅解体工事等の金入設計書等	令和2年3月6日	部分公開	5号	
629	住宅課	市営住宅外壁等改修工事等の金入設計書	令和2年3月6日	部分公開	5号	
630	住宅課	市営住宅外壁等改修工事等の金入設計書	令和2年3月9日	部分公開	5号	
631	住宅課	市営住宅外壁等改修工事等の金入設計書	令和2年3月6日	部分公開	5号	
632	土木政策・管理課	平面図・断面図・写真	令和2年3月2日	部分公開	2号（個人情報）	省略
633	土木政策・管理課	市内道路の区域図（変更前、変更後）	令和2年3月2日	部分公開	2号（個人情報）	省略
634	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月3日	部分公開	2号（個人情報）	省略
635	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月4日	部分公開	2号（個人情報）	省略
636	土木政策・管理課	写真、立会証明書	令和2年3月4日	部分公開	2号（個人情報）	省略
637	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年2月27日	部分公開	2号（個人情報）	省略
638	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月9日	部分公開	2号（個人情報）	省略
639	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月6日	部分公開	2号（個人情報）	省略
640	土木政策・管理課	平面図・断面図・写真	令和2年3月9日	部分公開	2号（個人情報）	省略
641	土木政策・管理課	平面図・断面図等	令和2年3月10日	部分公開	2号（個人情報）	省略
642	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月9日	部分公開	2号（個人情報）	省略
643	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月9日	部分公開	2号（個人情報）	省略
644	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月12日	部分公開	2号（個人情報）	省略
645	土木政策・管理課	平面図・断面図・字図	令和2年3月13日	部分公開	2号（個人情報）	省略

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
646	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月13日	部分公開	2号(個人情報)	省略
647	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月17日	部分公開	2号(個人情報)	省略
648	土木政策・管理課	現状平面図・断面図	令和2年3月18日	部分公開	2号(個人情報)	省略
649	土木政策・管理課	平面図・断面図	令和2年3月18日	部分公開	2号(個人情報)	省略
650	土木政策・管理課	牽牛崎海岸線の丈量図	令和2年3月19日	部分公開	2号(個人情報)	省略
651	土木政策・管理課	断面図	令和2年3月23日	部分公開	2号(個人情報)	省略
652	土木政策・管理課	平面図・断面図等	令和2年3月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
653	土木政策・管理課	平面図・断面図等	令和2年3月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
654	土木政策・管理課	平面図・断面図等	令和2年3月24日	部分公開	2号(個人情報)	省略
655	土木政策・管理課	平面図等	令和2年3月25日	部分公開	2号(個人情報)	省略
656	土木政策・管理課	四条橋線 区域図	令和2年3月30日	部分公開	2号(個人情報)	省略
657	土木政策・管理課	下母ヶ浦線 丈量図	令和2年3月30日	部分公開	2号(個人情報)	省略
658	土木政策・管理課	審査表・平面図等	令和2年3月30日	部分公開	2号(個人情報)	省略
659	土木政策・管理課	法定外公共物占用等許可証図面	令和2年3月10日	部分公開	2号(個人情報)	省略
660	鹿町支所	支所移転改修(建築)工事の金入設計書	令和2年3月13日	部分公開	2号(個人情報)	非公開の事由に該当する。ただし、提出を受けた一覧表と実際の非公開の理由が異なっていた
661	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和2年3月14日	部分公開	2号(個人情報)	
662	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和2年3月6日	部分公開	2号(個人情報)	
663	生活衛生課	飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年3月6日	部分公開	2号(個人情報)	
664	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和2年3月11日	部分公開	2号(個人情報)	
665	生活衛生課	飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年3月10日	部分公開	2号(個人情報)	
666	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和2年3月10日	部分公開	2号(個人情報)	
667	生活衛生課	飲食店営業許可台帳、営業六法台帳	令和2年3月5日	部分公開	2号(個人情報)	
668	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和2年3月10日	部分公開	2号(個人情報)	
669	生活衛生課	飲食店営業許可台帳	令和2年3月26日	部分公開	2号(個人情報)	
670	東消防署	令和1年12月15日発生の火災の状況・場所・日時・原因	令和2年4月1日	部分公開	2号(個人情報)	非公開の事由に該当で問題ないが、報告時に理由の記載がなかった
671	水道局総務課	境界承認申請書に添付された現状平面図・断面図・写真	令和2年3月5日	部分公開	2号(個人情報)	
672	水道局財務課	市内下水管路施設更生工事の変更を交わした分の金入設計書	令和2年3月18日	部分公開	5号	請求があったのは3月5日で、決定までの期間は違法ではないが、決定まで時間がかかっている
673	水道局財務課	市内配水管布設工事の金入設計書	令和2年3月19日	部分公開	5号	請求があったのは3月6日で、決定までの期間は違法ではないが、決定まで時間がかかっている
674	水道局財務課	市内マンホールポンプ設置工事の金入設計書	令和2年3月19日	部分公開	5号	請求があったのは3月6日で、決定までの期間は違法ではないが、決定まで時間がかかっている

	担当部局	請求のあった公文書の内容	決定日	決定区分	非公開又は不存在の該当事由	備考
675	水源対策・企画課	佐世保市水道事業に関する資料	令和2年3月13日	公開、非公 開、部分公 開、不存在	3号、4号	①印章について3号、運営委員会の資料は4号で非公開 ②2月27日までの期間を3月13日まで延長する決定をしている（資料が膨大であること、複数の課にまたがっていることから） ③4号との部分公開決定について、審査請求を申し立てられている（後に取下）
676	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和2年3月9日	部分公開	2号、3号、7号	①台帳添付の周辺地図は本件で公開されているものの、7号に該当して非公開になる可能性がある。 ②報告時に理由記載なし
677	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和2年3月9日	部分公開	2号、7号	報告時に理由記載なし
678	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和2年3月16日	部分公開	2号、7号	報告時に理由記載なし
679	水道維持課	給水装置工事設備台帳	令和2年3月30日	部分公開	2号、7号	報告時に理由記載なし
680	水道施設課	佐世保市が佐々川から取水していない理由書	令和2年3月16日	不存在	不存在	①請求があったのは3月4日で決定までの期間は違法ではないが決定まで時間がかかっている ②決定書の備考欄に不存在の理由を詳細に記載しているのは適切である
681	教育委員会総務課	市内中学校工事等の金入設計書	令和2年3月18日	部分公開	5号	①請求があったのは3月4日で決定までの期間は違法ではないが決定まで時間がかかっている ②報告時には「個人情報」とだけ記載
682	教育委員会総務課	市内中学校改修工事等の金入設計書	令和2年3月18日	部分公開	5号	報告時には「個人情報」とだけ記載
683	スポーツ振興課	市の公共施設屋上防水改修工事等の金入設計書	令和2年3月16日	部分公開	5号	①請求があったのは3月4日で決定までの期間は違法ではないが決定まで時間がかかっている ②報告時には理由記載なし
684	スポーツ振興課	太陽光発電事業仮設作業員宿舎に関する資料	令和2年3月26日	部分公開	2号、5号	①資料記載の氏名が公開されているが、2号で非公開になり得ると考えられる ③請求は3月10日（受理は12日）で決定までの期間は違法ではないが決定まで時間がかかっている ④報告時には理由記載なし

第 3 部

佐世保市の情報管理

第3部 佐世保市の情報管理

第1章 佐世保市の情報管理の概要

地方自治体が管理する情報は、かつては紙媒体の文書が大部分であったが、昨今の情報技術革新の進展と地方自治体の電子自治体政策進行により、電子情報へと比重が移行している。

佐世保市でも、電子情報管理の重要性が高まっており、総務部情報政策課が電子情報管理の主要な統括部署として活動している。また、電子情報管理は、情報技術に関する専門的知識や最新かつ高性能の機器・技術、そしてこれらに対する職員等の理解が不可欠であるところ、情報技術や情報機器の高速の進化への対応のため、佐世保市は、情報管理のための複数の内規を定めている。

佐世保市の情報管理の特徴は、①佐世保市長を最終的な責任者としつつ、情報管理の実行、計画策定等は総務部が担当していること、②特に、電子情報の管理については、総務部情報政策課の所轄であること、③電子情報管理につき情報セキュリティのための内規や職員向けガイドブックを作成していること等である。佐世保市民は、その個人情報や営業等に関する情報を多数佐世保市へ預けていることから、佐世保市の情報管理の現状と課題について、調査を要するところである。

なお、第3部では、佐世保市の情報管理という表題であるが、上記のとおり、紙媒体の文書から電子情報への比重移行により、情報の利用のための体制整備、流出予防と流出時の対処等において、特に、電子情報の取扱いが重要となっている。そこで、第3部の調査対象とする「情報」については、特に、電子情報に焦点を当てて検証を行う。以下、単に「情報」と称する際、もっぱら電子情報を指すこととし、紙媒体の文書を指

す場合、または、これを含む場合には、適宜その旨指摘する。

第2章 監査の観点・監査の方法

この佐世保市の情報管理の監査にあたり、以下のとおり調査・分析を行った。

- 1 地方自治体における電子情報セキュリティの重要性に関する調査
- 2 佐世保市の電子情報セキュリティ体制の調査
- 3 佐世保市の電子情報セキュリティに関する内規の調査・意見
- 4 佐世保市庁舎内の電子情報セキュリティの現状に関する調査・意見
- 5 佐世保市の情報管理に関する全体的な評価・意見

電子情報セキュリティの現状の調査は、日進月歩である情報技術革新についての専門的知識を要する。その上、佐世保市全体の電子情報セキュリティは、民間企業の大企業に匹敵または上回る大規模のものである。そこで、電子情報セキュリティの現状把握のため、監査人は、監査人補助員S Eの助力の下、電子情報セキュリティに関して、佐世保市への質問と回答聴取を多数回繰り返した。その内容については、添付資料「Q & A」（関連資料については別紙としている。）として、本報告書に添付する。同資料につき、セキュリティ上公開することが不適切である部分については、個別にマスキングを施している。また、同資料別紙部分については、公開不適切のものを割愛している。

第3章 地方自治体における電子情報セキュリティの重要性

第1 地方公共団体の電子自治体政策

1 前論

21世紀初頭からのOSソフトとブロードバンドサービスの普及により、インターネットが一般化した情報技術革新（いわゆるIT〔Information Technology〕革命）、そして、既存のインターネットやパソコンの進化と併せて、スマートフォンのような携帯端末の普及、ビッグデータ、ソーシャルメディア、スマートスピーカー等のデジタル技術、サービス、ビジネス等情報伝達技術（いわゆるICT〔Information and Communication Technology〕）の発展等、通信技術及び電子機器の進化は、日進月歩である。

この情報技術革新の波は、私人の生活への浸透は無論、日本国政府と地方自治体にも導入されることとなり、積極国家としての行政の拡大への対応と同時に、大量の事務処理の迅速化とコスト削減を実現するための重要な要素となっている。

その結果、これまで日本国政府と地方自治体が主に紙媒体にて管理していた大量の行政情報につき、電子情報へ転換し、さらに、より多くの行政情報収集と管理が進んでいる。

2 地方公共団体における電子自治体政策の推進

（1）前1の地方公共団体における情報伝達技術の導入については、まず、国の導入方針決定を経て、いわゆる個人番号制度（マイナンバー制度）の導入等を交えつつ、電子自治体確立へ向けての総務省等の施策が定められ、国からの予算配分等による地方自治体での電子機器やブロードバンド導入等が進められた。その経緯については、総務省ホームページにて公開されている「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況（令和元年度）～」の冒頭「I はじめに」にて詳細な説明がなされている。以下、その概略を示す。

（2）日本国内の地方自治体は、21世紀初頭のIT戦略により、官民挙げてのIT化推進の流れを受け、庁舎内のパソコンの設置台数が増加の一

途となった。平成13年1月、国が策定した「e-Japan戦略」は、平成15年までに「電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現」することを定めた。

これらIT戦略の下、総務省は、平成13年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」、平成15年8月に「電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体の基盤整備、行政サービスの向上、行政の効率化、地域の課題解決、情報セキュリティの確保に向けた各種の施策を講じた。その結果、各地方公共団体のホームページ開設、庁内LAN敷設、さらに、LGWAN（総合行政ネットワーク）、住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証等、全国的な電子自治体の基盤が整備された。

総務省は、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」、平成19年3月に「新電子自治体推進指針」を策定し、地方公共団体におけるオンライン利用促進の推進に取り組む。また、平成20年8月、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定する等、情報セキュリティ対策の強化も進めた。

平成22年5月、IT戦略本部は、「新たな情報通信技術戦略」を公表し、「新たな国民主権の社会」を確立するための重点戦略（3本柱）と目標を設定した。同戦略の中で「国民本位の電子行政の実現」が1柱とされ、その具体的取組として、自治体クラウドによる情報システムの統合・集約化が位置づけられた。

以上の地方自治体におけるICT基盤の強化を経て、平成25年5月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）等が成立した。自治体クラウドは、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、そのシステム推進を加速化した。

平成26年3月24日、総務省は、約7年ぶりに電子自治体推進指針

である「電子自治体の取組みを加速するための１０の指針」を策定した。

この「１０の指針」とは、

- ① 番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入
- ② 大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化・クラウド化等の徹底
- ③ 都道府県による域内市区町村の自治体クラウドの取組み加速
- ④ 地域の実情に応じた自治体クラウド実施体制の選択及び自治体クラウド導入を見据えた人材育成・確保
- ⑤ パッケージシステムの機能等と照合した業務フローの棚卸し・業務標準化によるシステムカスタマイズの抑制
- ⑥ 明確なＳＬＡの締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討
- ⑦ オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備
- ⑧ ＩＣＴ利活用による更なる住民満足度向上の実現
- ⑨ ＣＩＳＯ機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制の強化
- ⑩ チェックリストを活用した強力なＰＤＣＡの構築

である。これらは、要するに、情報伝達技術の革新に対応する電子自治体のシステム体系確立を目的としており、庁内手続の効率化推進とその手段としての電子化、市民に対する情報公開や電子申請、電子入札等の行政手続の簡素化、国と地方自治体との行政間手続の簡素化の目標達成とその手段としてのハードウェアの整備、情報セキュリティの強化である。

電子自治体の確立は、現在も進行中であり、行政手続のオンライン化、クラウド導入等の計画推進、そして、情報セキュリティ対策の強化が進められている。

第2 情報管理（情報セキュリティ）の重要性

情報技術革新は、情報管理につき、紙媒体が中心であった時代と比較して、大量の情報保管、高速での第三者への発送と受領、ほぼ無制限（世界全体が対象といえる。）の者への開示を可能とした。企業や組織は、現在も飛躍的進化を続けている情報システムの活用により、非常に向上した利便性を獲得したが、これと引き換えに、①情報システム停止による損失、②情報漏洩による著しい信用失墜という大きな危険性を包含することとなった。そして、これらの危険は、その情報に関わる第三者への多大な損害をもたらす。

それゆえ、企業その他の組織は、情報の適切な管理、特に、電子情報の情報セキュリティについてリスクマネジメント中の最重要課題となっている。特に、個人情報等の重要情報を取り扱う場合、その保護は企業、組織の社会的責務である。

佐世保市のような地方自治体は、その住民の個人情報、また、地域の施政に関する情報を多数取り扱うことから、情報セキュリティの要請が非常に高度であるといえる。

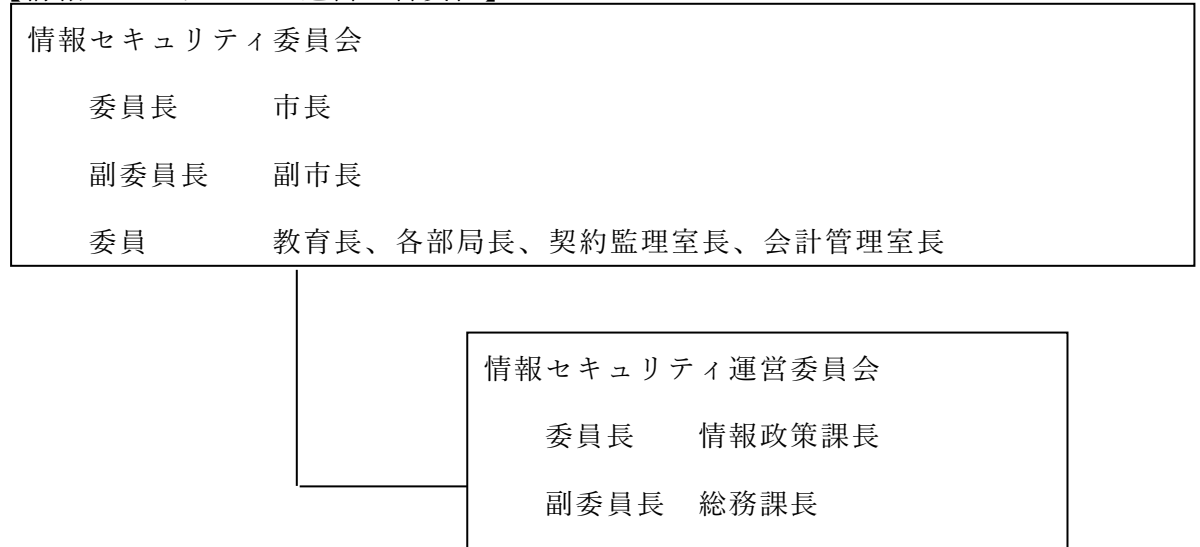
以下、佐世保市の情報管理につき、同市も上記2のとおり電子自治体政策を推進していることから、大量の電子情報を取り扱っていることに鑑み、電子情報の管理に重点を置き、佐世保市の電子情報セキュリティに関する検証を行う。

第4章 佐世保市の情報セキュリティ体制

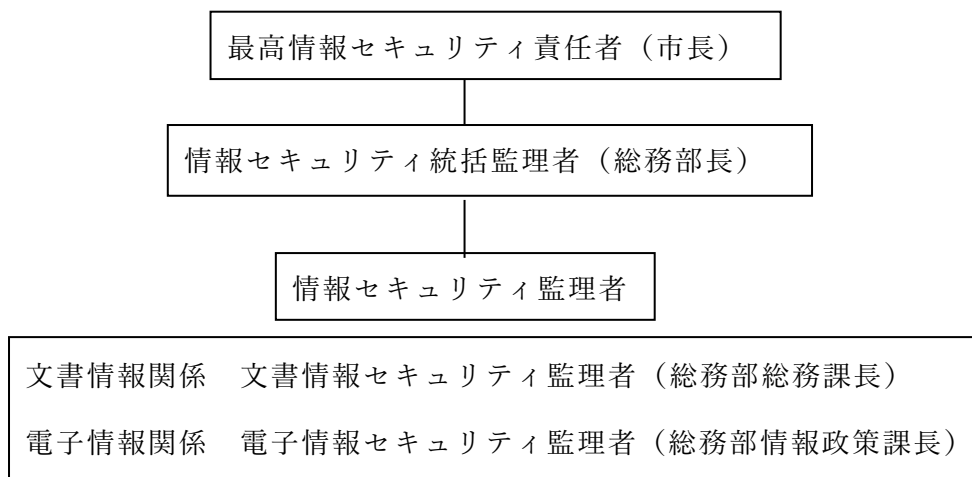
第1 担当部局

- 1 佐世保市の情報セキュリティに関する組織体系は以下のとおりである。

【情報セキュリティの運営監督責任】

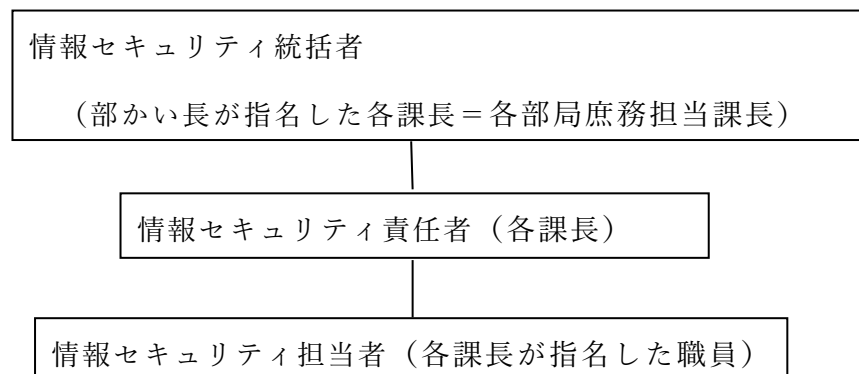


【監理・監督責任】



【実施責任】

〔各部局に設定〕



【情報セキュリティ委員会 委員】

区分	役職名
委員長	市長（最高情報セキュリティ責任者）
副委員長	副市長
委員	基地政策局長
委員	行財政改革推進局長
委員	企業立地推進局長
委員	防災危機管理局长
委員	契約監理室長
委員	企画部長
委員	財務部長
委員	観光商工部長
委員	農林水産部長
委員	都市整備部長
委員	土木部長
委員	港湾部長
委員	市民生活部長
委員	保健福祉部長
委員	子ども未来部長
委員	環境部長
委員	会計管理室長
委員	議会事務局長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査事務局長
委員	農業委員会事務局長
委員	教育長
委員	水道局長
委員	消防局長

事務局長	総務部長（情報セキュリティ統括管理者）
------	---------------------

特に、情報セキュリティ部門については、その意思決定のため、佐世保市内にて情報セキュリティ委員会が設けられている。同委員会は、佐世保市長が委員長となり、各部局長が委員、総務部長が事務局長に就任している。そして、情報セキュリティ委員会が定めた施策の遂行等佐世保市の情報セキュリティマネジメントにつき、より具体化した運営や計画策定、その実行を情報セキュリティ運営委員会が担当する。同委員会は、総務部情報政策課長が委員長、同部総務課長が副委員長に就任し、各部局の政策調整担当課長が委員を務める。

- 2 佐世保市の各部署での情報セキュリティに関する責任配分については、佐世保市長を最高情報セキュリティ責任者とし、総務部長が次席たる情報セキュリティ統括監理者となる。その下に、主に紙媒体の書面等を取り扱う文書情報セキュリティ監理者として総務部総務課長、電子情報を取り扱う電子情報セキュリティ監理者として総務部情報政策課長が配置されている。
- 3 各部署での情報セキュリティの実施責任に関して、各部署に情報セキュリティ統括者（通常、各部局庶務担当課長）、情報セキュリティ責任者（各課長）、情報セキュリティ担当者（各課長が指名した職員）が配置されている。
- 4 佐世保市庁舎及び支所等にて、実質的、主体的に、情報管理を担当し、各部署を監督している部局は、総務部である。同部は、佐世保市が保有する情報のセキュリティにつき、紙媒体を総務課、電子情報を情報政策課が担当している。

情報管理される部局（25 部局）

観光商工部	農林水産部	企業立地推進局	子ども未来部	教育委員会
都市整備部	土木部	環境部	港湾部	水道局
市民生活部	保健福祉部	防災危機管理局	消防局	企画部
総務部	財務部	行財政改革推進局	基地政策局	契約監理室
会計管理室	議会事務局	選挙管理委員会	監査事務局	農業委員会

5 以下、佐世保市の情報セキュリティに関する検証にあたり、包括外部監査人が佐世保市へ事情聴取を行った結果、取得した回答について、特に断りが無い限り、総務部情報政策課の回答ないし見解であることを注記しておく。

第2 佐世保市における情報セキュリティ制度の概要

1 前論

監査人にて、佐世保市に対して、情報セキュリティに関する同市の方針、マネジメント体制、流出等の事故発生時の対処等についての現状を照会したところ、主に、以下の資料の提出と総務部情報政策課から、ハードウェア等の実況見分を含めた説明を受けた。

- （1）佐世保市情報セキュリティポリシー
- （2）佐世保市情報資産取扱要綱
- （3）情報システムのセキュリティレベル及び管理責任者一覧表
- （4）佐世保市情報セキュリティガイドブック（令和2年2月27日総務部情報政策課作成 第三版）
- （5）その他、関連する資料一切

2 佐世保市の情報セキュリティの目的

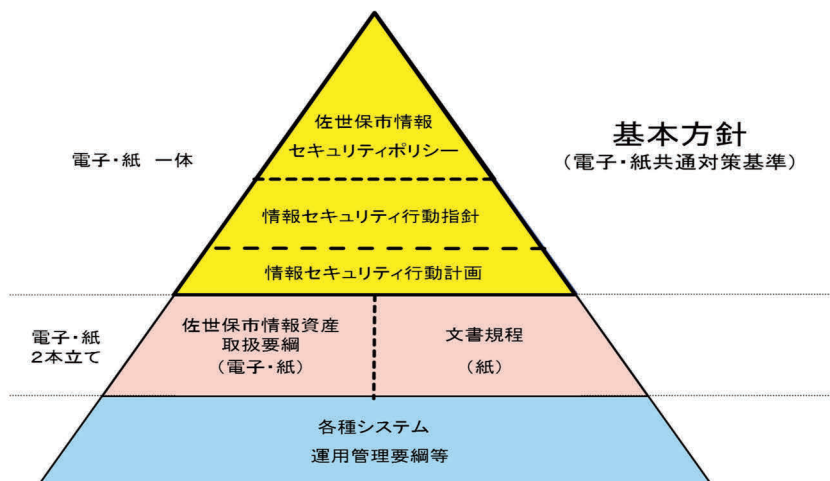
- （1）佐世保市は、その情報セキュリティの目的につき「質の高い行政運営

の市民への提供」と定めている。

(2) この「質の高い行政運営の市民への提供」という究極の目標達成により、佐世保市は、①住民の個人情報等の重要な情報を厳重にかつ適切に守ること、②佐世保市の社会的信用の維持、③セキュリティ事件・事故発生時の被害を最小限に食い止めること、④業務の効率化と情報セキュリティのバランス維持を実現できるとしている。

3 佐世保市の情報セキュリティマネジメント体系

佐世保市の情報セキュリティマネジメントの体系は以下のとおりである（添付資料Q & A別紙1－5参照）。



電子情報と紙媒体の文書を共通して取り扱う、佐世保市情報セキュリティポリシーを筆頭とし、その内規・施策である情報セキュリティ行動指針、情報セキュリティ行動計画が置かれる。

そして、電子情報と紙媒体の文書の性質の違いにより、①両情報を対象とする佐世保市情報資産取扱要綱、②紙媒体の文書のみを対象とする文書規定が設けられている。

第3 外部業者への委託状況

佐世保市が保有する主な電子情報基盤において外部業者への委託内容は、以下のような内容になっている（添付資料Q & A別紙1-5 参照）。

	内容	実施主体	対象	委託内容等について
1	ネット環境構築	情報政策課	庁内ネットワーク機器等	庁内ネットワーク機器、パソコン等の構築、設定、セキュリティパッチの適用、ヘルプデスク対応等について委託を行っている。
2	端末のウイルス対策	情報政策課	情報政策課配布の端末	ウイルス対策ソフトを、情報政策課にて必要ライセンス数購入し、各端末にインストールしている。 ウイルス感染時の調査等は庁内ネットワークの保守委託に含めている。
		各課	各課調達の端末	
3	サーバ設置・維持管理	情報政策課	庁内ネットワークサーバ	サーバの障害対応、セキュリティパッチの適用、ヘルプデスク対応等について委託を行っている。

		各課	各課調達サーバ	各課において委託等の対応を行っている。
4	端末・サーバの廃棄	端末、サーバの所管課	廃棄端末、サーバ	データ消去ソフトによる消去又はHDDの物理的破壊をした後破棄等を行っている。 業者にデータ消去、物理的破壊を行わせる場合は、データ消去証明書、破壊証明書を提出させるようにしている。

第5章 佐世保市の情報施策に関する内規

第1 前論

佐世保市の情報セキュリティの現状把握とその分析、評価にあたり、佐世保市における情報セキュリティを含めた情報施策とその運用の根拠となる規則や要綱等を把握する必要がある。佐世保市によると、電子情報に関する情報セキュリティについての施策としては、上述のとおり、情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」と略称することがある。）を基本的な規則とし、その具体的運用については、佐世保市情報資産取扱要綱が設けられている。そして、職員が参照すべきマニュアルとして、佐世保市情報セキュリティガイドブックが存在する。

本章では、佐世保市の情報施策に関する内規として、情報セキュリティポリシー及び佐世保市情報資産取扱要綱（以下「情報資産取扱要綱」または端的に「要綱」と略称することがある。）を取り上げ、必要に応じて、条

文を摘示し、また、評価及び意見を呈示する。なお、佐世保市情報セキュリティガイドブック（以下「情報セキュリティガイドブック」と略称することがある。）については、概要を取り上げ、別途、佐世保市におけるセキュリティ検証の際に関連部分を適宜取り上げる。

第2 佐世保市情報セキュリティポリシー

- 1 佐世保市情報セキュリティポリシーは、佐世保市の情報施策の基本原則を定める内規である。第1条にて、目的条項が設けられている。

（目的）

第1条 このポリシーは、市において作成し、又は収受した情報に対し、情報セキュリティを適切に維持するための基本方針並びに管理及び運用方針を定めることにより、情報の適正な管理及び円滑な運用を図ることを目的とする。

- 2 佐世保市が情報管理、セキュリティにあたり対象とする「情報」は、佐世保市情報公開条例の「情報」（同条例第2条1項）と同じである（セキュリティポリシー第2条2号）。すなわち、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図化、写真、フィルム（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして保有しているもの」である。
- 3 佐世保市が定義する情報セキュリティとは、情報資産の機密性（情報の利用及び閲覧を行うことを許可された者だけが利用できること）、完全性（情報の処理方法が正確かつ安全であること）、可用性（許可された者が必要とときに情報の利用等できること）を維持することとされている（セキ

セキュリティポリシー第2条3号ないし6号)。

この情報セキュリティの定義は、国際標準化機構（ISO）基準の情報セキュリティ3原則「CIA」（「機密性」のConfidentiality、「完全性」のIntegrity、「可用性」のAvailability）の各頭文字をまとめたもの）に則ったものである。国際標準化機構は、CIA3原則の他、真正性（Authenticity）、責任追跡性（Accountability）、否認防止（Non-Repudiation）、信頼性（Reliability）の特性を情報セキュリティの性質に追加しているが、日本産業企画（JIS）の「情報技術 - セキュリティ技術 - 情報セキュリティマネジメントシステム - 用語」（JISQ 27000）では、情報セキュリティの定義につきCIA3原則としつつ、注記として、「真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性などの特性を維持することを含めることもある。」と付記している。それゆえ、日本産業企画の基準では、情報セキュリティはCIA3原則を基準としつつ、真正性等の特性を採用するかどうかは、各企業、組織の判断に委ねているところである。

- 4 佐世保市は、情報資産（ネットワーク、情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体、その他関連文書等）に対するリスクにつき、これを最小限に止めるため防御すべき対象を第3条にて以下のとおり定めている。

（情報資産に対するリスク）

第3条 情報資産に対するリスクを最小限に留めるために、次に掲げる事項から情報資産を守らなければならない。

- (1) 権限のない者による情報資産の破壊、盗難若しくは不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊、改ざん、消去等

- (2) 権限のある者による情報資産の無断持出、誤操作、認証情報の不適切な管理若しくは不正行為又は事故による情報資産の破壊、改ざん、消去、漏えい等
- (3) コンピュータウイルス、地震、落雷、火災、停電若しくはそ害等の災害又は事故による業務の停止

- 5 情報セキュリティポリシーは、実施機関全ての職員（市長、副市長等の「特別職」を含む。）及び実施機関が保有する情報に適用される（セキュリティポリシー第4条）。職員は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や佐世保市個人情報保護条例等情報管理の責務を定める法令の遵守、情報セキュリティの重要性への理解、情報の秘密保持、業務目的外の情報収集や使用禁止等の義務を負い、その不正行為が明らかになった場合に処分が課され得ることが定められている（セキュリティポリシー第5条）。
- 6 佐世保市が管理する情報については、機密性、完全性及び可用性に応じて、その重要度に応じた情報セキュリティ対策が課される（セキュリティポリシー第7条）。そして、その具体化策として、①物理的セキュリティ対策（情報システムを設置する施設、通信回線及び職員等の端末機等の管理につき物理的な対策を施すもの）、②人的セキュリティ対策（情報を取り扱う職員等が情報セキュリティに関する知識を修得し情報漏洩防止に努めるもの）、③技術的セキュリティ対策（端末機等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策、通信環境の分割等の技術的対策）、④運用面のセキュリティ対策（情報セキュリティポリシーの実行性確保のため、情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等運用面の対策）を講じるものとされている（セキュリティポリシー第8条）。
- 7 その他、佐世保市は、情報セキュリティポリシーの遵守状況検証のため、

定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し（セキュリティポリシー第9条）、情報セキュリティポリシー自体の見直し（セキュリティポリシー第10条）、職員に対する情報管理についての教育、研修を計画・実施（セキュリティポリシー第11条）を行う。

【評価】情報セキュリティポリシーは、その目的と目的達成のため行うべき施策につき、基本的事項を定めるものであるが、国際標準化機構（ISO）及び日本産業企画（JIS）の基準に従い、企業・組織内の情報セキュリティ3原則「CIA」をもって定義付け、同基準にも謳われている、機密性、完全性、可用性に応じた重要性毎の情報の分類、セキュリティの具体策が定められており、現行にて特別に指摘するべきものはない。

【意見】なお、国際標準化機構（ISO）が、情報セキュリティ3原則「CIA」以外に、真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性という4特性が追加された理由は、サイバー攻撃が珍しくなくなりつつあることによるものである。情報流出について、かつては、流出源である情報機器を操作する者のミスが主な原因であったため、もっぱらインターネット利用者側のみの対処をもって情報流出を抑えることが概ね可能であり、それゆえ完璧に近い流出予防を求められていた。しかし、インターネット技術の加速的な進化に伴う、多様化したマルウェアによる攻撃、インターネットを利用した詐欺、本来の攻撃対象につきセキュリティ対策が強力であることから、脆弱な中継点を攻撃・確保しての間接的攻撃等、サイバー攻撃が複雑となっている。その手法は悪い意味で飛躍的であり、情報セキュリティは、従来のCIAの範囲での自衛のみならず、常時第三者からのサイバー攻撃を受ける可能性があることとサイバー攻撃の内容への理解、情報流出が発生した場合の事後対応、外部委託業者が関わる情報流出の契機への注意が必

要となった。それらに対応すべく、新たな4特性が追加され、従来のC I Aと併せて7特性と称されている。佐世保市にて、情報セキュリティの基本原則たるセキュリティポリシーにつき、C I Aに新たな4特性を加えるかどうかを検討されたい。

なお、このことについては、後述する佐世保市情報資産取扱要綱において、真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性を意識した規定が設けられていることについても併せて考慮するべきである。

第3 佐世保市情報資産取扱要綱

1 佐世保市情報資産取扱要綱は、佐世保市の情報資産につき、情報セキュリティポリシーにて定められている事項を具体化し、また、規定されていない事項を補足するものである。

2 佐世保市情報資産取扱要綱は、佐世保市の情報施策の組織として、佐世保市長が最高情報セキュリティ責任者であること（要綱第3条）、総務部長が情報セキュリティ統括監理者であること（要綱第4条1項）、総務部総務課長がもっぱら紙媒体の文書を対象とする文書情報セキュリティ監理者であること（要綱第5条1項及び2項）、総務部情報政策課長が電子情報を対象とする電子情報セキュリティ監理者であること（要綱第5条1項及び3項）を定め、これらの者の権限とその配分、各員の関係を規定している。

その他、各部局に、情報セキュリティ統括者（要綱第6条）、情報セキュリティ責任者（要綱第7条）、情報セキュリティ担当者（要綱第8条）の配置とその権限、義務が定められている。

3 佐世保市情報資産取扱要綱は、前2の個別の情報施策上の役名その他、情報セキュリティ委員会（要綱第9条）及び情報セキュリティ運営委員会（要綱第10条）について、その構成員と役割を定める。

4 佐世保市情報資産取扱要綱第14条は、佐世保市が保有する情報資産に

つき、そのセキュリティレベルを分類し、必要に応じて取扱制限を行うこと、及び、同レベルにつき情報セキュリティ責任者が設定するものとして
いる。また、情報資産につき、個人情報の安全管理については、死者の情報も生存者の情報と同様に取り扱うとしている。

(情報資産の分類)

第 14 条 本市における情報資産は、情報セキュリティの管理単位毎に次に掲げるセキュリティレベルに分類し、必要に応じて取扱制限を行うものとする。

佐世保市における情報資産の分類

分類	分類基準	個人情報	取扱制限
I 類	市民の生命、財産、プライバシー等に重大な影響を及ぼすもの	個人情報を含む。	・定期的なバックアップデータの作成
II 類	市民サービスの停止又は行政事務の執行等に重大な影響を及ぼすもの	個人情報(情報公開の対象となるものに限る。)を含む。	・各職員単位ではなく、部署の情報管理責任者が管理する。
III 類	市民サービスの遅延又は行政事務の執行等に軽微な影響を及ぼすもの	個人情報を含まない。	
IV 類	行政事務の執行等に影響をほとんど及ぼさないもの		公開情報

※監査人注記：上記情報セキュリティ分類レベルに応じて各部局の担当者は必要に応じ取扱の制限を行うものとしている。特に個人情報においては文書情報、電子情報に関わらず法律に基づき慎重且つ安全に管理を行うことを目的としている。

また、情報資産管理においてセキュリティレベルⅠ・Ⅱ類について定期的なバックアップと書き込み禁止措置及び厳重な管理のもとで不慮の事故（火災や災害等）に備え保管体制を整えている。

2 個人情報の安全管理措置については、死者の情報も生存者の情報と同様に取り扱うものとする。この場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において「特定個人情報」とは「個人番号を含む個人情報」と定義され、地方公共団体については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）における個人情報の定義が適用されるため「生存する個人に関する情報」となる（個人番号については死者も含む。）が、実務上、保管している特定個人情報の主体が死者となったかどうかは必ずしも分別できないことから、当該特定個人情報の主体が死者となった場合であっても、引き続き同様の安全管理措置を図る必要があることに留意すること。

3 情報のセキュリティレベルは、情報セキュリティ責任者が設定するものとする。

5 佐世保市情報資産取扱要綱における、佐世保市情報資産の作成、入手、管理、利用、保管、移動、廃棄等一連の取扱いに関する規制等概略は以下のとおりである。

（1）情報資産の作成

情報の作成にあたっては、要綱第14条分類に基づく分類と取扱制限

を定める。これにつき、情報セキュリティ責任者の承認を要する（要綱第 17 条）。

（２）情報資産の入手

職員等が入手した情報については、庁内の者が作成した情報については、前（１）の分類に基づく取扱いを行い、庁外の者が作成した情報については、入手者が要綱第 14 条分類に基づく分類と取扱制限を定める。入手した情報資産の分類が不明である場合には、情報セキュリティ責任者の判断を仰がねばならない（要綱第 18 条）。

（３）情報資産の管理

情報資産の管理のため、情報セキュリティ責任者が、要綱第 14 条分類にて識別した情報資産につき、セキュリティレベルを台帳等に記載し、随時更新しなければならない（要綱第 16 条 1 項）。

そして、職員等は、情報資産の分類表示、必要に応じて取扱い制限を明示する等しなければならない（要綱第 16 条 2 項）。

（４）情報資産の利用

職員等の情報資産の利用にあたり、業務以外の目的の利用は禁止され、かつ、情報資産の分類に応じた適切な取扱いを要求される。また、利用対象となる情報資産が含まれる記録媒体に要綱第 14 条分類が異なる情報が複数記録されている場合、その取扱いにあたり最高度の分類に従わなければならない（要綱第 19 条）。

（５）情報資産の保管

情報資産の保管にあたり、情報セキュリティ責任者は、要綱第 14 条分類に従った適切な管理を行わなければならない。特に、セキュリティレベルⅠ・Ⅱ類（個人情報を含む情報）は、①電子情報の定期的なバックアップデータ作成、②外部記録媒体長期保存時の書き込み禁止等措置実施、③外部記録媒体の保管につき施錠可能な耐火金庫等で適切な場所

での保管、④鍵付きの保管庫への保管を要する（要綱第20条／添付資料 Q & A別紙23参照）。

（6）情報資産の移動（送信、運搬、提供・公表）

ア 情報資産の電子メールでの送信については、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行わなければならない（要綱第21条）。

イ 情報資産を車両等により物理的に運搬する場合、セキュリティレベルⅡ以上の情報資産を運搬する者は、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化またはパスワードの設定を行う等が必要であり、かつ、情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない（要綱第22条）。

ウ 情報資産の提供・公表につき、セキュリティレベルⅡ以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じて暗号化またはパスワード設定を行わなければならない。かつ、情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。住民に公開する情報資産につき、情報セキュリティ責任者は、完全性（CIA原則の内の Integrityであり、情報の内容が正しく最新であること）を確保しなければならない（要綱第23条）。

（7）情報資産の廃棄

セキュリティレベルⅡ以上の情報資産の廃棄をする者は、記録媒体不要時、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。その措置の実行にあたっては、情報セキュリティ責任者の許可を得たうえで、日時、担当者及び処理内容の記録を作成しなければならない（要綱第24条）。

（8）情報資産の共有使用

なお、情報資産を複数の部署にて共有して取り扱う場合、各セキュリティ責任者は、部外者による漏洩や改ざん等を防ぐために必要な措置を

取るものとし、セキュリティ確保が困難となるおそれがある場合、セキュリティ責任者にて共有を制限することができるものとされている。

6 佐世保市情報資産取扱要綱は、物理的セキュリティとして以下の事項を定めている。

- (1) サーバ等機器取付時の外的悪影響の除去（要綱第26条）
- (2) サーバの冗長化対策（要綱第27条）
- (3) サーバ等機器に対する停電時予備電源確保、落雷時の過電流対策（要綱第28条）
- (4) 通信ケーブル及び電源ケーブルの保全、ネットワーク接続口等の第三者使用防止（要綱第29条）
- (5) サーバ等定期保守及び実施時の情報保護（要綱第30条）
- (6) 庁舎外でのサーバ等機器設置時の情報セキュリティ統括監理者（総務部長）による要承認等（要綱第31条）
- (7) 機器廃棄・リース品返却時の情報消去及び復元不能措置（要綱第32条）
- (8) サーバ類等の保全（要綱第33条）、接触管理（要綱第34条）、機器搬入出時の注意（要綱第35条）等
- (9) 通信回線及び通信回線装置の保全、機器との接続時のセキュリティ対策（要綱第36条）
- (10) 情報系端末の庁舎外持出原則禁止（要綱第37条）
- (11) 端末機等管理における物理的措置、パスワード設定等（要綱第38条）

7 佐世保市情報資産取扱要綱は、人的セキュリティとして以下の事項を定めている。

- (1) 職員等の情報セキュリティポリシー及び本要綱の遵守義務、業務以外の理由による情報処理システム使用禁止、庁舎外での端末の原則使用禁

- 止とその例外措置、支給端末と私用端末の利用に関する記録作成及び制約、異動・退職時の情報資産返却義務及び秘匿義務（要綱第39条）
- （2）嘱託職員及び臨時職員に必要である情報セキュリティポリシー遵守（要綱第40条）
- （3）職員等への情報セキュリティポリシー等の掲示（要綱第41条）、委託事業者への情報セキュリティポリシー等の説明等（要綱第42条）
- （4）職員等への研修・訓練の実施（要綱第43条ないし第46条）
- （5）庁舎内及び佐世保市管理の情報資産に関する事故、欠陥発生時の職員等の報告義務、分析、記録、保存（要綱第47条ないし第49条）
- （6）職員等の業務外での使用者ID使用禁止、パスワード設定の注意、違反時の利用制限措置（要綱第50条）
- 8 佐世保市情報資産取扱要綱は、技術的セキュリティとして以下の事項を定めている。
- （1）電子情報セキュリティ監理者（総務部情報政策課長）の職員利用可能ファイルサーバ容量設定及びファイルサーバの部署等单位による区分設定義務（要綱第51条）
- （2）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者による定期的なバックアップ実施（要綱第52条）
- （3）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者による情報システム運用の実施作業記録作成及び保全、委託事業者への確認体制構築義務（要綱第53条）
- （4）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の情報システム仕様書等保管義務（要綱第54条）
- （5）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の情報システム利用者履歴保存義務（要綱第55条）、システム障害記録の保存義務（要綱第56条）

- (6) 電子情報セキュリティ監理者のファイアウォール、ルータ等通信ソフトウェア等設定、情報機器への不正アクセスや情報漏洩等防止のための管理義務（要綱第57条）
- (7) 情報セキュリティ責任者の佐世保市イントラネットワーク、他団体と情報システム接続（要綱第58条）、個別ネットワーク新設時（要綱第59条）の要承認、許可申請等
- (8) 電子情報セキュリティ監理者による佐世保市地域イントラネットワークの利用制限（要綱第60条）
- (9) 情報セキュリティ責任者の電子申請汎用受付システム等外部者が利用できるシステムにつき必要に応じて他のネットワーク及び情報システムとの分離措置を行う義務（要綱第61条）
- (10) 電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者が外部ネットワークと接続する際の措置、事前の責任所在明確化、要承認、リスク発生時の即時遮断等の義務（要綱第62条）
- (11) 情報セキュリティ責任者の複合機セキュリティ管理義務（要綱第63条）、特定用途機器のセキュリティ管理義務（要綱第64条）
- (12) 電子セキュリティ監理者及びセキュリティ責任者の盗聴対策措置義務（要綱第65条）
- (13) 電子情報セキュリティ監理者の電子メール関連セキュリティ管理義務（要綱第66条）
- (14) 職員等の電子メール利用につき、自動転送機能使用、業務上不要の送信先への電子メール送信の禁止、電子メール送信時の遵守事項（要綱第67条）
- (15) 職員等の無許可ソフトウェアインストール等禁止（要綱第68条）、機器構成等変更の禁止（要綱第69条）
- (16) 職員等の取扱端末と佐世保市地域イントラネットワークの無許可接

続の禁止（要綱第70条）

（17）職員等の業務以外の目的でのウェブ閲覧禁止（要綱第71条）

（18）電子情報セキュリティ監理者の情報系端末の障害時窓口対応、新規端末導入時の基本設定手順書作成、ソフトウェアの更新計画策定等技術的管理の義務、端末機等の管理責任者及び使用者の佐世保市地域インターネットワーク接続端末の設定変更禁止、情報セキュリティ責任者の業務用持出モバイル端末導入時の暗号化等構築、取扱要領等作成義務（要綱第72条）

（19）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の使用者IDとアクセス権限結合設定、使用者IDによる電子情報利用等の権限・更新権限付与、アクセス権限等の組織改編・人事異動に応じた改変、管理者権限等の特権の最小限化と厳重管理の義務、職員等の必要性喪失時の利用者登録抹消等の義務、電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者による特権を付与されたIDの利用者限定、IDとパスワードの厳重管理、外部委託業者へのパスワード変更手続依頼禁止、設定に際してのセキュリティへの留意義務（要綱第73条）

（20）情報セキュリティ責任者の特権によるネットワーク及び情報システム接続時間の最小制限（要綱第74条）

（21）情報セキュリティ責任者のシステム開発責任者・作業者特定、そのアクセス権限設定、使用ハードウェア及びソフトウェアの特定義務（要綱第75条、第76条）

（22）情報セキュリティ責任者の開発環境及び運用環境の分離及び移行手順明確化のためのシステム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境の分離、システム運用環境への移行にあたっての手順明確化及び情報資産の保全、新情報システム導入にあたっての十分な試験実行、運用テスト時の疑似環境操作確認、テストデータからの個人情報及び機密性の

- 高いデータの排除、電子情報セキュリティ監理者が管理するシステムとの接続等における同監理者との協議等の義務、電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の所轄するシステムに関わる責任及び運用保守管理要綱を定め維持する義務（要綱第 7 7 条）
- （2 3）情報セキュリティ責任者のシステム開発・保守に関連する資料及び文書の保管、テスト結果の一定期間保管、情報システムに係るソースコードの適切な方法による保管義務（要綱第 7 8 条）
- （2 4）情報セキュリティ責任者の情報システム追加、変更または廃止時の手順書作成とこれに基づく管理、その履歴の記録、運用保守管理要綱の改訂義務（要綱第 7 9 条）
- （2 5）情報セキュリティ責任者の開発・保守用のソフトウェア等更新・パッチ適用時の他情報システム整合性確認義務（要綱第 8 0 条）
- （2 6）電子情報セキュリティ監理者の不正プログラム対策を目的とする不正プログラムのチェック、情報収集、セキュリティソフトのインストール及びアップデート等の義務（要綱第 8 1 条）
- （2 7）佐世保市地域イントラネットワークに接続していない端末機等の管理責任者が所管する端末機等へのセキュリティソフトインストール及びアップデート、佐世保市管理媒体を職員に使用させることの禁止等義務（要綱第 8 2 条）
- （2 8）職員等の不正プログラム対策を目的とするインストール済みセキュリティソフトの設定変更禁止、外部からのデータ受信及びソフトウェアインストール、添付ファイルがある電子メール送信時のウイルススキャン、不審な電子メールの速やかな削除、定期的なウイルススキャン、電子情報セキュリティ監理者からのウイルス情報の確認、コンピューターウイルス等の不正プログラム感染時の即時端末利用停止と電子情報セキュリティ監理者への連絡義務（要綱第 8 3 条）

(29) 電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の所轄するネットワーク及び情報システムへの不正な侵入・利用の防止、探知の措置、不正侵入・利用発生時の即時のネットワーク切断・情報システム停止措置、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等法令違反の攻撃発生時の記録保全、再発防止義務、情報セキュリティ責任者の不正アクセス障害による庁舎内外への重大影響発生判断時の電子情報セキュリティ監理者への報告等義務（要綱第84条）

(30) 電子情報セキュリティ監理者のセキュリティ情報収集、庁内への通知等義務（要綱第85条）

(31) 電子情報セキュリティ監理者のマイナンバー取扱系の他領域との通信断絶措置、USBメモリ等の記録媒体による情報持出防止措置、L G W A N利用系とインターネット利用系の両環境間の通信環境分離及び必要な通信のみの許可等、インターネット利用系における不正通信監視強化と情報セキュリティインシデントの早期発見・対処及びL G W A Nへの不適切なアクセス監視等、自治体情報セキュリティクラウド参加推進義務。電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者のマイナンバー取扱系情報システム利用時の多要素認証使用義務（要綱第85条の2）

9 佐世保市情報資産取扱要綱は、運用管理（運用上のセキュリティ対策）として、以下の事項を定める。

(1) 電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の所轄ネットワーク及び情報システム運用監視、重要なアクセスログ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期措置義務（要綱第86条）

(2) 電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の情報セキュリティポリシー遵守状況確認及び問題発生時の最高情報セキュリティ

- 責任者への報告義務、最高情報セキュリティ責任者の問題対処義務（要綱第 87 条）
- （3）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の不正アクセス、不正プログラム等調査のための職員等に対する端末機等、記録媒体アクセス記録、電子メールの送受信記録等利用状況調査権限（要綱第 88 条）
- （4）職員等の情報セキュリティポリシーに対する違反行為発見時の上位者への報告義務、電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の問題対処義務（要綱第 89 条）
- （5）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の所轄ネットワーク及びセキュリティレベルⅠ、Ⅱ類の情報システム停止の緊急事態継続時における代替的業務継続計画策定並びに情報セキュリティ変化及び組織体制改変等に応じた業務継続計画見直し実施義務（要綱第 90 条）
- （6）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の緊急時業務継続訓練計画及び実施義務（要綱第 91 条）、緊急事態発生時の業務継続計画に従った対処義務（要綱第 92 条）
- （7）情報セキュリティ責任者の業務処理等外部委託時選定基準につき情報セキュリティ対策確保及び情報セキュリティに関する認証取得状況等確認義務（要綱第 93 条）
- （8）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者のクラウドサービス等外部サービス利用時の規定整備義務（要綱第 93 条の 2）
- （9）電子情報セキュリティ監理者のソーシャルメディアサービス利用に関する運用手順作成、発信情報規定、責任者指定義務（要綱第 93 条の 3）
- （10）情報セキュリティ責任者の業務処理等外部委託時または地方自治法第 244 条の 2・3 項規定指定管理者の施設管理時における契約書への

情報セキュリティ遵守事項等の明記及び遵守状況監督、庁外の情報処理委託時の安全管理事項規定・実施義務（要綱第94条）

（11）情報セキュリティ責任者の委託事業者のセキュリティ対策定期的確認義務（要綱第95条）

（12）文書情報セキュリティ監理者、電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者の緊急時例外措置実施における最高情報セキュリティ責任者への事後報告義務（要綱第96条）、最高情報セキュリティ責任者の例外措置申請書・審査結果の保管義務（要綱第97条）

（13）職員等の法令遵守義務（要綱第98条）

（14）職員等及びその監督責任者の情報セキュリティポリシー違反につき地方公務員法による懲戒処分の対象となること（要綱第99条）

（15）職員等の情報セキュリティポリシー違反行動確認時の速やかな上位者への通知等義務、情報セキュリティ責任者の指導によって改善されない場合の電子情報セキュリティ監理者による当該職員等のネットワーク等使用停止または剥奪処分権限等（要綱第100条）

10 佐世保市情報資産取扱要綱は、情報セキュリティポリシー及び本要綱の実施状況に関する調査、評価、本要綱の見直しのため、以下の事項を定める。

（1）佐世保市庁舎内における年1回の監査実施（要綱第101条ないし第108条）

（2）電子情報セキュリティ監理者及び情報セキュリティ責任者主導の定期的な自己点検実施（要綱第109条ないし第111条）

（3）要綱の見直し（要綱第112条）

【評価】情報セキュリティポリシーが、基本的に、企業・組織内の情報セキュリティ3原則「CIA」を定めているところ、佐世保市情報資産取扱要綱

は、以下のとおり「C I A」以外に、真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性と4特性をも意識した内容となっている。情報セキュリティの進化は、間断無いサイバー攻撃の複雑化、常態化との応酬であるところ、C I A 3原則以外にも留意していることは適切である。

(1) 機密性 (C o m f i d e n t i a l i t y)

ア 定義

認定されていない個人や組織・媒体に対する使用開示をしない。

イ 対策方法

難解なパスワード設定、アクセス制限及びパーミッション設定による閲覧・編集・実行権限付与

ウ 佐世保市情報資産取扱要綱の該当条文

第21条、第22条、第23条1項、第24条、第25条、第30条2項、第32条、第33条1項、第34条1項ないし4項、第36条4項、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第50条、第65条、第85条の2・3項

(2) 完全性 (I n t e g r i t y)

ア 意義

情報機器に保管され、また、取り扱われる情報が正確である。

イ 対策方法

エスケープ処理・暗号化・変更履歴や操作履歴等のログ取得・保管、情報自体の慎重な分析

ウ 佐世保市情報資産取扱要綱の該当条文

第23条2項、第52条

(3) 可用性 (A v a i l a b i l i t y)

ア 意義

情報取扱いを許容された組織や媒体が要求した時、アクセスや使用

を可能にする。

イ 対策方法

定期的なバックアップ、予備サーバの設定

ウ 佐世保市情報資産取扱要綱の該当条文

第20条、第27条、第28条、第29条、第30条1項、第36条6項、第37条、第51条、第52条、第54条、

(4) 真正性 (Authenticity)

ア 意義

利用者や情報そのものが本物であることを明確にすることであり、なりすましや偽情報ではないことを証明する。

イ 対策方法

使用者IDとパスワード、アクセス権限の紐づけ記録作成、デジタル署名や二段階認証・生体認証等端末作動時の最新ログイン方法の導入

ウ 佐世保市情報資産取扱要綱の該当条文

第73条、第85条の2・2項

(5) 責任追跡性 (Accountability)

ア 意義

ある行為が誰によって行われたかの一連の動作を明確にすることであり、利用者やシステムの責任を説明できるようにする。

イ 主な対策方法

デジタル証明やアクセスログ、操作履歴、ログイン履歴等のログ情報の取得・記録、作業記録の作成

ウ 佐世保市情報資産取扱要綱の該当条文

第34条5項ないし7項、第49条、第53条、第55条、第88条、

(6) 否認防止 (Non-Repudiation)

ア 意義

情報の作成者の作成事実のように個人や組織が情報システム等利用時に行った行為について後から否認できないようにする。

イ 主な対策方法

デジタル証明や取得したログ情報の正確な記録保管

ウ 佐世保市情報資産取扱要綱の該当条文

第86条2項

(7) 信頼性 (Reliability)

ア 意義

情報システムの処理が、欠陥や不具合なく確実に行われることであり、システムを問題なく使い続けることができるようにする。

イ 主な対策方法

ソフトウェア・アプリケーションの欠陥、不具合発生を防止する情報システム設計・構築等

ウ 佐世保市情報資産取扱要綱の該当条文

第26条、第28条、第29条、第33条3項・4項、第35条、第36条1項ないし3項・5項・6項、第51条、第57条、第66条、第77条、第80条、第81条、第84条、第85条の2・5項、第86条1項

【意見】佐世保市情報資産取扱要綱は、条文の構成上、主語（特に、情報セキュリティのための義務を負う者）が、四分五散している。その結果、一見して、佐世保市の情報施策の組織である、最高情報セキュリティ責任者（佐世保市長）、情報セキュリティ統括監理者（総務部長）、文書情報セキュリティ監理者（総務部総務課長）、電子情報セキュリティ監理

者（総務部情報政策課長）、情報セキュリティ統括者（各部署に設置）、情報セキュリティ責任者（各部署に設置）及び情報セキュリティ担当者（各部署に設置）が、佐世保市の情報セキュリティについて、いかなる権限の下、いかなる義務を負うのかの理解が困難である。また、上記の各役職間の報告の流れやその他の関係も把握し辛い。これについては、本要綱が、情報セキュリティの内容毎に区分されていること、さらに、情報技術の著しい進化に併せて、上記のC I A原則の他、真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性の4特性への対応の必要から、情報セキュリティの内容がより分化したことが原因と考えられ、やむを得ない部分がある。

この問題については、後述の佐世保市職員向け情報セキュリティガイドブックをもって補完しているので、同項でも触れるが、佐世保市情報資産取扱要綱のみの問題として、上記各役職の権限及び義務並びに各役職間にて行うべき指示・命令や報告について、図示したものを要綱に添付することを検討していただきたい（添付資料「佐世保市の情報セキュリティに関する各役職の権限・義務等の図」参照）。

第4 佐世保市情報セキュリティガイドブック

- 1 佐世保市情報セキュリティガイドブックは、佐世保市情報セキュリティポリシー及び佐世保市情報資産取扱要綱により規定される佐世保市の情報セキュリティ全般について、職員等が参照すべきマニュアルである。

佐世保市は、情報セキュリティガイドブックを、職員がいつでも閲覧できるよう庁内FAQシステム等を活用し、配付している。

- 2 情報セキュリティの複雑化により、情報セキュリティポリシー及び佐世保市情報資産取扱要綱の内容も難化したが、佐世保市の各職員は、各自が担当する本来の公務を遂行しなければならず、情報セキュリティのために

費やす労力及び時間は限られている。そこで、佐世保市総務部情報政策課は、情報セキュリティポリシー及び佐世保市情報資産取扱要綱につき、職員等が把握すべき情報セキュリティの意義、目的、具体的な事務処理等を体系的にまとめた手順書として、情報セキュリティガイドブックを作成している。

監査人は、佐世保市の職員等が、実際に認識している情報セキュリティに関する知識を把握するため、情報セキュリティガイドブック（令和２年２月２７日第三版）の提出を受け、その内容を精査した。

３ 情報セキュリティガイドブックは、以下の構成となっている。

（１）第一章 佐世保市の情報セキュリティマネジメント

ア 第一章 佐世保市の情報セキュリティマネジメント

１－１ 地方自治体に求められる情報セキュリティ

情報セキュリティの一般的な重要性を前提に、特に地方自治体では、市民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有していること、情報を利用しての行政サービス提供という業務態様であること等の特殊事情があるという高度の情報セキュリティが求められることを説明している。また、昨今のサイバー犯罪の動向や情報セキュリティへの１０大脅威を説明している。

１－２ 本市の考える情報セキュリティマネジメント

佐世保市の情報セキュリティマネジメント（管理）システムの目的を「質の高い行政運営の市民への提供」と定め、さらに、同マネジメントの中断ない改善のためＰＤＣＡサイクル（策定・運用・評価・改善と見直しを繰り返すという組織運用方式）を採用する旨述べている。

１－３ 本市の情報セキュリティマネジメント体系

佐世保市の情報セキュリティメント体系（佐世保市情報セキュリティポリシーを頂点とし、佐世保市情報資産取扱要綱及び文書規定を具体的な下位規範としている構造）を説明している（本報告書第183ページの図参照）。

1-4 本市における情報セキュリティマネジメント体制

佐世保市における情報セキュリティマネジメントの各担当の役割名称と役割、各担当に就任する者の説明がなされている。上記の情報資産取扱要綱につき、監査人にて提言した、各担当の権限と義務につき、抽象的ながら「役割」という形式にて説明がなされている。

1-5 情報セキュリティに関する周知事項

各職員等が成すべき情報セキュリティ及び情報資産の取扱等について遵守すべき事項、並びに、情報資産の管理責任と事故発生時の処罰可能性についての説明がなされており、情報セキュリティガイドブック所有者にてチェックを入れることで確認する。

イ 第二章 資産管理に係わる情報セキュリティ

2-1-1 情報を作る

情報作成にあたり、必要とされるセキュリティの程度に応じた情報の分類（Ⅰ類ないしⅣ類。本報告書第191ページの表参照。）、取扱い制限を定めることと、情報セキュリティ責任者の承認を得ることを説明している。

2-1-2 情報を入手する

情報入手にあたり、入手源の庁内・庁外に対応して、情報資産を分類し、これに基づき取り扱うべきことを定めている。

2-1-3 情報を利用する

情報利用にあたり、目的外利用禁止、分類に従った取扱いをすべきことを説明している。

2-1-4 情報を保管する

情報保管にあたり、情報資産分類に従った適切な管理、特にⅠ類及びⅡ類につき、特段の対応の必要を説明している。

2-1-5 情報を廃棄する

情報廃棄にあたり、情報セキュリティ責任者の許可が必要であること、廃棄状況の記録必要、特に、情報資産分類Ⅰ類及びⅡ類の廃棄につき特段の対応を要することを説明している。

2-2 セキュリティに関する事故を報告する

セキュリティ事故を例示のうえで、その発生時における速やかな報告を行うべきことを最優先とし、隠匿等は禁止としている。

2-3 佐世保市CSIRTについて

セキュリティ事故発生時の対応部署である佐世保市CSIRT (Computer Security Incident Response Team) について、対象事故、受付窓口を説明している。

ウ 第三章 セキュリティ遵守事項

3-1-1 情報を管理する①

情報資産の定義、情報資産の作成・入手時の情報資産管理システム登録、情報資産廃棄時の同システムからの削除等を定めている。

3-1-2 情報を管理する②

情報資産の管理につき、セキュリティポリシー及び情報資

産取扱要綱等を遵守すべきこと、情報資産の不正持出や業務目的外の情報に関する利用禁止、職員の全庁ファイルサーバ利用により電子情報の共有化に努めること、パソコンやモバイル端末及び紙文書の情報管理について定めている。

3-1-3 印刷する

印刷物につき情報漏洩の端緒になることへの注意、文書規定に従っての管理を定めている。

3-2 パソコンを管理する

セキュリティワイヤー等盗難防止措置、ログインパスワードの設定条件及び定期的変更、ウイルス対策ソフトの定期的更新とウイルススキャン実施を定め、禁止事項として、他人のIDやパスワード使用、セキュリティ設定変更、不正コピーソフトウェア使用及び自動ログイン設定等を定める。

3-3 情報を守る（バックアップ）

職員の必要なファイルのサーバ等、特に全庁ファイルサーバへの保存推奨を説明している。

3-4 情報を守る（ウイルス対策）

ウイルス対策ソフトの稼働確認、フルスキャン、アップデード等について定めている。また、ウイルス感染を疑う状態の際の対処を説明している。

3-5 USBメモリ等外部記録媒体を使う

USBメモリ等外部記録媒体の原則利用禁止、ファイル移動・コピーのための一時的な例外的利用につき、所属課備品に限ること、情報政策課への事前許可申請が必要であること等を定めている。

3-6 情報資産の承認申請・許可について

情報資産の複写・持出・持込み・廃棄につき、情報セキュリティ責任者の許可が条件であること、複写等につき記録を残さなければならないこと等を定めている。

3－7 マイナンバーの安全管理措置について

マイナンバーにつき、利用できる範囲、実際の利用にあたり具体的な利用目的の特定の必要、他人への提供禁止と情報請求禁止を定め、また、特定個人情報管理責任者と特定個人情報事務取扱担当者を説明している。

3－8 セキュリティワイヤーについて

各部署で導入されている端末等につき、各部署購入のワイヤーを接続する必要がある。

3－9 モバイル端末を使う

モバイル端末につき佐世保市支給のもの以外の使用原則禁止、個人所有のモバイル端末の庁内LAN接続禁止等を定めている。

3－10 クラウドサービスを利用する

クラウドサービスを利用する際の慎重な選定について定めている。

3－11 セキュリティ研修について

職員のセキュリティ研修の受講義務等について説明している。

3－12 自己点検を行う

職員の定期的（年4回）の自己点検（全職員の情報セキュリティ取組状況確認表、特定個人情報取扱担当者の安全管理措置の実施状況確認表の提出）

エ 第四章 情報受発信に係わる情報セキュリティ

4－1 I D・パスワード等を管理する

パスワード設定及び管理上の注意、共同利用 I D のパスワード設定・運用についての漏洩への注意等を説明している。

4－2 電子メールを送る

電子メール送信時の添付ファイル暗号化またはパスワード設定等の注意、業務外の利用禁止等を定めている。

4－3 標的型攻撃メール（不審メール）に対応する

標的型攻撃メール受信時の速やかな削除、U R L や添付ファイルを開いた時の対処等について定めている。また、標的型攻撃メールの特徴と実際の被害例について説明し、職員に対する注意喚起を行っている。

4－4 W e b サイトを閲覧する

業務以外の W e b サイトは一切禁止を定めている。また、「ポルノ」、「ギャンブル」、「ゲーム」、「出会い系」等分類される W e b サイトやプログラムへのアクセスに対する利用制限が施されていること、「情報セキュリティクラウド」による職員の W e b 閲覧情報取得、監視がなされていることの説明があり、職員への警告がなされている。

4－5 ホームページを安全に運用する

佐世保市公式ホームページにつき、その運用時の適切な運用について注意している。

4－6 私用パソコン等を業務で利用しない

私用パソコン等の業務利用原則禁止、情報セキュリティ責任者の許可がある場合の庁内ネットワーク接続禁止、私用スマートフォンでの庁内撮影禁止を定めている。

4－7－1 S N S を利用する

職員がＳＮＳを個人的に利用する場合、公務員としての立場にあることから、ＳＮＳ利用の際、アカウントの乗っ取り被害、ウイルス感染、不適切投稿等による紛争が一般人よりも拡大することを注意している。

４－７－２ ＳＮＳを運用する

佐世保市の各部署のＳＮＳ運営の際、速やかに情報政策課長へ届け出なければならないこと、地方公務員法その他関係法令の遵守等を定めている。

４－８ 臨時職員及び外部委託等について

臨時職員につき情報セキュリティポリシー及び各種要綱を正規職員同様に遵守させること、採用時の研修実施等を行うこと、外部委託時に情報セキュリティ特記事項を契約内容に含めること、受託者の本人確認等を行うこと、外部委託者による情報資産庁外持出・返却の際情報セキュリティ責任者に事前承認を要することを定めている。

４－９ システムの利用履歴を記録する

各部署のシステムにつきログの取得、保存、解析を適切に行うこと、その際システム担当職員の留意事項、ログ解析時の留意事項について説明している。

オ 様式集

以上の佐世保市職員の情報管理セキュリティ上の諸手続きに用いる以下の書式が添付されている。

電子情報等（Ⅰ、Ⅱ類）複写申請書兼許可書

電子情報等外部持ち出し申請書兼許可書

電子情報等持込み申請書兼許可書

電子情報等消去・廃棄処分申請書兼許可書

電子情報等返還（廃棄）報告書（例）

U S Bメモリ等管理台帳

カ 用語集

情報技術関連の専門用語に関する簡略な説明がなされている。

【評価】情報セキュリティガイドブックは、情報セキュリティポリシー及び情報資産取扱要綱につき、職員が留意すべき事項を簡略に整理した手順書である。特に、情報セキュリティ3原則「CIA」を中心とした事務対応を簡素に記載しており、理解し易さを含め、概ね適切な内容と思われる。

【意見】後述のとおり、各部署へ情報セキュリティに関するアンケートを行った結果、情報セキュリティガイドブックについては、さらなる簡略を求める意見もあった。情報技術革新の加速的な進行とサーバ攻撃の複雑化により、今後、ガイドブック改訂の際、内容の難化と職員からの簡略化の要望という矛盾する要因が予想されるが、引き続き均衡の取れた手順書作成を試行されたい。

【意見】マルウェアに関する知識、ログの詳細に関する知識は、情報機器使用者において、習得の度合いに大きく差がある事項である。プログラミング学習等制御・演算の指示が可能等の段階に至らずとも、基本ソフトウェア（OS）を利用できる段階であれば、マルウェアやログに関する知識は理解可能であろう。情報セキュリティガイドブックにつき、マルウェアへの警戒の必要とログを取得、保存、解析に努めることまでは記載されているが、具体的な対処等までは不明である。①マルウェアの名称、被害内容、感染経路、②ログにつき職員がよく使用するアプリケーションやウェブブラウザにて取得、保存、解析する方法について、簡略な表を添付すること

を検討されたい。

【意見】情報資産取扱要綱でも意見として触れているが、各役職の権限及び義務並びに各役職間にて行うべき指示・命令や報告についての理解につき、情報セキュリティガイドブックでは、「1－4 本市における情報セキュリティマネジメント体制」の部分にて、各役職の権限及び義務については、平易な表現にて理解し易い記述があるが、各役職間の指示・報告について整理された記載はなかった。情報資産取扱要綱と同様に、これらを図示したものを添付することを検討していただきたい。

第6章 佐世保市庁舎内の情報セキュリティの現状1（物理的セキュリティ）

第1 佐世保市における物理的セキュリティ体制

1 サーバ等大型・大容量情報機器の設置・保管

佐世保市では、電子情報セキュリティ管理を行う上で、サーバ等の機器は火災、水害、埃、振動、温度、湿度の影響を極力排除する処置を施し配置している（以下、佐世保市におけるサーバ保管部分を「サーバ類」と称する。）。そして、サーバ類につき、管理システムを集約、設置し物理的に外部より容易にアクセスできない状態に保持している。またサーバ類への接触には管理を行う特定の権限を持った者だけが許可され、接触の際はＩＣカード、顔認証によるチェックが行われパスしなければならない。

サーバで管理されるデータはシステムの冗長化^{（注 1）}が構築されており、メインサーバの障害時でも即座に予備のサーバを起動しシステムの停止時間を最小限にするための措置が施されている。

（注 1） システムに何らかのトラブル（障害）が発生した際に備え、障害発生後でもシステムの機能が保たれるように予備装置を配置しバックアップを平常時に行ったうえで運用する方式

監査人は、サーバ類の現場視察を行った。その状況について、以下のとおり報告する。

2 サーバ類接触管理

現在サーバ類には限定管理職員（情報政策課）及び常駐システムエンジニアが接触可能となっており、スポット対応として臨時に発行された I D（カード）での許可が可能である。接触の際はチェックポイントとして、顔認証によるユニットを利用している（指紋の生体認証、I Dカード、パスワード入力も可）。

視察の際に職員の顔認証を実演してもらったが、今一つ認証の精度が低いように思われたので、今後は指紋や静脈認証、虹彩認証等の生体認証も選択肢に入れておいた方が良いと感じた（添付資料 Q & A 別紙 3 8 参照）。

3 機器設置状況（サーバ類視察）

情報を管理するすべてのサーバ類及び周辺機器は、物理的な管理等が容易となるように設置されている。サーバ類は電源、空調管理されており 3 6 5 日停止することなく稼働している。サーバ類につき、6 機の防犯カメラが設置されており、各カメラの映像記録は 7 年間保存される。

本体は経済性、収納性、耐久性（地震等の衝撃）、メンテナンスの容易性を考慮した上でラックマウント式^{（注 2）}になっていた。目的に応じてラックの設置ブロックが決まっており、主に

- （1）光ファイバ等の通信系を管理するブロック
- （2）U T M、スイッチ等を収容するブロック
- （3）行政専用ネットワーク（L G W A N）を管理するブロック
- （4）仮想サーバ及び関連機器を管理するブロック
- （5）各業務システムを収容するブロック

（注 2） 専用の棚に積み上げられるように規格された薄型のコンピュータ。標準規格は 1 9 インチ（ラック）

で構成されていた。またこれらの機器類が放出する熱はすさまじく、専用の空調施設により機器周辺が一定の周辺温度（温度は24度前後、湿度は50パーセント程度に固定）が常に保たれるように設計されている。さらに旧システムが稼働しているものもあり、新しい技術導入の際はいつでも入れ替え可能なスペースも確保している。仮想サーバブロックの機器は、監査人補助者SEの見立てでは、最新鋭及び高品質の製品を使用している。上記（1）ないし（5）の各ブロックにつき、民間用に同品質の製品を準備しさらに運用する場合、ブロック毎に3億円程度の予算を要するかもしれないレベルということであった。これらの多数のサーバ設置は、①CIA3原則の一つである可用性達成のための冗長性確保、②平成27年に発生した日本年金機構への不正アクセスによる年金情報流出事件により、各地方自治体において、年金情報に匹敵する程の重要性がある情報を取り扱うLGWAN利用の際、特別のドライブを設定する等、職員が用いるパソコンの情報保存に際してのサーバ棲み分け方式への転換が必要となったこと等の事情により、佐世保市として超大容量の情報処理・記憶機器が必要となったためである。

佐世保市の各地域の施設^{（注3）}の情報（ハードウェア、ソフトウェア、セキュリティ等）はほぼこのサーバ類に集約されており障害（ハード、ソフト、セキュリティ等）が起こった場合、平日は常駐システムエンジニアが即座に対処し、夜間や休日においても障害通知を受けた場合は委託業者の市内事業所からソフトエンジニアがサーバ等へ駆けつけ最短で復旧を行う体制を整えている。

そして新しい試みとして資産管理運用システムの監視体制により不調なパソコンの挙動を検知し、予防・交換を行うことで業務の停止時間を

（注3） 本庁舎、北部、南部、離島の1次施設（行政15施設）、2次施設（行政59施設、教育70施設）、3次施設（行政1施設、教育2施設）

最小限に食い止めることを可能にしたことが挙げられる。保守という観点からこのことはコスト面とサービス面で評価できるところである。

第2 中央管理される機器情報

1 佐世保市庁舎内における情報機器管理システム

佐世保市庁舎内で使用される情報機器は、情報セキュリティガイドブック4－6（本報告書第212ページ）のとおり、原則として、佐世保市の備品を用いなければならない。この佐世保市の備品である情報機器、さらに、佐世保市庁舎内外に張り巡らされているネットワークについて、佐世保市は、集中的な管理システムを採用している。

監査人は、この情報機器管理システムを視察した。

2 情報機器管理システムの内容

佐世保市の集中管理システムは、以下の情報機器及びネットワークについて、その使用状況につき、電子情報セキュリティを統括する総務部情報政策課がリアルタイムで把握し、また、ログの取得、保存が可能となっている。さらに、庁舎内Wi-Fiも一括管理可能となっており、ウイルス感知時、情報政策課に対する警告が届き、同課による切断処理が可能となっている。

- (1) 庁舎内外ネットワークの情報管理全般を担うサーバ群（実装、仮想、クラウド等）
- (2) サーバ及び各部局端末間で行われるデータ収受する仕組みを司るシステム（OS、アプリケーションプログラム全般を含む。）
- (3) 庁舎内外ネットワークに接続及びデータ処理を行うための各部局に配置された情報系端末
- (4) 佐世保市行政ネットワークに接続するために配布された端末機
- (5) 各部署が所管するもので庁舎内での使用の目的で導入された端末機

- (6) 各部署が所管し、庁舎外に持ち出しが可能な端末機（パソコン、タブレット等のモバイルデバイスを含む。）

【評価】情報機器管理システムは、総務部情報政策課が取り扱う管理用コンピューターより佐世保市庁舎と関係機関にて配布されているパソコンのモニター画面が表示されていた。そのデータについては、録画して一定期間保存されるということである。また、各パソコンの操作ログについても管理可能とのことである。そして、ウイルス発生時の対処も発生した情報端末を取り扱う部署による対処のみならず、情報政策課での対処も可能となっている。これらの能力から、不正アクセスや意図的な内部からの流出行為につき、効果的である。監査人補助員 S E の所感としては、ハードウェアの脆弱性を理由とする情報漏洩の防止の観点としては、過不足ないものと評してよいとのことである。

第3 情報機器の処分

1 佐世保市の備品である情報機器の処分

最新の機器導入のための入れ替えや故障により動作不可の機器に対して廃棄処理が必要となった場合には、内部の記憶装置に保存されたデータもしくはシステム情報（プログラム等）を完全消去するための処置が施される。

2 職員が廃棄処理する場合

庁舎内で配布されている「パソコン廃棄手順書」に従い、情報政策課で貸し出ししている「データ消去ソフトウェア」を用い各課にてデータ消去作業を実施する。

3 専門業者へ委託する場合

特殊に構築されたサーバ等に関しては職員での消去作業は実施不可であ

るため、構築した業者もしくは信頼できる専門業者に委託し消去作業を行う。その際に条件として消去（廃棄）作業は必ず市の施設内で職員立会いの下で行い作業完了後、委託事業者より「データ消去証明書（又は廃棄証明書）」を現物の処理後撮影画像と共に必ず提出することを義務付けられている。これにより、他自治体で発生したデータ未消去の記憶媒体が第三者の手に渡るという危険を防止している（添付資料Q & A別紙47参照）。

【評価】令和元年12月ころの神奈川県ハードディスクドライブ転売・情報流出による個人情報流出事件は、日本国民へ、公的機関が管理する個人情報セキュリティへの関心を非常に高めた事件である。佐世保市においては、同事件以前より、情報記憶媒体の最終的な処分については、機器枢要部の物理的な破壊を確認しない限り、佐世保市の管理区域外へ持ち出せないという体制を維持しているということであり、これについては、監査人補助者SEとしても適切な処分方法ということである。佐世保市には、引き続き、現在の処分方法の維持及び向上に努めていただきたい。

第7章 佐世保市庁舎内の情報セキュリティの現状2（人的セキュリティ）

第1 佐世保市における人的セキュリティ体制

佐世保市では、上述の情報セキュリティポリシー及び情報資産取扱要綱を設けて、情報セキュリティを確実とし、適切な情報管理を維持するために、職員に対して、以下のとおりの情報セキュリティに関する制約を課している。

第2 職員に対する制約

先述した「第5章 佐世保市内での情報施策に関する内規」、「第2 佐

世保市情報資産取扱要綱」の7のとおりである。その主目的は、佐世保市が構築した物的セキュリティの枠外、すなわち、総務部情報政策課が把握する領域外で情報機器や情報資産が取り扱われることの防止と考えられる。

第3 セキュリティ意識強化のための研修の実施

佐世保市の職員は情報セキュリティポリシーの遵守強化のために定期的に研修を行っている。ベースとなるソースは情報政策課が作成している「情報セキュリティガイドブック」であるが必要となるタイミングで都度資料を作成し、おおよそ年2回～5回実施されている（平成16年から令和元年までの資料）。この監査につき、監査人にて過去の事例を確認した。

一例として令和元年5月に要綱に基づき新入職員等に情報セキュリティの基礎研修として、市が契約しているセキュリティ委託事業者を講師に迎え新入職員として備えるべき情報セキュリティの基礎事項を学び、小テスト及び解説を実施している。同年8月には標的型メール攻撃を想定した訓練において意識の低い職員に対してセキュリティ委託事業者を講師に迎え、意識向上を目的とした講義が行われている。

第4 各部署における情報セキュリティに関する周知事実の確認

庁舎内の部局（部署）でのセキュリティの維持と業務の効率化を図るために課内で共有すべき項目をチェックリストとしてセキュリティガイドブックに列挙している。職員は、本来の業務へ対応する必要から、セキュリティガイドの内容につき失念することが考えられるが、このチェックリストを用いて、周知事項についての再確認を行い、事故防止に役立てている。

※部署での周知事項チェックリスト

情報資産の取扱いに関する基本的事項	
☐	個人情報保護条例を理解し、遵守する
☐	情報セキュリティポリシー及び情報資産取扱要綱を理解し遵守する
☐	情報資産を正確かつ安全に取扱い、適正で円滑な管理を行う
☐	情報資産の漏えいや不正アクセスを防ぎ、市民サービスの向上に寄与する
情報資産の利用	
☐	情報資産は、条例、規定、要綱等にもとづき、許可された範囲で利用する
情報資産の管理責任	
☐	情報資産の管理責任者は所属長（部署長）である
☐	情報資産の管理担当は、当該情報を取り扱う職員個人である
☐	情報資産の取扱上、事故及びその恐れがある場合は、すみやかに報告する
☐	事故が、何らかの過失や故意・悪意等に起因すると判明した場合は処分の対象となる場合がある
情報資産の管理方法	
☐	情報資産にセキュリティレベル（Ⅰ～Ⅳ類）を設けて、レベルに応じた管理を行う
☐	セキュリティレベル（Ⅰ～Ⅳ類）は情報資産取扱要綱第14条のとおり
☐	3ヶ月に一度「情報セキュリティ取組状況確認表」にて自己点検を行い記録する
情報資産の物理的セキュリティ対策	
☐	情報資産は、セキュリティレベルに応じて施錠可能な場所に保管する等

	を行う
☐	情報資産に対し、バックアップを実施し、必要に応じて分散保管等を行う
☐	記録媒体のき損等に留意する
情報の人的セキュリティ対策	
☐	情報を漏えいしない、改ざんしない、故意にき損しない
☐	無許可ソフトの導入禁止、情報資産の持ち出し・提供・複写・持ち込み禁止
☐	10分以上離席するときは書類が見られないように工夫する
☐	セキュリティレベルⅠ類、Ⅱ類の情報資産は施錠可能な場所に保管する
情報システムを利用する場合の管理	
☐	パスワードを教えない、聞かない、PCや机に貼らない
☐	10分以上離席する場合は、ログオフやパスワード付スクリーンセーバでロックする
☐	退庁時はPCの電源を切り、持ち運び可能なPC等は鍵付き保管庫に収納する
☐	PCの設定等を許可なく行わない
☐	システム毎の業務継続計画（復旧手順書）を年に一度見直す
☐	マニュアル等をよく読み、正しい操作を心がける
☐	職員倫理にもとる情報システムの不正・不当な利用をしない
特定個人情報を取り扱う場合	
☐	番号方、特定個人情報の保護に関する条例等関係法令を理解し、遵守する
☐	個人情報保護委員会で定められた安全管理措置を適切に実施する
☐	法令等で定められた範囲外での特定個人情報の利用禁止

☐	指定された担当者以外の特定個人情報の閲覧、アクセスの禁止
☐	独自利用事務、個人番号関係事務においても、個人番号利用事務と同様の対策を実施する
☐	千人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、特定個人情報保護評価を事前に実施する

第5 電子情報及びその余の文書の複写や所在についての把握

佐世保市は、電子情報及び文書等の複写や持ち出しについても提出及び記入（許可書等）を義務付けており、都度管理チェックを行っている。具体的な書式例について、監査人より同市へ照会したところ、その結果は、以下のとおりであった。

- 1 電子情報等（Ⅰ、Ⅱ類）複写申請書件許可書
- 2 電子情報等（Ⅰ、Ⅱ類）複写一覧表
- 3 U S Bメモリ等利用管理台帳
- 4 電子情報等外部持ち出し（提供）申請書兼許可書
- 5 電子情報等外部持ち出し内訳一覧表
- 6 電子情報等持込み申請書兼許可書
- 7 電子情報等持込み内訳一覧表
- 8 電子情報等消去・廃棄処分申請書兼許可書
- 9 電子情報等消去・廃棄処分内訳一覧表
- 10 電子情報等返還（処分）報告書

第6 セキュリティに関する事故の報告（情報セキュリティ運営者間の報告）

佐世保市庁舎内及び関連機関での情報セキュリティに関する事故が起こった場合、これを発見した職員は、佐世保市情報セキュリティポリシー及び佐世保市情報資産取扱要綱第47条1項に基づき速やかに情報セキ

セキュリティ責任者へ報告する義務がある。そして、同報告を受けた情報セキュリティ責任者は、速やかに、情報セキュリティ統括監理者（総務部長）、文書情報セキュリティ監理者（総務部総務課長）または電子情報セキュリティ監理者（総務部情報政策課長）に報告をしなければならず（要綱第47条2項）、必要により最高情報セキュリティ責任者（佐世保市長）に報告しなければならない（要綱第47条3項）。

電子情報セキュリティに関する事故としては、以下のものを想定できる。

- 1 メールの誤送信
- 2 パソコンの破損
- 3 持ち出した情報の紛失（書類やUSBメモリ等）
- 4 ウイルスに感染した事実

このような場合において佐世保市ではセキュリティ事故に対して迅速且つ適切な対応を目的とした組織 佐世保市CSIRT^{（注4）}を情報政策課に平成31年に設置している。

※佐世保市CSIRTが扱う事故

事故の種類	概要
個人情報の流出・漏えい等	コンピューター・ウイルス、不正アクセス、DDoS攻撃、DDoS攻撃、標的型攻撃及びホームページ等の改ざんが発生し、セキュリティレベルⅡ類以上の情報漏えいまたは破壊が発生した場合
大規模な情報システムの停止等	情報システム、ネットワーク、サーバ及び端末等の利用に支障をきたし、業務を長時間停止し

（注4） 佐世保市 Computer Security Incident Response Team の略

	た場合
特定個人情報の安全確保に係る重大な事態	特定個人情報保護委員会規則第五号第二条に規定された事態

これにより、事故に対して適切な処理を行い市民サービスへの障害を迅速に復旧する役目を担っている。

第7 SNS^(注5)の運用管理

今では一般的になったSNSであるが、最近では個人間だけではなく民間企業や地方自治体も積極的にこのサービスを利用する機会が増えてきている。佐世保市でも同様にSNSを利用しているところ、情報資産取扱要綱第93条の3（ソーシャルメディアサービスの利用）により、電子情報セキュリティ監理者（総務部情報政策課長）の運用手順策定と責任者決定のうえで、運用するにあたってはその「利便性」と「危険性」を十分に理解した上で独自の佐世保市ガイドライン^(注6)に沿って留意しながら利用している。

1 地方公務員としてのSNS活用の主な留意点（抜粋）

- （１）情報を発信する場合は法令、条例、規則、規定を遵守して発信する。
- （２）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意する。
- （３）正確な情報の発信と誤解を招く表現をしないように留意する。
- （４）他者を傷つけるような表現（誹謗中傷等）をしないように注意し、誤解を招いた場合は誠実に対応することに留意する（無用な議論は避けなければならない）。

（注５） ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social networking service）の略称。Twitter、Facebook、LINEなどWEB上で社会的ネットワークの構築するサービス、若しくは人と人との間のコミュニケーションをインターネットで促進し社会的なネットワークの構築を支援するサービス

（注６） 関係要綱等：「民間ソーシャルメディアの活用に係る佐世保市ガイドライン」

2 佐世保市としてSNSで発信してはならない情報

- (1) 特定の秘密に関する情報
- (2) 佐世保市及び他者の権利を侵害する情報
- (3) 佐世保市のセキュリティを脅かす恐れのある情報

第8 各部署の情報セキュリティに関する意識

- 1 以上のとおり、佐世保市の人的セキュリティについては、職員への遵守事項を定め、事故の予防、事故発生時の報告等対応、そしてこれらについての定期的研修とガイドブックの作成・配付等が行われている。

人的セキュリティの実行につき、これらの準備、設営が不可欠であるが、実際に対象者が遵守しているかどうかさがさらに重要である。そこで、監査人は、佐世保市の各部署へ情報セキュリティに関するアンケートを行った。

- 2 監査人が各部署へ行ったアンケートの質問事項は、添付資料「監査人からの佐世保市各部署への人的セキュリティに関するアンケート質問事項」のとおりである。これにつき回答を得た部署は、以下のとおりである（順不同）。

基地政策局、総務部総務課、港湾部みなと振興・管理課、行財政改革推進局、財務部財政課、市民生活部コミュニティ・協同推進課、市民生活部市民安全安心課、市民生活部人権男女共同参画課、市民生活部戸籍住民窓口課、市民生活部早岐支所、市民生活部相浦支所、市民生活部日宇支所、市民生活部大野支所、市民生活部中里皆瀬支所、市民生活部柚木支所、市民生活部黒島支所、市民生活部江上支所、市民生活部三川内支所、市民生活部針尾支所、市民生活部宮支所、市民生活部吉井支所、市民生活部世知原支所、市民生活部小佐々支所、市民生活部江迎支所、市民生活部鹿町支所、企業立地推進局、観光商工部商工労働課、保健福

祉部保険福祉政策課、保健福祉部食肉衛生検査所、保健福祉部指導監査課、生活福祉部生活福祉課、保健福祉部障がい福祉課、保健福祉部試験検査課、保健福祉部生活衛生課、保健福祉部医療保険課、保健福祉部保険料課、保健福祉部健康づくり課、保健福祉部長寿社会課、保健福祉部医療政策課、保健福祉部看護専門学校、防災危機管理局、農林水産部農業畜産課、農林水産部有害鳥獣対策室、農林水産部卸売市場管理事務所、農林水産部水産課、農林水産部水産課水産センター、農林水産部農林整備課、子ども未来部子ども政策課、契約管理室契約課、契約管理室技術管理課、都市整備部都市政策課、都市整備部地籍調査課、都市整備部公園緑地課、都市整備部建築指導課、都市整備部営繕課、都市整備部まち整備課、環境部環境政策課、企画部政策経営課、土木部土木政策・管理課、会計管理室会計管理課、消防局総務課、消防局警防課、消防局指令課、消防局予防課、消防局消防訓練所、消防局中央消防署、消防局東消防署、消防局西消防署、議会事務局議会運営課、農業委員会農業委員会事務局、水道局総務課、水道局財務課、水道局経営管理部営業課、水道局水源対策・企画課、水道局水道維持課、水道局水道整備課、水道局事業部水道施設課、水道局北部管理事務所、水道局宇久営業所、水道局下水道事業課、水道局下水道施設課、水道局水質管理センター、選挙管理委員会事務局、教育委員会総務課、教育委員会学校教育部学校保健課、教育委員会スポーツ振興課、教育委員会学校教育部学校教育課、教育委員会学校教育部教育センター、教育委員会教育総務部社会教育課、教育委員会教育総務部新しい学校推進室、教育委員会教育総務部図書館、教育委員会学校教育部青少年教育センター、教育委員会総合教育センター課、教育委員会教育総務部文化財課、監査事務局

※以上 96 か所

3 このアンケートの結果は次ページ以下のとおりである。

※情報セキュリティに関する佐世保市各部署へのアンケート結果

〔各部署の情報管理について〕

質問番号	回答内容	回答数
第 2 - 1	※この質問の回答については、広く公開することにより、各部署の情報セキュリティを脆弱にさせる懸念があるため、本報告書での報告を省略する。	
第 2 - 2	職員の I T 技術等の知識は十分とはいえないが、総務部情報政策課または他部署への支援要請を常に心がけており問題はない。	87
	職員の知識習得に努めているが十分な知識が不足しており、理想を言えば有識者を課内に確保したい。しかし、実現は困難であるためベンダーの S E や総務部情報政策課の支援、ガイドブックでの対応となっている。	4
	問題等はない。	5
第 2 - 3	情報セキュリティ上の問題が発生したことはない。	91
	文書の誤送付／電子メールの誤送信（事後対処）	3
	共有 USB 紛失（実害無し確認）	1
	ウイルス感染警告があり対処	1

〔情報セキュリティガイドブックについて〕

第 3 - 1	主にセキュリティ責任者・担当者または課内にて常備しており問題発生時に参照するようにしている。	46
	あまり活用しているとは言い難い。	44
	情報セキュリティ上の問題が発生していないのでガイドブックを利用していない。	1
	執務スペースに常備しており、情報セキュリティ知識の拡充に努めている。	1
	定期的な供覧・活用を行っている。	3
	内容につき職員に定着しているので活用していない。	1
第 3 - 2	（あまり）利用したという意識はないがそもそも情報セキュリティ上の問題が発生したことが無い。	67
	情報セキュリティに関する疑義発生時に確認し、情報セキュリティの適正な運用を図っている。	3
	必要に応じて確認する程度の利用にとどまる。	3
	定期的に確認している。／定期的な内部研修に利用している。	12
	使用頻度は少ない。／不定期に確認している。	7
	あまり利用していないが改善したい。	1
	利用していない。	2
	内容につき職員に定着しているので活用していない。	1
第 3 - 3	特に無し	67

	情報セキュリティガイドブックに関する講習開催・回数増加希望	16
	情報セキュリティガイドブックにつきコンパクト化、分冊化、または、より具体的なマニュアル的なものの作成を求める。	10
	グループウェアにて常時簡単に参照できるようにしてほしい。	1
	情報セキュリティガイドブック活用につき職員向けの広報をしていただきたい。	1
	マルウェア対策についての具体的なマニュアルが欲しい。	1

〔電子情報セキュリティの情報管理部門へのリクエスト〕

第 4 - 1	特に無し	81
	講習会開催等によるスキルアップの機会を求める。	9
	特に問題ないが、定期報告がなければ事務が簡素化できる。	1
	可能であれば定期報告の回数減少希望	1
	セキュリティ維持と事務処理簡素化への取組希望	1
	部署により情報セキュリティ担当者の負担度が異なっているため、部署に応じた柔軟な運用を可能にしたい。	1
	ＩＴパスポート等、最低限のＩＣＴ資格取得支援をして欲しい。	1

	市庁舎の物理的構造等の事情から情報セキュリティにつき見直すべき部分がある。	1
第 4 - 2	特に無し	94
	サイバー攻撃への対処増強希望	1
	事故対処法・事例研修希望。ＩＴ関係の用語解説希望	1

〔情報セキュリティの脅威の類型について〕

第 5	① 標的型攻撃による被害	48
	② ビジネスメール詐欺による被害	28
	③ ランサムウェアによる被害	18
	④ サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	9
	⑤ 内部不正による情報漏洩	27
	⑥ サービス妨害攻撃によるサービスの停止	13
	⑦ インターネットサービスからの個人情報窃取	27
	⑧ ＩｏＴ機器の脆弱性の顕在化	8
	⑨ 脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加	12
	⑩ 不注意による情報漏えい	50
	以上①～⑩につきいずれも注目・留意はしていない（「いずれも不明」を含む。）。	35

4 上記の各部署へのアンケート結果により、佐世保市の人的セキュリティに関して、以下のとおり推論できる。

（１）佐世保市の各部署において情報セキュリティのトラブル発生数は、総回答数 96 部署中、5 部署ということであった（質問番号第 2 - 3）。こ

の内、「文書の誤送付／電子メールの誤送信」は3件であるが、その内訳は、紙媒体文書が1件で、電子メール誤送信が2件である。その他、共有USBの紛失が1件と併せて、4件がヒューマンエラーによるものと分類できる。その他、ウイルス感染警告が1件であったが、これは、その原因がヒューマンエラーによるものであるか、外部からのサーバ攻撃であるかを明確に区別することは困難である。いずれにせよ、佐世保市においては、使用しているハードウェアやソフトウェアの機能的な脆弱性が原因と推測される情報セキュリティトラブルは、極めて少ないと評価できる。これは、上述した適切な物理的セキュリティによるものと思われる。

- (2) 情報セキュリティガイドブックについては、あまり活用しているとは言い難いとする部署が44か所にわたっているが（質問番号第3－1）、他方で、その利用の頻度が少ないことにつき、そもそもセキュリティ上の問題が発生していないことを原因としている部署が67か所であり、「必要性がなかったため」という理由による部分が大きいようである。
- (3) 情報セキュリティブックについて、①職員またはセキュリティ責任者・担当者向けの講習開催・拡充希望、②コンパクト化、分冊化等さらなる簡略版等作成の希望が目立った（質問事項第3－3）。
- (4) 情報管理部門への要請について、「特に無し」が総回答数96部署中81件である。その他の要請につき、講習会開催等スキルアップ要請が9部署であった（質問事項第4－1）。
- (5) 電子情報セキュリティ上の脅威10類型につき、各部署にて注目ないし留意しているものとして、「不注意による情報漏えい」と「標的型攻撃による被害」が上位となった。その他の脅威について注目ないし留意しているという部署が分散している。他方、いずれの脅威についても、特別に注目ないし留意していないという部署が35か所となった。

監査人の所感であるが、特に注目ないし留意しているものはないという部署は、強度のセキュリティを要する重要情報（質問番号２－１。ただし、本報告書では回答結果について省略している。）を取り扱っている部署及び取り扱っていない部署のいずれも相当数に及んでいる。また、佐世保市庁舎から離れた関連機関において、特に注目ないし留意しているものはないと回答した部署が目立った。そのような部署から、情報セキュリティガイドブックの簡略版等作成を希望する意見が多かった。

他方、脅威１０類型の全部、または、大部分につき注目ないし留意しているという部署は、強度のセキュリティを要する重要情報を取り扱っている部署が多いように感じられた。

【評価】佐世保市における情報セキュリティは、適切な物理的セキュリティが備えられていると考えられることから、トラブルは、ヒューマンエラーによるものに概ねとどまっており、その発生数は多いとはいえない。そして、過去に起きたトラブルにつき、職員等の故意または重過失によるものは無いようであり、実害は未然に抑制されるか、または、結果的に実害無しと判断される等に止まっている。

上記アンケート結果と併せると、佐世保市の情報セキュリティは、物理的セキュリティが人的セキュリティの範疇までカバーしている部分があり、佐世保市庁舎外の関連機関においては、物理的セキュリティに頼っているところが大きいと考えられる。これは、質問事項第２－２において、職員のＩＴ技術等の知識は十分ではないが、総務部情報政策課または他部署への支援要請をもって対応していると回答している部署が８７か所に及んでいることから裏付けられている。特に、情報機器管理システムは、職員等が人的セキュリティである情報セキュリティポリシーや情報資産取扱要綱の遵守義務を破り、故意に情報漏洩を図った場合、